

14.4  
739



144

739

# 融和事業年鑑

(續前年四十年版)

法人中央融和事業協會



629



融和事業年鑑

(昭和十四年度版)



財團法人中央融和事業協會



融和事業年鑑 目次

緒言（昭和十三年度融和事業概観）

第一編 皇室と融和事業……………一

一、概 説……………一

二、東久邇宮殿下連光寺へ成らせらる……………二

三、東久邇宮殿下奈良縣下に於て融和事業を御下問……………三

四、高松宮殿下、有栖川宮紀念厚生資金御下賜……………三

五、高松宮殿下三重縣厚生記念館に御成……………四

六、皇后陛下關係地區に御使御差遣……………四

七、高松宮同妃殿下埼玉縣下御獎勵事業を御視察……………五

八、昭和三年以降觀櫻並觀菊御會に御召を蒙りたる融和事業功勞者……………六

九、陸軍特別大演習行幸に際し拜謁、御陪食を賜はりし融和事業功勞者……………七



第二編 融和事業機關並統制聯絡

概説

第一章 融和事業機關

第一節 融和事業機關行政

- 第一、中央機關……………九
- 一、厚生省社會局……………九
- 二、文部省社會教育局……………二
- 第二、地方機關……………三
- 一、府縣社會課……………三
- 二、地方事務職員……………三
- 三、社會事業職員制中に於ける融和事業關係……………三

職員

- 府縣融和事業關係者一覽表……………三
- 第二節 融和事業團體……………二四
- 第一、中央團體……………二七
- 第二、地方團體……………二〇
- 第三、其他の團體……………二〇
- 全國融和團體一覽表……………三

第二章 融和事業の統制並に聯絡

第一節 融和事業に關する訓令並要綱

- 第一、訓令……………三
- 一、訓令……………三
- 二、通牒……………三
- 1、地方改善獎勵費補助申請に關する件……………三
- 2、物資動員の強化に依る失業者の救済施……………三

設に關する件

- ◇地方改善應急施設費補助に關する件……………四
- 3、戶籍用紙の様式に關する件……………五
- 第二、規程並要綱……………五
- 一、規程……………五
- 二、要綱……………五

第二節 融和事業に關する會議

- 第一、融和事業行政諸會議……………五
- 一、學務部長會議……………五
- 二、社會課長會議……………五
- 三、融和事業事務職員事務打合せ……………五
- 四、失業對策事務打合せ……………五

第二、融和團體諸會議

- 一、全國的會議……………五
- 昭和十三年度全國融和事業協議會……………五
- 二、地方別協議會……………五
- 三、府縣別協議會……………六

第三編 融和事業行政

概説

第一章 政府の施設

第一節 昭和十四年度豫算及施設計畫

- 第一、昭和十四年度豫算……………七
- 第二、昭和十四年度施設計畫……………七
- 第二節 昭和十三年度施設事業……………七
- 第一、地區整理……………七

第二、育英獎勵

- ……………八
- 第三、地方改善融和機軸獎勵……………八
- 第四、地方改善施設費補助……………八
- 第五、地方事務職員……………六

第二章 府縣の施設

第一節 昭和十四年度豫算及事業計畫

- 第一、昭和十四年度豫算……………七

第二、昭和十四年度事業計畫

- 第二節 昭和十三年度施設事業……………一〇



第一、改善施設補助事業……………一〇三

第二、融和團體獎勵施設……………一〇四

〔附〕府縣地方改善施設獎勵助成に關する規程……………一〇六

融和事業行政統計表……………

第一表 地方改善費支出額調……………一〇〇

第二表 地方改善施設費補助交付額調……………一〇三

第三表 各年度別新規育英獎勵狀況調……………一〇三

第四表 地方改善被育英獎勵就職狀況調……………一〇四

第五表 差別事件調……………一〇〇

第六表 低利資金貸付事業中融和生業資金貸付狀況……………一〇九

第四編 融和運動……………

概説……………

第一章 融和團體諸會議並決議要項……………

第二章 自覺更生施設……………

第一節 産業經濟施設……………一〇三

第一、地區指導施設……………一〇三

一、自力更生精神の振作……………一〇三

二、更生計畫樹立實行指導……………一〇七

三、更生委員會、協同組合の設置並運営指導……………一〇八

四、共同作業場、授産場、職業輔導所の施設狀況……………一〇八

第二、中堅人物養成施設……………一〇〇

第三、産業獎勵施設……………一〇〇

第四、移住獎勵施設……………一〇〇

第五、畜業金融施設……………一〇三

第六、産業經濟機關の現況……………一〇四

第七、産業經濟施設の現況……………一〇六

第二節 教育文化施設……………一〇二

第一、教育獎勵施設……………一〇四

第二、文化的諸施設の運用……………一〇七

第三、青少年の教養指導施設……………一〇九

第三節 支那事變の對策施設……………一〇七

第三章 教育教化施設……………

第一節 學校教育施設……………一〇五

第一、指導者養成施設……………一〇五

第二、融和教育機關……………一〇九

第三、融和教育研究指定校……………一〇九

第二節 社會教化施設……………一〇〇

第一、指導者養成施設……………一〇〇

第二、融和精神の普及施設……………一〇六

第三、國民融和日施設……………一〇八

第四、功勞者選彰……………一〇三

第五、差別事件取扱……………一〇三

第四章 補助機關の施設……………

第一、青年融和團體……………一〇七

第二、婦人融和團體……………一〇〇

第三、支會の組織並活動……………一〇三

第四、市町村融和團體……………一〇四

一、昭和十三年度新設市町村融和機關……………一〇七

二、昭和十三年度末現在市町村融和機關並其の概況……………一〇六

第五、委員制度……………一〇八

第五章 其他の施設……………

第一節 融和團體の政治的活動……………一〇九

參考資料並統計表……………一〇三

第二節 他團體との聯絡提携に關する事項……………一〇九



一、昭和十四年度融和團體豫算一覽表……………三三  
 二、昭和十四年度融和團體事業計畫一覽表……………三八  
 三、中央融和事業協會昭和十三年度事業執行

概要……………二四七  
 四、中央融和事業協會昭和十四年度事業計畫……………二四九

參 考 編……………二五三

第一部 水 平 運 動……………二五三

概 説……………二五三

第一章 全國水平社の宣言及び綱領……………二五五

第一、宣言……………二五五

第二、綱 領……………二五六

第二章 全國水平社第十五回大會概況……………二五七

第二部 融和事業關係統計表……………二六七

第一表 部落所在市町村・部落數並戸數調査……………二六七

第二表 戸數別部落數調査……………二六九

第三表 主要職業別部落數調査……………二七二

第四表 主要職業別部落別戸數調査……………二七四

第三部 融和事業關係諸要綱……………二七六

第一、融和事業に關する産業經濟施設要綱……………二七六

第二、融和事業に關する教育的方策要綱……………二七九

第三、融和事業の綜合的進展に關する要綱……………二八二

第四、融和事業完成十箇年計畫概要……………二八七

第五、都市融和事業に關する要綱……………三〇一

第六、昭和十一年度融和事業實施方針並に主要施設に關する實施方針……………三〇三

第七、昭和十二年度融和事業實施方針……………三〇〇

第四部 融和問題文獻……………三一

第一、昭和十三年度中に發行されたる冊子……………三一

第二、「融和事業研究」……………三二

第三、「更生」……………三二

第四、「融和時報」……………三三

第五、其他一般雜誌……………三九

第五部 融和問題略年表……………三二〇

融和事業關係者住所錄……………三二〇



## 凡 例

- 一、本書は昭和十三年四月より同十四年三月までの融和運動全般に亘り、皇室と融和事業・融和事業機關並に統制聯絡・融和事業行政・融和運動・其の他の参考資料を類纂したものである。
- 一、本書の記事は厚生省社會局・府縣並に融和團體の調査報告と、本會が直接調査した所に據るものから成る。
- 一、本書の編纂方針は概ね前年度のそれを踏襲し、各種施設事項は之を綜合的進展要綱の各體系に準據して編纂した。
- 一、各編に於に統計表のあるもの、並に各編或は各章に關係を有する實際施設の参考資料等は、夫々の編並に章の末尾に掲げた。



## 緒言（昭和十三年度融和事業概観）

支那事變勃發以來我國は、戰時態勢の確立に努め舉國一致堅忍持久以て時艱克服に邁進しつゝ、あるが我が融和事業としても、重大時局に即應したる態勢を執るべく昭和十二年十月中央融和事業協會は國民精神總動員中央聯盟に加盟すると共に緊急全國融和事業協議會を開催して「時局下に於ける融和事業の實施態度並方策」を決定して之に應處するところがあつたが、昭和十三年度に入りては六月開催の全國融和事業協議會に於て「時局に對應すべき融和事業の具體的方策」を決定し愈々積極的態度を表明すると共に之が實施に當つた。

同年度六月二十三日政府に於て、軍需品及輸出原料充足を優先とする物資需給の計畫を樹て之が遂行上緊要と認むる諸方策の徹底的實行を期することに決定するや、重要資源の使用制限に關する諸規則を實施せらるゝ事となつたが、其の中皮革使用制限規則、皮革製品販賣價格取締規則、皮革配給統制規則等の實施は、融和事業方面に最も關係深く、其の及ぼす影響も亦甚大なるものがあつて、離業者及び失業者を多數簇出せしめた。政府は之が對策として各般の施設を講じたが、特に融和事業關係方面に於ける影響は特に深刻なるものあるに鑑み、厚生省失業對策部を通ずると共に社會局關係



に於て別途に豫算を計上し地方改善應急施設費六十七萬八千圓を支出して、融和事業關係地區に於ける救済に當つたのである。即ち全般的には轉業の斡旋・職業輔導・轉業資金の融通・投産内職協同施設・生業授護等が實施せられ、地方改善應急施設としては、轉業資金融通就職仕度金給與協同施設補助・失業者應急救済等が實施せられた。そして本施設に關しては、府縣及中央地方の融和團體は政府の施設と相呼應して之が應急對策に遺憾なきを期したが、特に中央融和事業協會は地方別協議會府縣別協議會を開催して、對策を研究し趣旨の徹底を圖ると共に、其の他各種の指導斡旋に努めたのである。

かくして昭和十三年度に於ける融和事業は、融和事業完成十箇年計畫遂行の第三年次に當り、各般の計畫的施設を實施しつゝ、も、物資動員の影響に依る應急對策並に各種時局即應の施設を實施したことは同年度に於ける特筆すべき事項であつた。

昭和十五年三月

財團法人 中央融和事業協會

# 第一編 皇室と融和事業

## 一、概説

皇室と融和事業との關係に就ては洵に意義深きものがある。今これを近代の事實より觀るに、我が國史の上に暗翳を投じたる七百年に亘る封建制度崩壊して、皇政復古の大業を遂げたる明治新政の劈頭明治元年三月十四日 明治天皇は天地祇を祀らせ給ひ五事を誓はせられた、その第四條に「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と宣はせ給ひ、更に同日の徳光安撫國威宣布の宸翰に「今般 朝政一新の時、膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば今日の事

朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべしと宣はせられて、封建社會の暗雲を一掃し、眞に一視同仁、萬民平等の輝ける大方針を確立遊ばされたのであつた。

この長き 聖旨に基いて、明治政府は凡ゆる陋習弊費を改革し、遂に四年八月二十八日身分的差別撤廢の太政官布告を發するに至つた。斯くして長き封建制度の下に培はれたる國民の一部に對する不合理なる差別は除かれ、眞に四海同胞の實を示すこととなつたのである。

明治天皇のこの 御宸慮は爾後も一部國民の上に注がせられた。御一例を擧ぐれば明治十四年東京府連光寺に行幸遊ばされ兎狩を催されし際、御野立所を設くるに當り、同疆區に從來差別を受けた部落があつたので、側近者は其處に御野立所を設くることを憚りて御遠慮申さんかと協議したが、容易に決せず遂に聖斷を仰ぎたるに、天皇は何等の御躊躇もあられず、言下に

朕は兎の居る所ならば何處へでも行く、其の村民も他の村民と同様に協力せしめよと仰せられ、其の村民も共に兎狩の勢子を奉仕した。この一視同仁の尊き御言葉は如何に天皇が同胞諸和の上に大御心を注がせられ給ひしかを拜察するに餘りあるものである。其の後大正の御代に至りても、上 天皇に於かせられては



常に國民の諧和協調に大御心を注がせ給ひ、御即位並朝見の御儀にあたりては、

義へ即ち君臣ニシテ情へ猶ホ父子ノコトク  
臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ

と宣はせられ、更に 今上陛下御即位朝見の儀に於て賜りたる勅語にも

人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセント是レ朕カ軫念最モ切ナル所と宣はせ給ひ、一視同仁の 聖旨は常に國民全體の上に及ばせ給ふのである。今上陛下に於かせられては地方長官の會議の際其の地方の融和状態につき御下問あらせられ、或は地方巡幸又は大演習等にて行幸の際には其の地方在住の融和事業家を召されて、賜謁賜饌又は御陪食を仰せつけられ、或は屢々融和事業従事者を觀櫻御會又は觀菊御會等に召させられ、昭和五年十二月には深く融和問題の上に御軫念あらせられ、中央融和事業協會の成績を聞召され、御獎勵の御思召を以て金壹萬圓を御下賜あらせられた。

斯くの如く 列聖の本問題の爲めに優渥なる大御心を注がせ給ふことは融和事業従事者の特に感激に堪へぬところである。昭和十三年度中に於ては同十四年二月十一日中央融和事業協會に對し事業御獎勵の御思召を以て御下賜金があつた。

で兩部長は夫々詳細に御答へ申上げたが殿下は約二時間に亘り御熱心に御聴取あそばされた。

### 口、大和同志會中川理事に御下問

殿下には又奈良縣隊區司令官山口大佐を通じ大和同志會理事南葛城郡在郷軍人聯合會會長陸軍歩兵中尉中川義雄氏に拜謁を仰せつけられた。

奈良歩兵第三十八聯隊の渡瀨兵觀迎會並に軍旗祭を盛大に行はれた五月五日正午殿下に於かせられては、午前中演習の御疲勞もお厭ひなく生駒郡片桐小學校にて、極めて御寛ぎのまゝ拜謁を御許し遊ばされ、中川理事に對し融和事業に對し御下問を遊ばされた。其の概要は次の如くである。

先づ、殿下より「何なりと話すがよからう」と御言葉があり、中川理事は我が國の融和問題について約三十分間にわたり、大和同志會創立以來今日迄の施行事業と主義方針につき申上げ、更に差別行為は國家的不祥事であることを例證を擧げて申上げ、社會的罪惡について大正十二年同縣田原本町に起りし國粹會と水平社の争闘事件と群馬縣世良田の焼打ち事件、軍事に關しては福岡聯隊の襲撃事件、軍隊内に於ける差別待遇と其の苦痛並に其の悩みについては岐阜聯隊に於ける北原泰作の直訴事件の心情、被差別者の深刻なる悩みの現状及び産業方面に於ける經濟的壓迫の事實と失業状態、地方に

## 二、東久邇宮殿下連光寺へ成らせらる

昭和五年四月二十日午後一時東久邇宮殿下には特別の御思召を以て東京府下連光寺大松山の御聖蹟記念館に成らせられた。こゝは 明治天皇が御壯年の御頃四回に亘つて御兎狩を遊ばされた所で、その御親獵區域内には約五十戸の所謂部落がある。

殿下は此の聖蹟を踏査せられ御兎狩の御模様を御聴取遊ばされた後、感激に燃へ御迎へする部落の人々に御會釋を賜はつて御歸還遊ばされた。

## 三、東久邇宮殿下奈良縣下に於て融和事業を御下問

### 1、奈良縣官に御下問

歩兵第五旅團長東久邇宮稔彦王殿下には昭和六年五月八日午前十時、奈良縣の早川内務、二見警察兩部長、右田特高甲斐社會兩課長をホテルに召され、縣下に於ける融和事業の、施設並に現在の状況などについて親しく御下問遊ばされたの

於ける環境の關係等を申上げたるに、殿下に於かせられては御顔曇らせられ、いと御憂慮遊ばさるゝ御態に拜し、お側近く侍べりし山口司令官もいたく感動された。

尙も縣下に於ける差別撤廢融和促進に關する施設事業並に地方改善施設事業等につき申上げたる所、殿下は東京府下多摩村連光寺の宮地騎兵大佐のことを御話し遊ばされた。

しかし奈良縣當局は如何なる施設をして居るかと御下問あり、民情に深き御心遣ひを遊ばされ、殊に言上中經濟的方面の事情については特に御熱心に御聴取遊ばされ、融和事業について御激勵の御言葉があつた

## 四、高松宮殿下、有栖川宮記

### 念厚生資金御下賜

#### 1、埼玉縣社會事業協會

長くも有栖川宮家の祭祠を嗣がせらるゝ高松宮殿下には、農漁山村社會事業御獎勵の思召にて有栖川宮記念厚生資金を御設定あらせられたが、昭和八年には特に埼玉縣社會事業協會の部落産業たる棕櫚苗栽培の計畫に對し金四千圓下賜の光榮を賜つた。

同事業は殆んど縣下の全域に亘る山林に履物表製造の須要原料たる棕櫚樹を植栽するの計畫であつて、この計畫は同縣



下部落の將來の經濟上著大なる結果を齎らすもので、此の恩命に浴した同會は規定を設け同年以降三ケ年間に涉り棕栢樹の種子を四十石乃至三十五石を購入し、縣下各郡農會と連携し苗圃を設立して苗樹の養成に盡す事とした。

#### 四、三重縣伊勢表生産組合聯合會

次いで昭和九年度には特に三重縣伊勢表生産組合聯合會に助成金四千圓を賜つた。同會はこの御助成によつて津市外久居町の同聯合會中央市場内に記念會館を建設し、山林一町歩を開墾して經濟更生の指導農園を經營し、中堅人物養成の道場として男女青年を收容し技術の指導心身の鍛鍊を行ひ郷土地區の經濟更生の第一線に活動せしむることとなつた。

#### 五、高松宮殿下三重縣

##### 厚生記念館に御成

三重縣厚生會の中堅人物養成道場建設計畫が、高松宮宣仁親王殿下の御閉に達し、昭和九年六月十五日長くも有栖川宮記念厚生資金御賜與の恩命に接し、爾來銳意その工を續け來つた同記念館は、同十一年六月盛大な落成式を舉行したが、同年九月十七日木の香も新しいこの記念館に、高松宮殿下の御成りを拜するの光榮に浴した。

海軍大學在學中の 高松宮殿下には、海軍演習御参加の爲

め軍艦山城に御座乗、伊勢灣に御入港、皇太神宮御參拜後、同會に御成りあらせられたのであつて、同日午前十四時四十三分殿下には林御附武官を從へさせられ、關係者一同御迎へ申上ぐる中を御休憩所に入らせられ、富田知事以下拜謁を仰付られた。

それより富田會長の同會事業概要の説明を御聽取遊ばされたる後開設中の伊勢表市場の状況を御覽遊ばされ後別室に掲出された中堅青年養成講習會事業伊勢表の概要等の圖表や參考品について富田會長より御説明を聞し召され、昭和九年度以來講習生の手になつた開墾地に各種の作物が栽植せられてあるのを御覽遊ばされ、一入御興深げに拜された。

此の間海軍少佐の御軍服もいと御氣輕な殿下には終始御微笑を湛えさせられ、富田會長に對し種々御下問遊ばされたと洩れ承はる。

構内御觀察後記念館前にて記念の御手植を御願ひ申上ぐれば、いと御氣輕に御許し遊ばされて用意の月桂樹を御植樹、御休憩室に入らせられた。この時殿下には特に同會主事河村數榮氏を召され、中堅青年養成講習會修了生の郷土に於ける活動状況につき種々御下問あらせられ同事業に對する殿下の深き御理解に同氏は感激して奉答申上げた。

かくて御晝食御少憩の後、午後零時二十分、一同奉送裡に御懸麗はしく同會を御出發あらせられた。

#### 六、皇后陛下關係地區に

##### 御使御差遣

長くも昭和九年十一月 皇后陛下下京行啓に際し、同月五日特に市内關係地區田中町託兒所に御使を御差遣遊ばされ、保育の實際を御覽遊ばされ懇ろなる御沙汰を拜した。

#### 七、高松宮同妃殿下埼玉

##### 縣下御獎勵事業を御

##### 視察

高松宮殿下に於かせられては曩に有栖川宮記念厚生資金を埼玉縣下棕栢樹植栽助成獎勵の恩召を以て同縣社會事業協會へ御下付を賜はり、昭和十二年八月二十九日には同御助成の事業狀況御視察の光榮を忝うした。

八月二十九日折柄の灼けつく様な酷熱も御厭ひあらせられず、午前八時芝區高輪なる宮邸を御出門あらせられ、國立農事試験場鴻巣試験地に御立寄りの後兩殿下お揃にて山内別當天谷囑託及び同地に先着御迎申し上げた川西同縣知事を隨へさせられ、北足立郡石戸村大字石戸宿字堀之内地區に御到着遊ばされた。時に午後一時二十分。

矢部石戸村長御先導申上げ、棕栢苗樹の植栽状況を彼地此地と御巡視を賜つた。昭和八年及九年度播種のもの、五年經過十年經過の成木の状況などに就ても専門的な種々の御下問があり、その將來への見透しなどに就ても有難き御言葉などがあり、隘路醜陋なる堆肥などのある間を「何事も有りの儘」との當初よりの御言葉をそのまゝに、何等の設備をも見ない地區の間をいと御機謙麗しく御徒歩遊ばされ、地區民は兩殿下の御英姿を咫尺の間に拜し得て只管感涙に咽んだ。

兩殿下には次で浦樓で舟を得た東光寺の境内にこのたび新築せられた共同作業場へと歩を進めさせられた。矢部村長の御先導で場内に設けられた御休憩所に御着あらせられた。和田學務部長石橋社會課長にそれ〴〵調を賜ひ次で安藤社會事業主事矢部村長も共に單獨拜謁の光榮を荷つた。

續いて事業概況書を上つてさらにその概要を安藤主事から約十五分間御説明を申上げ、御傾聽を賜はつた。

更に次の間に陳列せる諸般の參考資料を兩殿下御揃ひにて御覽を賜はりたる上約二十名の男女が作業してゐる状況を御覽遊ばされた。一日に何足程出来るか、一足の編工賃は如何程か、何處が一番六ヶ敷いのか、仕上るときに裏に刃物を入れるのは何の爲か、などと直接地區の男女に對して御尋ねがあり、尙編工中の草履を御手に遊ばされるなど勿體なき極みであつた。



次で、兩殿下には共同作業場をあとに歸路につかせ給ふこととなつたが、突然棕櫚葉を熏蒸する所を見ようと仰せ出された。

先刻参考資料の陳列場での御説明の際荒葉を熏蒸して晒葉を作ることを申し上げた際の亞硫酸瓦斯での熏蒸のことを御聞き洩し遊ばされなかつたことに依るのである。當初からこれを御覽賜はる事は豫定もしてゐなかつた事として特に突差の御詞であつたので一同はたと行詰つた。従業者の家庭に於てその設けのある事は承知してゐるものゝ、その熏蒸場所が亞硫酸瓦斯の熏蒸の際露滴の垂るゝのと農家の肥料との關係から極めて設備が悪いばかりでなく、他の用にも用ひて居り卑醜極りなき場所等で實に恐懼措く所を知らなかつたのである。意を決して恐るゝ「餘りに見苦しい場所内であり民家の内にありますので恐懼に堪へませぬから」と言上したが「序だから見よう」との仰せで既に歩を運ばせ給うたのであつた。實に全身に冷水を浴びた様で冷汗は背を流るゝの思であつた。川西長官も「それは誠に恐れ多い極みであるが、かく仰せあるからは有の儘に御視察を賜はるがよからう」と民屋の間を縫うて遂にこの處に御先導申上げてから歩を還して遙かにその熏蒸場を指しつゝ「あれで御座います」と怖れながら申上げると「あゝこちらかと思つたのにあれか」と仰せられて露御厭ひの御様子もなく御氣輕にツカ／＼とその直前まで御

進みあらせられ、中段の設けある理由など御下問あらせられたが、恐懼愧悚のあまり正視して奉答申上げる事すらよくし得なかつた。扈從の人々も非常に驚かれた様であつたが、兩殿下の少しも御介意遊ばされぬ御氣色には實に感極つて涙に嗚咽するのみであつた。  
かくて尊き御視察の日程は終つて御召車は一路宮邸に御歸還遊ばされた。

### 八、昭和三年以降觀櫻並觀菊

#### 御會に御召を蒙りたる融

#### 和事業功勞者

昭和三年四月	奈良縣	松井庄五郎
	佐賀縣	諸岡豐治
	京都府	藤岡圓治郎
	奈良縣	吉川吉治郎
	廣島縣	河野龜市
	兵庫縣	古倉仙之助
昭和四年十一月	岡山縣	岡崎熊吉
	山口縣	河野諦圓
	兵庫縣	今出茂吉
昭和五年四月	奈良縣	東清吉

昭和五年十一月  
長野縣 成澤伍一郎  
香川縣 酒見忠勢  
京都府 伊東茂光  
靜岡縣 北村電三郎  
岡山縣 河本乙五郎  
兵庫縣 軌保昇證  
神奈川縣 長島重三郎  
埼玉縣 長谷川盛枝  
福井縣 櫻枝敬三郎  
山口縣 國弘半治兵衛  
東京府 三好伊平次  
奈良縣 藤井彦五郎  
鳥取縣 福井眞太郎  
京都府 高木喜平治  
大阪府 堀田又吉  
受知縣 杉浦專太郎  
廣島縣 中村桂堂  
大阪府 今田晉勸  
群馬縣 大島戸一  
奈良縣 淺田好太郎  
岡山縣 原澄治  
岐阜縣 大久保休吾

昭和十年四月  
岡山縣 林甚八  
山口縣 金本新平  
京都府 中村なを  
神奈川縣 森崎和三郎  
岐阜縣 種藏十郎  
東京府 伊藤末尾  
群馬縣 小泉信太郎  
奈良縣 中村駒藏  
和歌山縣 岡本彌  
島根縣 黒田與吉  
佐賀縣 堤貞見  
奈良縣 中川義雄  
靜岡縣 大石廉一  
愛媛縣 村上重吉

昭和六年十一月  
兵庫縣 軌保昇證

昭和十年十一月

昭和七年四月  
兵庫縣 軌保昇證

昭和十一年十一月

昭和八年十一月  
京都府 高木喜平治

昭和十二年四月

昭和九年四月  
大阪府 堀田又吉

### 九、陸軍特別大演習行幸に際

#### し拜謁、御陪食を賜はり

#### し融和事業功勞者

昭和九年十一月  
岐阜縣 大久保休吾

昭和五年六月

靜岡縣 北村電三郎



昭和五年十一月

昭和七年十一月

昭和八年十月  
昭和九年十一月

廣島縣	河野龜市
岡山縣	岡崎熊吉
大阪府	福原正雄
奈良縣	吉川吉治郎
同	東清吉
京都府	藤岡圓治郎
群馬縣	大島戸一

## 第二編 融和事業機關並統制聯絡

### 概説

融和事業機關は(イ)政府並公共團體と(ロ)融和事業團體とに分ち、政府並公共團體としては中央に於ける主務省地方府縣並に市町村に区分し、融和團體は中央機關たる中央融和事業協會と地方機關たる府縣融和團體とに区分せられる。而して中央融和事業協會は府縣融和團體の聯絡統制に當ると共に、融和事業全般の進展を図る上に於て必要なる調査研究指導獎勵等の事業を行ひ、府縣融和團體は總て中央に於て決定せる方針に則り地方の實情に應じて有效適切なる事業を行ふことになつてゐる。

尙ほ地方府縣に於て本事業の指導を圓滑ならしむる爲め主要二十八府縣に融和事業専務職員が設置されて居る。而して之等の各機關は緊密なる聯絡を保ち本事業の進展を圖つてゐる。

### 第一章 融和事業機關

#### 第一節 融和事業行政機關

##### 第一 中央機關

###### 一、厚生省社會局

大正六年八月内務省地方局に救護課が新設せられ、翌年五月勅令を以て救濟事業の調査機關として救濟事業調査會が設置せられ、越えて八年十一月救護課を社會課と改稱した。

歐洲大戰後急激な社會狀態の變動と時勢の進運に應じて大正九年八月勅令第二百八十五號を以て内務省に社會局が新設せられ、社會事業行政の中央機關の特設を見るに至り、さらに大正十一年十一月勅令第四百六十號を以て社會局官制が發布せられ、社會局は内務省の外局として内務大臣管理の下に社會事業行政と勞働行政を併せ所管し、大正十五年四月健康



保險の實施に關する事務をも主管することゝなつた。社會局には社會部、勞働部、保險部の三部を置き、社會部には保護課、福利課、職業課の三課が出来、融和事業に關する事務は社會部福利課の所管に屬することになつた。然るに昭和十三年一月勅令第七號を以て厚生省官制が發布せられ社會局は擧げて厚生省に移り、融和事業に關する事務は同省社會局福利課の所管となつた。昭和十四年四月福利課は生活課と改稱せられた。

顧みるに本事業關係行政の中央事務は明治三十三年地方局府縣課に屬託を置いて、感化救濟の事務を取扱はしめたのがその濫觴であつて、明治四十一年以降毎年私設社會事業に對し獎勵助成金を交付すると共に、同年九月初めて感化救濟事業講習會を開き爾來毎年東京其他の各地方に於て同講習會を開催して、社會事業の指導並に助成に努め來つたが、他面時勢の變遷に伴つて社會事業は漸次發達の氣運に向つて來た。

明治四十四年以降に於ては政府は吏員を派遣して各地の實況を調査せしむる所があり、大正十年に至り社會事業調査會に諮問して之が對策を決し、之を關係地方廳に通牒し其の實施を促し或は融和事業に關し功績顯著なる團體及功勞者を選奨して益々其の活動を促進した。

大正九年以降に於ては地方廳の融和事業費に對し之と同額の國庫補助金を交付し、以て物心兩方面に亘り中央、地方相

策應して益々融和の實を擧ぐるの方針を採り引續き之が實施中である。大正十年度よりは京都府外十一府縣に對し國費を以て專務職員を設置し、専ら一般民の偏見を除き相互の融和促進を執掌せしめ來つたが、之が待遇に關しては法令上何等身分の保障なかりしを以て昭和四年六月より地方待遇職員令による職員待遇を附與する事となつた。大正十二年度よりは育英獎勵、融和團體獎勵並地區整理に要する所要經費を新規に豫算に計上して引續き之が實施中である。尙政府は融和問題解決の基調は國民相互の自覺を喚起し不合理なる差別的偏見を排除するに在りとして、大正十二年八月特に訓令を發し、尙地方長官會議等機會ある毎に本問題に關し訓示指示を爲し、又は之に諮問する等融和の徹底を期してゐる。

其の後社會狀態の變遷に伴ひ融和問題は彌々緊切の度を加へ重大な社會問題となれるに鑑み、政府は昭和二年六月十八日新に設けられた社會事業調査會に對し、融和促進に關する諮問をなし、同年十二月該要綱の答申を得たるを以て之に基いて夫々時代に順應せる施設を講じて本問題の解決に努めて來た。尙同三年末行はせられた御大典を期し四月二十九日天皇節の佳辰に方り、特に内務大臣より各地方長官に對し訓令を發し一層融和の徹底を期せしむる所があつた。

尙昭和七年度より政府は、一般財界不況の影響に依り地區の疲弊困憊特に甚しきの實情に鑑み、全額國庫補助の方針に

依り、地方改善應急施設を實施して地區の生活困窮者に對し勞働の機會を附與して勞働に依る収入を得せしめ、生活の安定を期せしむることゝし、尙ほ昭和九年度には風水害に依る復舊施設として地方改善地區應急救濟施設費を支出した。

而して地方改善應急施設の實施に依り地區民の生活安定に資するところ尠からざるものがあつたと同時に所謂自力更生の氣運と相俟つて各地に生活の改善向上に關する力強き足取りを見るに至り、此の趨勢は延ては融和事業全體に涉つて積極的、綜合的進展をも要望する機運となつたので、政府はこれに從來の施設を一層擴充強化すると共に尙必要と認められる施設に就ては新たに計畫することゝし、昭和七年度以降實施し來りし地方改善應急施設を廢止し、これに代るに昭和十一年より從來の地方改善費を増額して地區の經濟生活の向上、教育教化の徹底、環境の改善、市町村融和機關の設置を爲し、尙群馬縣外十五縣に融和事業專務職員として社會事業主事又は主事補の待遇職員を設置し、既設職員と併せて二十八名とした。昭和十三年三月には特に厚生大臣より國民融和促進に關する訓令が發せられ、更に支那事變特に物資調整強化に依り融和事業關係地區の生業に及ぼした影響の相當深刻なるものがある實情に鑑み政府は特に地方改善應急施設を講ぜられ各種の施設を實施せしめられた。以上の如く各般の事項に亘つて組織的計畫的に本事業の進展を圖りつゝある。

## 二、文部省社會教育局

融和事業は主として厚生省社會局の管掌する所であるが、他方教育行政中社會教育としての融和問題の取扱は左記官制並に分課規程に示す如く、文部省社會教育局成人教育課の管掌するところである。

文部省社會教育局官制(文部省官制第六條ノ三)

社會教育局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 青少年團體ニ關スル事項
- 二 青年學校ニ關スル事項
- 三 青年學校教員ノ養成ニ關スル事項
- 四 青年教育費國庫補助ニ關スル事項
- 五 圖書館ニ關スル事項
- 六 博物館其ノ他觀覽施設ニ關スル事項
- 七 成人教育ニ關スル事項
- 八 社會教化團體ニ關スル事項
- 九 圖書ノ認定及推薦ニ關スル事項
- 十 其ノ他社會教育ニ關スル事項

成人教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 成人教育ニ關スルコト
- 二 圖書館ニ關スルコト
- 三 博物館其ノ他觀覽施設ニ關スルコト











融和運動は、明治三十年頃民間より唱導せられ、或は「備作平民會」の創立となり、或は「大日本同胞融和會」の創立となり、次いで奈良縣に「大和同志會」福岡縣に「鎮西公明會」島根縣に「出雲同志會」岡山縣に「岡山縣同志會」東京に「帝國公道會」等が相次いで組織せられ、或は全國的に或は地方的に運動をなし來つたが、大正十二年度より政府に於て融和機關の設置獎勵を爲すに至つて、融和網は全國的に張られ強大なる力の下に展開せらるゝに至つた。

即ち中央團體としては、大正十一年頃までには帝國公道會及同愛會の二團體があつたが、同十二年八月には財團法人中央社會事業協會に地方改善部が設けられて、中央地方の聯絡を密にし、全國的活動を爲すに至つた。これと前後して地方にも亦同年發布の内務大臣の訓令に基き多くの團體が創立せられた。而して同十四年二月これ等各地方の團體を横斷的に結びつけた全國融和聯盟が生まれ、又同年九月中央社會事業協會の地方改善部が廢止せられて、新に中央融和事業協會が設立せられ、地方融和團體と相聯絡して全國的の融和事業施設を講ずることゝなつた。

然るに中央には中央融和事業協會と全國融和聯盟並に同愛會、帝國公道會とが相並立し、地方團體との聯絡上遺憾な點もあり延いては全國的活動の統一を損ふ虞があつたので、融和問題研究會——大正十五年五月貴衆兩院議員二百六十五名

縣團體、三友誼團體、一中央團體、總計四十二の融和團體を以て中央地方協同聯絡し本問題解決の爲めに一大戰線を布くに至つた。

### 第一 中央團體

全國融和事業の聯絡統制に當る中央團體としては財團法人中央融和事業協會あり、其の事務所を東京に置き融和事業行政機關たる厚生省社會局、關係各府縣並に全國の府縣單位其他の融和團體と密接なる聯絡を保ち融和事業全般の進展を圖る上に於て必要なる調査、研究、指導、獎勵等の事業を進めてゐる。

同會は大正十四年九月二十二日創立せられ、初め事務所を内務省社會局構内に置き、會長に男爵平沼騏一郎氏を推戴し事業を進め來つたが、昭和二年七月全國的團體たる帝國公道會並に同愛會を合同し更に地方融和團體に夫々同會評議員を置き、名實共に中央に於ける唯一の融和事業機關となり、殊に昭和五年紀元節の佳辰を以て事業獎勵の思召に由る 御下賜金を拜受したるを機として、益々基礎の鞏固を圖る爲め同年五月財團法人組織となし更に融和事業の総合的進展要綱に基き指導統制聯絡に關する中央機關としての機能を發揮する爲めに、其の組織を擴充することゝなり、昭和十年十二月同會寄附行爲を改正し十一年一月理事の増員並に參與を委嘱し

を以て組織せられたるもの——の斡旋に依り昭和二年七月を以て中央融和團體の合同統一を見るに至つた。

斯くて中央地方相聯絡提携して運動を進め來つたが、昭和十年全國融和事業協議會に於て「融和事業に關する総合的進展要綱」の決定に伴ひ、中央融和事業協會は名實共に府縣融和團體の聯絡統制の主要なる使命を擔ふことゝなつた。

次に地方團體としては大正八年高知縣公道會が設立せられたるを初め、同九年には信濃同仁會、岡山縣協和會、同十年には廣島縣共鳴會等民間的色彩を有する團體が設立せられた。其の後大正十二年政府の融和機關設置獎勵に依り同年京都、兵庫、三重、鳥取に、同十三年には一如會、神奈川、埼玉、静岡、山口、和歌山、愛媛、大分の十二の主として官民合同の融和團體が相踵いで設立せられた。而して大正十四年には中央的融和機關を打つて一丸とする中央融和事業協會が設立せらるゝに及び、地方融和團體の設置充實に意を傾けた結果、大正十三年迄に島根、群馬、愛知、山梨、富山、佐賀眞身會、栃木、岐阜、香川、大阪、滋賀、徳島、福岡、熊本の十五團體の新設を見るに至り全國關係府縣に總計三十四の團體を組織し茲に略全國融和網の整備を見るに至つた。

尙其後昭和四年には鹿兒島、同五年には千葉、同七年には東京、更に八年には福井、十一年には石川、長崎、茨城、新潟の各縣に於て夫々融和機關を設立するに至り計三十八の府

た。

### 財團法人中央融和事業協會寄附行爲抄録

- 第一條 本法人ハ財團法人中央融和事業協會ト稱ス
- 第二條 本法人ハ同胞相愛ノ趣旨ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民親和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス
- 第三條 本法人ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
  - 一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト
  - 二、融和事業ノ聯絡提携ヲ圖ルコト
  - 三、融和事業ノ獎勵助成ヲ爲スコト
  - 四、融和事業ニ關スル講演又ハ講習ヲ爲スコト
  - 五、融和事業ニ關スル調査研究ヲ爲スコト
  - 六、融和事業ニ關スル雜誌其他ノ印刷物ヲ發行スルコト
  - 七、政府ノ諮問ニ應ジ若ハ建議ヲ爲スコト
  - 八、生業資金ノ貸付ヲ爲スコト
  - 九、其ノ他前條ノ目的達成上必要ナル事項
- 第五條 本法人ノ資産ハ左ニ掲クルモノニヨリ成立ス
  - 一、從來ノ中央融和事業協會ヨリ寄附ヲ受ケタル別紙目録ニ掲クル財産
  - 二、資金ヨリ生スル果實
  - 三、事業ニ伴フ收入
  - 四、補助金
  - 五、寄附金品



第二編 融和事業機關並統制事務

六、其ノ他ノ收入

第八條 本法人ノ經費ハ左ノ資産ヲ以テ支辨ス

一、基本財産以外ノ資産

二、其ノ他ノ收入

第十二條 本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

二、理事 二十名以内

三、評議員 若干名

四、監事 二名

第十五條 理事中ニ常務理事一名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 評議員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ會長之ヲ依

第十七條 監事ハ事務執行及資産ノ狀況ヲ監査ス

第十八條 役員ノ任期ハ四年トス但シ再任ヲ妨ケス役員補缺者ノ

任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十條 本法人ニ顧問及參與若干名ヲ置ク

一、顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

二、參與ハ中央行政各局ノ關係官及ヒ融和事業ニ造詣深キ者

ニ就キ會長之ヲ委嘱シ其ノ任期ハ四ケ年トス

三、參與ハ本會ノ事業執行ニ關シ會長ノ諮問ニ應シ又ハ自ら意

見ヲ述フル事ヲ得

第二十二條 理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ヲ議決スルコト

二、決算ヲ認定スルコト

三、不動産ノ買入又ハ處分ヲ議決スルコト

四、基本財産ノ處分ニ關シ議決スルコト

五、資産信託ニ付議決スルコト

六、生業資金貸付方法ヲ議決スルコト

七、審附行爲ヲ變更シ及規則ヲ議決スルコト

八、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項ヲ議

決スルコト

第二十七條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

一、議入議出豫算ヲ議決スルコト

二、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ニ諮問又ハ附議シタ

ル事項ヲ議決スルコト

三、決算及事業執行狀況ノ報告ヲ受クルコト

【同會役員】

(昭和十五年三月現在)

會長理事 法學博士 男爵 平沼騏一郎  
理事 東京帝國大學教授 蓮沼門三  
同 法學博士 男爵 櫻種重遠

同 司法大臣官房 保 護 課 長 森山武市郎  
同 文部省普通學務局長 中野善教  
同 內務省警保局長 山崎巖  
同 厚生省社會局長 新居善太郎  
同 貴族院議員 有馬頼寧  
同 檢事總長 岩村通世  
同 文學博士 椎尾辨匡  
同 貴族院議員 田澤義鋪  
同 厚生大臣官 岡田文秀  
同 文部省社會教育局長 田中重之  
同 大和同志會々長 成澤伍一郎  
同 三好伊平次  
同 吉川吉次郎  
同 小山三郎  
同 濱田靜太郎  
同 潮嘉之輔  
同 若槻禮次郎  
同 貴族院議員 鈴木喜三郎  
同 貴族院議員 水野鍊太郎  
同 貴族院議員 望月圭介  
同 貴族院議員 勝田主計  
同 貴族院議員 安達謙藏

同 衆議院議員 男爵 山本達雄  
同 衆議院議員 鳩山一郎  
同 法制局長官 廣瀬久忠  
同 東京府社會事業協會常務幹事 佐々木梵成  
同 京都府親和會副會長 鈴木修藏  
同 大阪府公道會常務理事 西田傳三郎  
同 神奈川縣青和會常務理事 植木俊助  
同 兵庫縣清和會副會長 伊藤隆二  
同 長崎縣誠心會副會長 福田恒雄  
同 新潟縣社會事業協會常務理事 鹽川久敬  
同 埼玉縣社會事業協會常務理事 瀧見愨成  
同 群馬會融和會理事 石川 薫  
同 千葉縣社會事業協會常務理事 中村新一  
同 茨城縣社會事業協會理事 津川公治  
同 下野 昭和會理事 米澤道雄  
同 大和同志會會長 吉川吉治郎  
同 三重縣厚生會理事 長井德次郎  
同 愛知縣社會事業協會常務理事 岡田吉光  
同 靜岡縣社會事業協會常務理事 五十嵐文雄  
同 山梨縣共愛會副會長 本城 寬  
同 滋賀縣昭和會理事 內藤誠夫  
同 岐阜縣社會事業協會常務理事 羽生謙一郎  
同 長野縣同仁會副會長 西岡廣吉







茨城縣社會事業協會

茨城縣社會課內 昭和五・七・一〇

支會 員部 六八二六

常務理事 吉澤次郎 理事 渡邊實 書記 津島三郎

指導員 一

社會月報

電野昭融和會

栃木縣社會課內 昭和二・二・二

支會 員部 五六二〇

常務理事 足立一 理事 橋本時道 書記 小室正三

指導員 六三

社會卜人生

群馬融和會

群馬縣社會課內 大正一五・二

支會 員部 六五〇

常務理事 安野英 理事 石川忠 書記 小川百夫

指導員 六

社會連帶

埼玉縣社會事業協會

浦和市高砂町三 大正一七・一・一

支會 員部 四四〇八

常務理事 野田實 理事 中野銀次 書記 小野仙太郎

指導員 四

融和時報

千葉縣社會事業協會

千葉縣社會課內 昭和二・七・九

支會 員部 一一二

常務理事 佐野實 理事 佐藤三郎 書記 小倉聖三

千葉縣厚生時報

東京府社會事業協會

東京市麹町區丸 昭和三・七・一

支會 員部 七三〇九

常務理事 酒井周造 理事 鈴木木之助 書記 石井清之助

指導員 二

融和時報

神奈川縣融和會

神奈川縣社會課內 大正一三・七・二

支會 員部 七三〇九

常務理事 清水虎次郎 理事 青木信二 書記 青木信二

指導員 一七

融和時報

新潟縣社會事業協會

新潟縣社會課內 昭和一・一・八

支會 員部 八

常務理事 島清 理事 君島久 書記 利久

指導員 一七

融和時報

富山縣融和會

縣廳社會課 大正一五・四

支會 員部 八

常務理事 久野啓一 理事 山本仙三 書記 高橋巴源

指導員 一

融和時報

石川縣融和會

金澤市廣坂通二 昭和一・一・九

支會 員部 八

常務理事 成田正勝 理事 林田正一 書記 內正勝

指導員 一七

融和時報



福井縣親和會

昭會 福井縣學務部社  
和八・六・一 會支 員部  
四〇〇六

評總會 員組  
議員會 織

書常副會 務理會  
記事長 長

仲井本岡 野口堂本  
耿英甚正  
人信平一

融和教育研究部

融和時報關東中  
部版

山梨縣共愛會

昭山梨縣 應內  
和二・七・一五 會支 員部  
四五〇九

理評會 員組  
事議員會 織

屬同副會 總  
託長長 裁

長坂奧伊土 田本野藤居  
證誠正章  
富郎亮良平

屬指導 員  
託員 一六

長野縣同仁會

大長野縣 應內  
正九・二・〇 分會 會  
九九七

評理事 員會

同書同主 常副會  
事務理會 長長

白赤木西 鈴木澤木下澤岡村  
宜岩梅鳴龍一廣清  
勳堂雄雄海一郎吉一

屬指導 員  
託員 二六

融和時報  
同仁會 版報

岐阜縣社會事業協會

昭岐早縣 應內  
和二・四

財團法人

同同同同 書常副會  
理會 務理會 長長

河石福片 政羽有宮  
田原井山井生松野  
正九久喜吉一謙省  
雄郎吉一郎郎昇三

融和時報  
岐阜縣の社會事 業

靜岡縣社會事業協會

大靜岡縣 社會課  
正九・三

評理事 員會

同書主常 同副會  
務理會 務理會 長長

大石五中 高小  
高平津十嵐 田野濱  
健治文縣長八  
連之賀雄郎春彌

靜岡不二同志會  
靜岡社會事業

愛知縣社會事業協會

大愛知縣 學務部社  
正一・五・三・九 支 部  
六

同同同同 書常副會  
理會 務理會 長長

岩堀高平 長古工田  
田坂井川 藤中  
忠堯寬康 鐵廣  
夫彭桂直三平郎郎

融和時報  
愛知縣社會事業 協版

三重縣厚生會

昭三重縣 一志郡久  
和一・〇・一 居支 方部  
會地 員會部  
五八〇四  
〇八三

理評總會 財團  
事議員組 法人  
員會 織

同同同同 書常副會  
理會 務理會 長長

島小前垣 川西村並外德佐小  
島田內喜森田川山崎藤河  
正靜俊市正格增新 一正  
義宜雄藏雄郎郎光五香郎儀

屬 託  
四

融生研方 厚  
和產究會 會  
聯組會 支  
盟合 伊和部  
青勢教並  
年表育地  
時縣厚融  
社生和  
會事會  
生事版報  
誌業(三重  
其臨重縣

滋賀縣親和會

昭滋賀縣 學務部社  
和三・九

評議員 員組  
員會 織

屬書理副 會  
託記事長 長

米鄉平川 渡  
澤間井瀬橋  
源豐利信  
虎一郎重男男

經濟更生研究會  
共 濟

京都府親和會

大京 都府 應  
正一・二・八・六 會分 支  
會會 會  
員五・〇  
〇四一  
〇二四

同同同同 書主同同 幹會  
記事 事長

田清林山 土阪漆森植赤  
中水 海屋口葉 田松  
重拾 寅政眞見 梁源小  
太郎三勇作一道龍香一寅

融和時報  
京和都 版報







德島縣融和團  
昭和三六  
支會及其他  
四二  
市町村融和團體聯合會

讚岐昭和會  
香川縣融和會課  
昭和二〇  
支會及分會  
三二

愛媛縣善鄰會  
愛媛縣社會課  
大正二二・七  
支會  
一二四  
評議員會

高知縣公道會  
高知縣應內  
大正八・〇  
支會  
三五〇六一  
評議員會

福岡縣親善會  
福岡縣社會課  
昭和三・九  
支會及其他  
二七  
總會員組織

常務理事 長  
同幹事 長  
同理事 長  
同書記 長  
同顧問 長  
同監事 長  
同評議員 長  
同指導員 長

常務理事 長  
同幹事 長  
同理事 長  
同書記 長  
同顧問 長  
同監事 長  
同評議員 長  
同指導員 長

常務理事 長  
同幹事 長  
同理事 長  
同書記 長  
同顧問 長  
同監事 長  
同評議員 長  
同指導員 長

常務理事 長  
同幹事 長  
同理事 長  
同書記 長  
同顧問 長  
同監事 長  
同評議員 長  
同指導員 長

常務理事 長  
同幹事 長  
同理事 長  
同書記 長  
同顧問 長  
同監事 長  
同評議員 長  
同指導員 長

融和促進會  
融和促進會  
融和促進會  
融和促進會  
融和促進會  
融和促進會  
融和促進會  
融和促進會

經濟更生研究會  
經濟更生研究會  
經濟更生研究會  
經濟更生研究會  
經濟更生研究會  
經濟更生研究會  
經濟更生研究會  
經濟更生研究會

善鄰會  
善鄰會  
善鄰會  
善鄰會  
善鄰會  
善鄰會  
善鄰會  
善鄰會

高知縣公道會  
高知縣公道會  
高知縣公道會  
高知縣公道會  
高知縣公道會  
高知縣公道會  
高知縣公道會  
高知縣公道會

融和親善會  
融和親善會  
融和親善會  
融和親善會  
融和親善會  
融和親善會  
融和親善會  
融和親善會

鹿兒島縣社會事業協會  
鹿兒島縣應內  
大正一一・一〇

大分縣親和會  
大分縣社會課內  
大正一一・三・一二  
支會及其他  
〇〇〇〇

熊本縣昭和會  
熊本縣社會課  
昭和三・八  
支會及其他  
〇〇〇〇

長崎縣誠心會  
長崎縣社會課內  
昭和一一・四  
支會及其他  
二二七

會員、八四四  
理事會

常務理事 長  
同幹事 長  
同理事 長  
同書記 長  
同顧問 長  
同監事 長  
同評議員 長  
同指導員 長

常務理事 長  
同幹事 長  
同理事 長  
同書記 長  
同顧問 長  
同監事 長  
同評議員 長  
同指導員 長

常務理事 長  
同幹事 長  
同理事 長  
同書記 長  
同顧問 長  
同監事 長  
同評議員 長  
同指導員 長

常務理事 長  
同幹事 長  
同理事 長  
同書記 長  
同顧問 長  
同監事 長  
同評議員 長  
同指導員 長

究會

宇佐郡融和會  
宇佐郡融和會  
宇佐郡融和會  
宇佐郡融和會  
宇佐郡融和會  
宇佐郡融和會  
宇佐郡融和會  
宇佐郡融和會

融和九州時報

融和大分縣親和會報

鹿兒島縣社會事業



一、友誼的團體

聖訓奉旨會

東京市赤坂區水川町三三三  
大正 二・一一

支會 員三〇六三

社団法人  
總理 伊藤清  
理事 飯島末長  
委員 森塚茂

同主 會務理事 伊藤清  
同主 會務理事 飯島末長  
同主 會務理事 森塚茂

聖訓主義

本派本願寺一  
如會

京都市本派本願寺  
大正 一三・一一

評議事會  
總理 細川龍  
理事 山本順  
委員 中本順

同副 會務理事 細川龍  
同副 會務理事 山本順  
同副 會務理事 中本順

囑託 二

如

大谷派本願寺  
眞身會

京都市大谷派本願寺  
大正 一五・三

支會 員三〇六三

評議事會  
總理 竹内秀  
理事 英平光  
委員 平原光

同副 會務理事 竹内秀  
同副 會務理事 英平光  
同副 會務理事 平原光

囑託 二

二、聯盟機關

近畿融和聯盟

昭和五・五

加盟團體 九

委員長 吉川吉次郎

關東融和聯盟

加盟團體 一三

中國融和聯盟

加盟團體 五

第二章 融和事業の統制並に聯絡

並に聯絡

政府は内務、厚生、文部各大臣より四回に亘り訓令を發し

て方針を指示し、又大正九年度及び昭和三年には社會事業調査會に諮問を發して本事業の施設要綱を決定し之が方途を指示する所があつた。  
又毎年行はる、社會行政諸會議に於ては融和事業に關する訓示並に指示をなして其の向ふ所を明かにし、或は各種施設

設に關し審議を遂ぐる等事業全般に亘り之が統制聯絡に資して來た。

更に中央融和事業協會に於ては中央地方の斯道關係者を會して各種施設要綱を決定し、又關係府縣及び地方融和團體を會して毎年協議會を開催して今後に於ける方策並に施設を定め、或は之が計畫を謀る等夫々聯絡提携に資する所があつた。

第一節 融和事業に關する訓令並要綱

第一訓令並通牒

一、訓令

融和問題に關する訓令は、大正十二年八月二十八日及昭和三年四月二十九日に内務大臣より、昭和十三年三月十四日に厚生大臣より發せられて居るが、教育教化の立場から時局柄融和事業の重要性を認められ昭和十三年八月二十九日に文部大臣よりも訓令を發せられた。即ち

文部省訓令第二十四號

北海道廳長 官  
府縣知事 長  
直轄學校長

第二章 融和事業の統制並に聯絡

昭和十三年八月二十九日

文部大臣 男爵 荒木 貞夫

二、通牒

融和事業に關する通牒中の主なるものは厚生省關係では地方改善獎勵費補助申請に關する事項、物資動員の強化に依る失業者の救済施設に關する事項、司法省關係では戶籍用紙の様式に關する事項等である。

公私立大學高等學校及專門學校校長  
神佛各教宗派管長及基督教重立者

今次事變一周年ニ方リ畏クモ僥倖ナル勅語ヲ拜ス。聖慮洵ニ恐懼ニ堪ヘザルトコロナリ。國民宜シク奉公ノ至誠ヲ效シ、聖明ニ應ヘ奉ラザルベカラズ。

今ヤ忠勇ナル皇軍神武ノ威ヲ以テ赫々タル時果ヲ收メ、内國民拮据艱難相率キテ統後ノ護ヲ鞏ウシ、國家總動員ノ實績ヲ擧グルモノ、咸是世界平和ヲ確立シ人類協和ヲ致ス所以ニ外ナラズ。然ルニ今尙往々國內一部ニ忌ムベキ差別的陋習ノ遺存スルヲ睹ルハ洵ニ遺憾トストコロナリ。是ニ於テ渾融輯睦以テ和協ヲ致シ、國民相互ニ敢テ軒輊ナカラシムルハ教育教化ノ力ニ俟ツモノ多シ。身ヲ之ニ致スモノ愈々肇國ノ大義ヲ明ニシテ國民ノ覺醒ヲ促シ、國民一體同胞融和ノ實ヲ擧ゲ苟モ差別的觀念ノ如キ亟ニ之ヲ交除シ、以テ天榮翼贊ノ根蒂ヲ固カラシムルニ萬遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ム。



1 地方改善獎勵補助申請に関する件

地方改善施設費補助ニ關スル件  
昭和十一年七月九日發社第六〇號

社會局社會部長 各地方長官宛

融和事業ハ年ト共ニ相當ノ成績ヲ擧ゲツアル處ナルモ尙現下ノ情勢ニ鑑ミ政府ハ本年度ニ於テ特ニ地方改善費豫算ヲ増額シ各般ノ施設ノ擴充強化ヲ圖リ本事業ノ綜合的進展ヲ策スルコトト相成候條別紙要綱並實施說明書御了知ノ上左記本年度國庫補助交付見込額ヲ基礎トシテ速カニ貴管下要改善地區ニ於ケル産業經濟並教育教化其ノ他各般ノ施設事業ニ亘リ適切ナル計畫ヲ樹立シ別紙要綱ニ基ク關係書類添付ノ上八月十日迄ニ國庫補助申請書提出相成候致度此段及通候

追而本年度本費補助申請ニ關シ大正十年六月六日發社第六三號依命通牒ニ基キ既ニ計畫セル向モ更メテ本件通牒ニ基キ整備ノ上申請相成候致度申添候

地方改善施設費補助交付見込額

(但シ左記(五)其ノ他ノ施設ニ對スル補助ヲ含マズ)

- (一) 産業經濟施設費補助
  - 一、協同組合設置費補助 圓
  - 二、共同作業場、授産場、職業輔導所等設置費補助 圓

- 三、産業經濟施設獎勵費 圓
- (二) 教育教化施設費補助 圓
  - 一、中堅人物養成費補助 圓
  - 二、融和教育指導者養成費補助 圓
  - (三) 環境改善施設費補助 圓
  - (四) 市町村融和機關設置費補助 圓
  - (五) 其ノ他ノ施設ニ對スル補助 圓

本費補助ハ前各項以外ノ施設ニ要スル府縣費又ハ府縣ノ補助費ニ對シ其ノ二分ノ一以內トシ申請ニ依ツテ補助額ヲ決定ス

【地方改善施設費補助事業施行要綱】

- 一、要改善地區ノ現況ニ基キ昭和十一年度國庫補助交付見込額ヲ基礎トシテ之ニ地方負擔額ヲ加ヘ各種施設ニ關シ適切ナル計畫ヲ樹テ融和事業ノ綜合的進展ヲ期スルコト尙此ノ場合ニ於テ將來ニ亘リ計畫モ併セ考慮シ夫々地方ノ實情ニ即應シ計畫的ニ漸次實施スルコト
- 二、本費ヲ以テ實施スル施設ハ多方面ニ亘ルヲ以テ主管部課並廳內關係部課トノ協力提携ヲ一層緊密ナラシムル機留意スルコト
- 三、本費ヲ以テ實施スル各般ノ施設ヲシテ最モ効果的ナラシムル爲關係融和團體トモ協力提携シ綜合的進展ヲ策スル趣旨ニ副フ機留意スルコト
- 四、本費國庫補助金ハ府縣ニ於テ直接本事業ヲ施行スル場合ノ經費及補助費(府縣豫算計上額)ニ對シ左ノ割合ニ依リ補助ス

(一) 産業經濟施設費補助

- 一、協同組合設置費補助 四分ノ三以內
- (一) 組合當リ國庫補助額平均四五圓
- 二、共同作業場、授産場、職業輔導所等設置費補助 四分ノ三以內

(一) 施設當リ國庫補助額平均七五〇圓

三、産業經濟施設獎勵費 全額國庫負擔

(一) 施設當リ國庫補助額平均一五〇圓

(二) 教育教化施設費補助

- 一、中堅人物養成費補助 四分ノ三以內
- (一) 一人當リ國庫補助額 旅費…實費「三等程度」ノ四分ノ三以內、食費…一日平均四五錢
- 二、融和教育指導者養成費補助 二分ノ一以內
- (一) 一人當リ國庫補助額 旅費…實費「三等程度」二分ノ一以內、食費…一日平均三〇錢

(三) 環境改善費補助 全額國庫負擔

(一) 施設當リ國庫補助額平均一、五〇〇圓

(四) 市町村融和機關設置費補助 二分ノ一以內

(一) 機關當リ國庫補助額平均二五圓

(五) 其ノ他施設補助

前各項以外ノ施設ニ要スル府縣費豫算計上額ニ對シ其ノ二分ノ一以內トス

五、本費ニ對スル府縣負擔ハ昭和十一年度府縣地方改善施設費既定

豫算ヲ以テ支辨セラルヘキ本件通牒ニ依リ負擔増加トナル向ハ之ヲ増額セラレタキコト尙本費施設ノ實施ニ當リテハ市町村又ハ地區ノ財政狀態其ノ他ヲ考慮シ經費ノ一部ヲ負擔セシムルモ可ナルコト

六、本費國庫補助交付申請ニ付テハ別紙様式ニ依ル事業豫定書並說明書、當該年度豫算書ヲ添付シ毎年三月末日迄ニ翌年度分ノ申請ヲ爲スコト、但本年度ニ限り八月十日迄ニ申請スルコト

(一) 協同組合設置費補助

市町村ニ交付シ市町村ヨリ當該組合ニ補助スルコト

(二) 共同作業場、授産場、職業輔導所等設置費補助

市町村ニ交付シ市町村ヲシテ設置セシムルコト(但シ施設ノ維持管理ハ地區又ハ組合ニ委託シテ行ハシムルコトヲ得)

(三) 産業經濟施設獎勵費補助

市町村ノ直營ノ場合ハ市町村ニ對シ交付スルコト地區又ハ組合ノ共同施設ナル場合ニ於テハ市町村ヲ經テ當該經營主體ニ交付スルコト

(四) 中堅人物養成費補助

府縣直接交付又ハ府縣單位ノ融和團體ヲ經テ交付スルコト

(五) 融和教育指導者養成費補助

右ニ同シ

(六) 環境改善施設費補助

市町村ニ交付シ市町村ヲシテ實施セムルコト



(七)市町村融和機關設置補助

府縣單位ノ融和團體ニ交付スルコト  
(八)其ノ他ノ施設費補助

從前通り府縣直營又ハ市町村若クハ融和團體等ノ施設ニ對シ  
支出スルコト

八、本施設實施ニ關シテハ別紙地方改善施設費補助事業實施說明書  
ヲ参照スルコト

九、本施設中土木、建築等ノ事業ノ實施ニ關シテハ左記事項ニ留意  
スルコト

イ、成ルヘク地元地區民ヲ使用シ勞賃ヲ得セシムルコト  
ロ、技術上其ノ指導監督ノ徹底ヲ期スルコト

ハ、事業ハ原則トシテ夫々直營ノ方法ニ依リ執行スルコト但已  
ムヲ得ス請負ニ附スル場合ハ之ヲ地元地區請負トスルコト

十、本施設施行地區ノ選定並事業ノ實施ニ當リテハ特ニ地區民ノ親  
和協調、自覺向上並一般トノ融和促進ニ資スルコト

【地方改善施設費補助事業實施說明書】

(一)産業經濟施設費補助

(1)協同組合設置費補助

經濟更生ノ實行機關トシテ活動セシムル爲大體十戸以上ノ未設  
置地區ニ對シ地區ノ實情ニ應シ適切ナル協同組合(農事實行組  
合、日僱労働者組合、生産者ノ組合等)ヲ設置セシメ之カ創設  
費ニ對シ補助スルモノトス

(2)共同作業場、授産場、職業輔導所等設置費補助

經濟更生計畫ノ樹立實行、協同組合ノ活動等ト相俟ツテ産業經  
濟ニ關スル共同作業場ヲ容易ナラシムル爲大體十戸以上ノ未設置  
地區ニ對シ共同作業場、授産場、職業輔導所等ヲ設置セシメ之  
カ設置費ニ對シ補助スルモノトス

前項及本項ノ施設ノ實施ニ付テハ現在經濟更生計畫ノ樹立實行  
中ノモノヲ先ニシ未計畫ノモノニ付テハ可成之ヲ樹立セシメタ  
ル上實施スルコト尙經濟更生ノ實ヲ擧クル爲可成同一地區ニテ  
前項施設ト共ニ實施スルコト

(3)産業經濟施設獎勵費

經濟更生計畫ノ樹立實行、協同組合ノ活動等ト相俟ツテ地區經  
濟ノ改善向上ヲ促進スル爲生産資源ノ開發、副業ノ獎勵其ノ他  
各個ノ地區ノ實情ニ最モ適合スル産業經濟ニ關スル各般ノ施設  
ヲ實施セシムルコトトシ之カ施設ノ獎勵助成ヲ爲スモノトス  
本施設ノ實施ニ付テハ前各項ノ施設實施地區ノミニ拘ラス其ノ  
府縣内要改善地區經濟ノ改善向上ヲ圖ル上ニ於テ必要ナル地區  
ニ對シテモ實施シ得ルコト

(二)教育教化施設費補助

(1)中堅人物養成費補助

地區ノ物心兩面ニ亘ル自覺更生全般ニ關スル指導的中堅人物ヲ  
養成スル爲青年ヲ選抜シ中央又ハ地方融和團體主催或ハ府縣  
及地方融和團體合同主催ノ下ニ短期講習會ヲ開催セシメ受講者  
ノ旅費、食費ノ實費ニ對シ補助スルモノトス

(2)融和指導者養成費補助

前各項以外ノ施設ニシテ文化施設、教育教化施設、社會事業、保  
健衛生、産業經濟其ノ他地區ノ改善向上並融和促進ニ資スル各般  
ノ施設ニ對シ補助スルモノトス

昭和十四年度地方改善施設費補助ニ關スル件

昭和十四年四月十七日

厚生省社會局長

關係府縣知事宛

地方改善施設ノ擴充整備ヲ圖ル爲昭和十四年度ニ於テモ昨  
年度同様ノ方針ニ依リ國庫補助交付可相成見込ニ有之候條御  
含ミノ通左記ニ依リ所期ノ目的達成上有效適切ナル實施計畫  
ヲ樹立シ來ル五月末日迄ニ國庫補助申請書御提出相成度

記

一、昭和十四年度地方改善施設費國庫補助交付見込額ハ別記  
ノ通トス

右補助率ハ昭和十一年七月九日發社第六〇號社會局社會  
部長通牒地方改善施設費補助事業施行要綱第四項ノ通トス  
二、實施計畫樹立ニ際シテ各補助事業費目間ノ流用ハ可成之  
ヲ避クルト共ニ止ムヲ得ザル場合ノ外計畫ノ變更又ハ繰延  
ハ努メテ之ヲ爲サル様豫メ充分調査研究スルコト

三、支那事變特ニ物資動員計畫ノ影響甚シキ地區ニ對シテハ  
別途通牒ノ昭和十四年度地方改善應急施設費補助事業其他



(四)市町村融和機關設置費補助

融和事業ノ徹底ヲ期スル爲之カ執行機關トシテ地區所在市町村ニ  
シテ未ダ融和機關ノ設置ノナキモノニ對シ府縣單位ノ融和團體ヲ  
シテ其ノ支會、分會等(代表者ハナルベシ)市町村長トスルコトヲ  
設置セシメ之カ設置ニ要スル經費ニ對シ補助スルモノトス  
尙本機關設置ニ當リテハ地區戸數多ク且ツ經濟更生計畫ノ樹立セ  
ラレタル所ヲ先ニシ其ノ計畫ナキ所ハ可成之ヲ樹立セシメタル上  
施設スルコト

(五)其ノ他ノ施設ニ對スル補助

第二章 融和事業の統制並に聯絡



- 失業對策諸施設トノ關係ヲ考慮シ必要ト認ムル地區ニ對シテハ優先的ニ事業ヲ實施スル等機宜ノ措置ヲ講ズルコト
- 四、前各項ノ外昭和十一年七月九日發社第六〇號通牒ノ趣旨ニ依ルコト
- 五、「其ノ他ノ施設」ニ對スル補助額ハ未定ニシテ府縣ノ申請ヲ俟ツテ決定スベキニ付既定補助事業分ノ申請ト同時ニ計畫ヲ樹立シ提出スルコト（其ノ他ノ施設」ニ對スル補助事業計畫書ハ別紙トスルコト）
- 六、融和事業專務職員設置費補助申請書ハ別途ニ提出スルコト

2 物資動員の強化に依る失業者の救済施設に關する件

◇物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ關スル件通牒

厚生省發職第五八號  
昭和十三年十月五日

厚 生 次 官

各地方長官殿

物資動員ノ強化ニ依リ生ズベキ失業ノ防止及救済ニ關シテハ八月二十四日厚生省發職第四九號厚生、商工兩次官依命通牒ノ次第モ有之候處今同第二種備金ヨリ經費ヲ支出シ別紙失業對策施設要綱ニ依リ救済施設ヲ講ズルコトト相成候ニ付テハ失業ノ防止及救済ハ刻下

喫緊ノ要務ニシテ之ガ對策ノ實施ハ忽諾ニ附スベカラザル義ニ有之候條追テ通牒可相成本施設ニ關スル實施要綱其ノ他御了知ノ上貴管内ノ實情ニ應ジ適切ナル計畫ノ樹立實施方御配意相成度

失業者對策施設要綱

- 一、厚生省ニ失業對策部ヲ設置シ失業ノ防止及救済ニ關スル事務ヲ總括掌理セシム
- 二、特ニ必要ト認ムル府縣及職業紹介所ニ若干ノ職員ヲ増置シ失業對策ニ關スル事務ニ從事セシム
- 右ノ内職業紹介所ニ要スル經費及第三項（一）職業補導施設ニ要スル經費ノ一部ハ職業紹介法第七條ニ依リ地元負擔トス
- 三、失業對策施設トシテ差當リ左ノ事項ヲ實施ス

(一) 職業補導施設（失業對策部所管）

失業者ニシテ年齢其ノ他ノ關係ヨリシテ其ノ儘就業困難ト認めラルル求職者ニ對シ就職上必要ナル技術又ハ知識ヲ授與シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル爲ニ職業紹介所ヲシテ豫算總額二、二三一、八九六圓ノ範圍内ニ於テ大要左ノ職業補導施設ヲ行ハシム

(イ) 職業補導新設

補導種目ハ概ネ左ニ依ルベキモ向地方ノ實狀並需要産業ノ狀況ニ應ジ特ニ必要ト認めラルル種目ヲ選定實施スルモ差支ナキコト

但シ委託補導ノ場合ハ實施ニ要スル經常費ニ限り委託費トシテ支出ス

以上ノ經費概算ハ本年十月ヨリ十四年二月ニ至ル五ヶ月間ノ建物借上費、設備費、材料消耗品費、事務費及補導雜費ヲ含ムモノトス

(二) 授産及内職施設助成（失業對策部所管）

失業者中坐業者、高齢者等他ニ轉職シ得ザル者ノ生活保護ノ爲道府縣市町村又ハ社會事業團體ヲシテ協同作業場（授産場）ヲ設ケシメ又ハ之等ノ既存授産場ヲ擴充シテ陸海軍作業廳其ノ他民間軍需工場股販產業關係工場等ノ下請作業等ヲ爲サシメ又市町村ヲシテ同一市町村内ニ居住シ同種ノ内職ニ從事セントスル者ノ協同作業組合（内職組合）ヲ作ラシメ右工場ノ下請品等中家内作業ニ適スルモノヲ選ビ授産ス

右協同作業場新設費、既存授産場擴充費及協同作業組合設置費ニ對シ豫算總額五〇〇、〇〇〇圓ノ範圍内ニ於テ左ノ通り補助ス

協同作業場新設費

既存授産場擴充費 一 對シ各其ノ四分ノ三程度  
協同作業組合設置費 一 組合千圓程度

(三) 生業授産（社會局所管）

失業者中轉業、就職斡旋、職業補導及授産等ノ方法ニ依リ難キ者若ハ其ノ轉業乃至授職授産等ノ過程ニ於ケル者ニシテ自活スルニ足ル資産其ノ他收入ノ途ヲ有セズ現ニ生活ニ困窮セル者ニ對シテハ法令ノ運用並公私社會施設ノ活動ニ依リ保護救済ノ方

種目	簡導	所導	員補	間補	費間	備考
製圖	道府縣	二〇	五〇人	半一ヶ月	七、〇〇〇圓	旋盤工、プラ
機械	同	三	一五〇	三月	二〇、〇〇〇	工、工、接
同	同	二〇	五〇	三月	五、〇〇〇	ノ、工、接
簡易車	同	三〇	五〇	一月	二、〇〇〇	補導所ニ收容
補導員	同	三〇	五〇	一月	二、〇〇〇	起居セシメ手
事務補	同	二〇	五〇	二月	四、六〇〇	補導所ニ收容

(ロ) 既存設備利用施設  
既存ノ工業學校、試驗場等中利用シ得ベキ設備ヲ有スルモノヲ選ビ夜間又ハ放課後失業者ニ對シ機械電氣木工等ノ簡單ナル技術ヲ補導スルノ外道府縣市町村等ノ既存職業補導施設ニ委託補導セシム

補導箇所 道府縣ヲ通ジ一七〇ヶ所  
一ヶ所一回補導人員 五〇人  
補導期間 一回三ヶ月  
經費概算 一ヶ所當五ヶ月間 一、七〇〇圓



法ヲ講ズベキハ勿論ナルガ右ノ外特別ノ措置トシテ各其ノ實情ニ即シ何等カノ生業ニ從事スルコトヲ得シムルノ趣旨ヲ以テ小類ノ生業援護資金(豫算五十萬圓一人當平均五十圓程度)ヲ交付スルモノトス而シテ右ノ經費ハ補助トシテ道府縣ニ配付シ事業ハ道府縣ヲシテ之ヲ行ハシムルモノトス

(四)地方改善應急施設(社會局所管)

一、轉業獎勵施設

イ、轉業資金融通

軍需產業ノ下請其ノ他股販產業等へ轉業セントスル業者(勞務轉業者ヲ除ク)ニシテ小類ノ轉業資金ヲ必要トスル者ニ對シ一世帯平均七〇圓豫算總額一四〇、〇〇〇圓ノ範圍内ニ於テ府縣和團體ヲシテ資金ノ融通ヲナサシメントス

轉業者ノ就職ニ際シ特ニ仕度金ノ給與ヲ必要トスル者ニ對シ其ノ就職ヲ容易ナラシメンガ爲ニ一人平均一〇圓豫算總額六〇、〇〇〇圓ノ範圍内ニ於テ就職仕度金ヲ給與ス

二、協同施設

軍需品、民需品ノ受註等ニ關シ其ノ配給ノ圓滑公平ヲ期スルト共ニ材料及製品ノ共同處理ヲ爲サシムル爲之ガ組合ヲ結成セシムル等ノ共同施設ヲナサシムルモノトシ之ニ要スル經費ニ對シ一施設平均三〇〇圓豫算總額六六、〇〇〇圓ノ範圍内ニ於テ補助ス

三、失業應急救濟施設

年齢、體格、其ノ他ノ事情ニ依リ股販產業等ニ就職不可能ニシテ生活困難ナル者ニ對シ地方公共團體ノ行フ簡易ナル土木工事等ニ就勞セシメ之ガ生活費ヲ得セシムル爲之ニ要スル經費ニ對シ勞力費一人一日平均一圓豫算總額三八〇、〇〇〇圓ノ範圍内ニ於テ補助ス

四、指導諸費

イ、職業輔導準備訓練費

軍需產業其ノ他股販產業へノ就職ヲ容易ナラシムル爲職業輔導施設入所前ニ於テ一回六〇人二〇〇圓、豫算總額一〇〇〇圓ノ範圍内ニ於テ精神的訓練ヲ主トスル短期日ノ豫備訓練ヲナサントス

ロ、指導費

地方改善應急施設費補助事業ノ實施ニ當リ地區民ニ時局ニ對スル認識ヲ十分徹底セシメ自覺更生ノ氣運ヲ振起セシムルト共ニ本事業ノ遂行ヲ圓滑ナラシムル爲府縣事務費(府縣職員旅費、應費、協議會費、講演會費等)ニ對シ豫算總額二二、八〇〇圓ノ範圍内ニ於テ補助スルモノトス

(五)預金部資金融通(失業對策部所管)

一、遠隔地就職者保護資金 四〇〇、〇〇〇圓

物資動員ニ依ル失業就業者ノ爲移動ヲ要スル者ニ對シ必要ニ應ジ一人當二十圓以内ノ旅費仕度金ヲ貸付ク

二、貸銀練習資金 一、六〇〇、〇〇〇圓

協同作業場及内職組合ニ於ケル軍需產業方面ノ下請作業ノ賃

ニ要スル資金ヲ貸付ク

三、生業資金 四、〇〇〇、〇〇〇圓

職業輔導施設ニ依リ輔導ヲ受ケタル結果又ハ從來ノ經驗ニ依リ新ニ小資ノ生業ヲ爲サント欲スル者ノ内資金難ニ在ル者ニ對シ原材料簡單ナル用具等ノ購入資金トシテ一人當五百圓以内ヲ貸付ク

◇物資動員ノ強化ニ依ル失業就業者ノ救濟施設ニ關スル件通牒

失發第五號

昭和十三年十月七日

厚生省失業對策部長

地方長官殿

物資動員ノ強化ニ依リ生ズベキ失業ノ防止及救濟施設ニ關シテハ十月七日厚生省發職第五八號ヲ以テ通牒ノ通現下ノ情勢ニ鑑ミ、政府ハ特ニ第二種備金ヨリ經費ヲ支出シ之ガ各般ノ救濟施設ヲ講ジ以テ失業對策ノ萬全ヲ期スルコト相成候ニ付テハ別紙要綱御了知ノ上速ニ貴管下ニ於ケル失業狀況ニ即應シタル有效適切ナル計畫ヲ樹立シ夫々協議又ハ國庫補助申請書提出相成候度此段及通牒候也 追而失業對策施設費算出書(本年十月ヨリ翌年二月ニ至ル五ヶ月間所要經費)添付候條本件實施計畫樹立ノ參考ニ賢セラレ度 尙職和事業對象地區多キ府縣ニ在リテハ社會局長通牒ノ趣旨ニ鑑ミ特ニ關係方面ト密接ナル連絡ノ下ニ實施計畫ノ樹立相成度爲念

第二章 職和事業の統制並に聯絡

職業輔導施設實施要綱

一、支那事變特ニ物資動員ニ依ル失業就業者中就職困難ト認メラル、者ニ對シ就職上必要ナル技術又ハ知識ヲ授與シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル爲行フ職業輔導ハ本要綱ニ依ルコト

二、職業輔導施設ノ種目並ニ内容ハ概ネ別表ニ依ルベキモ尙地方ノ實狀況ニ需要産業ノ狀況等ニ應ジ特ニ必要且有効ト認メラル、種目ヲ選定實施シ得ルコト

三、職業輔導施設ノ實施ニ當リテハ職業紹介所ニ登錄セル物資動員ニ依ル失業就業者中ヨリ其ノ輔導資格ニ付調査詮衡シ適格者ヲ選定スルコト

四、職業輔導施設ノ實施ニ當リテハ特ニ被輔導者ノ精神的指導ニ留意シ其ノ施設方法等ヲシテ最モ實効ヲ收ムル様努ムルコト 別表中簡易軍需作業並ニ訓練施設ニ於テハ被輔導者ヲ成ルベク一定ノ居舎ニ收容起居セシムル等ノ方法ニ依リ單ニ作業技術ヲ輔導スルノミナラズ心身ノ訓練ヲ行フヲ主眼トスルヲ以テ被輔導者ノ精神ノ鍛練動勞ノ訓練情操ノ涵養等ニ特ニ留意スルコト

五、職業輔導施設ハ職業紹介所自ラ行フヲ原則トスルモ道府縣、市町村等ノ職業輔導施設ニ委託輔導セシメ得ルコト

委託輔導ニシテ既存設備利用ノ場合ハ實施ニ要スル經常費ニ限リ委託費トシテ支出シ得ルコト尙新ニ施設セル設備ヲ利用スル場合ハ右ノ外設備費ニ付テテ其ノ二分ノ一以内ニ於テ委託費トシテ支出シ得ルコト

六、職業輔導施設ノ實施ニ關シテハ別紙様式ニ依ル職業輔導施設豫







ル爲專任ノ職員ヲ置クコト

五、機械器具等ノ作業用具ハ必要ニ應ジ購入シ之ヲ組合員ニ貸付スル等ノ方法ヲ講ズルコト

六、道府縣ハ組合員ニ對シ個々ノ取引ヲ禁ジ統制的ノ取引ヲ爲サシメ貸金ニ付テモ可成之ヲ一定ニシ必要ニ應ジ市町村ヲシテ繰替拂ヲ爲サシムルコト

繰替拂ニ付テハ預金部資金融通ノ途アルコト

七、本施設經費ニ對スル國庫補助金ハ道府縣豫算ニ對シ道府縣ニ於テ計上スル補助額ノ全額ナルコト

此ノ場合右補助額ハ本施設實施ニ要スル經費（一組合當リ大體一、〇〇〇圓程度ヲ標準トス）ノ四分ノ三程度ナルコト

八、本施設經費ニ對スル國庫補助交付申請ハ別紙様式ニ依ル事業豫定書ニ事業計畫説明書及本年度當該事業豫算計畫書ヲ添付シ十月三十一日迄ニ厚生大臣ニ申請スルコト

◇物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ關スル件通牒

厚生省發社第九六號

昭和十三年十月八日

厚生省社會局長

知事 殿

標記ノ件ニ關シ本月五日厚生次官ヨリ通牒ノ次第モ有之候處右ノ内生業援護ノ實施ニ關シテハ別記生業援護實施要綱ニ據ルコトト相

成候條之ニ基キ速ニ本年度内ニ於ケル失業者援護ニ關スル適切ナル計畫ヲ樹テ別記様式ニ依ル實施計畫書並關係蔵入歳出豫算書添付ノ上本月末日迄ニ補助金ノ交付申請相成度

追テ貴ニ對シテハ本件生業援護補助トシテ不取敢金 圓交付可相成見込ニ有之候條御了知ノ上貴ニ於テモ財政ノ容ス範圍内ニ於テナルベク經費ノ一部ヲ負擔相成以テ本施設ノ趣旨達成ニ遺憾ナカラシムル様御配意相成度

◇物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ關スル件通牒

厚生省發社第九六號

昭和十三年十月八日

厚生省社會局長

縣知事 殿

標記ノ件ニ關シ本月五日厚生次官ヨリ通牒ノ次第モ有之候處右ノ内生業援護ノ實施ニ關シテハ別記生業援護實施要綱ニ據ルコトト相成候條貴管内ノ狀況ニ照シ其ノ實施ヲ必要ト認メラルル場合ニ於テハ之ニ基キ速ニ本年度内ニ於ケル失業者援護ニ關スル適切ナル計畫ヲ樹テ別記様式ニ依ル實施計畫書添付ノ上所要經費見込額ヲ御報告相成度

追テ實施セラルル場合ニ於テハ貴縣ニ於テモ財政ノ容ス範圍内ニ於テナルベク經費ノ一部ヲ負擔相成以テ本施設ノ趣旨達成ニ遺憾ナカラシムル様御配意相成度

物資動員ニ因ル失業者ノ生業援護實施要綱

一、趣旨

本事業ハ支那事變特ニ物資動員ノ強化ニ伴フ失業者中職業紹介、職業輔導又ハ授産等ノ方策ニ依リ救済シ難キ者ニシテ現ニ生活ニ困難セル者ニ對シ法令ノ運用並公私社會施設ノ活動ニ依リ保護救済ノ方法ヲ講スルノ外特別ノ援護措置トシテ各其ノ實情ニ即シ個別的ニ何等カノ生業ニ就カシムルノ趣旨ヲ以テ小額ノ資金ヲ給與シ以テ其ノ生計ヲ維持セシムルヲ目的トス

二、被援護者ノ範圍

被援護者ノ範圍ハ左ノ標準ニ依ルモノトス  
1、支那事變特ニ物資動員ノ強化ニ伴ヒ失業シ又ハ失業状態ニ在ル者ニシテ自活スルニ足ル資産其ノ他收入ノ途ヲ有セス現ニ生活ニ困難セル者  
2、職業紹介、職業輔導、授産又ハ資金融通等他ノ方法ニ依リ援護シ得ル者ハ之ヲ除外スルコト但シ其ノ過程ニ在ル者ニシテ前項ノ條件ニ該當スルトキハ必要ノ限度ニ於テ之ヲ援護スルモ差支ナキコト

三、援護ノ種類

援護ノ種類ハ左記ニ依ルヘキモノトス

- 1、生業ニ必要ナル器具、資料等ノ購入費
  - 2、生業ノ爲必要ナル少額ノ資本
  - 3、就職準備ノ爲必要ナル資金
- (旅費、支度料、其ノ他ノ資金)

第二章 融和事業の統制並に聯絡

但シ旅費、支度料等ノ給與ハ別ニ設ケラレタル預金部資金ノ融通ニ依ル旅費支度料ノ貸付ヲ受ケ得サル者ニ對シテノミ之ヲ爲スヘキモノトス

四、援護ノ程度

一世帯當五十圓以内トシ、特別ノ事情アル場合ニ限リ七十圓程度迄給與シ得ルモノトス但シ就職準備ノ爲必要ナル資金ニ付テハ一人當二十圓以内トシ、家庭其ノ他ノ事情ニ依リ持ニ必要アル場合ニ限リ三十圓迄給與シ得ルモノトス

五、援護ノ方法

1、援護ハ道府縣ニ於テ市町村長ノ申請ニ基キテ之ヲ行フモノトス  
2、市町村長ノ申請ハ方面委員、警察官署、職業紹介所、職業輔導所等ノ調査並ニ意見ニ基キ實情調査ノ上具體的事實ニ照シ眞ニ必要ニシテ且援護ノ目的達成ノ見込確實ナル場合ニ限リ之ヲ爲サシムルモノトス  
3、援護ハ漫然一率ニ行フコトナク其ノ實情ニ應シテ之ヲ爲シ、濫救、漏救ヲ防キ生活費ノ充當ニ終ルカ如キコトナキヲ期スルト共ニ克ク援護ノ趣旨ヲ徹底セシメ之カ爲ニ依頼心ヲ助長セシメサルヤウ留意スルモノトス  
4、本援護ノ性質上二回以上ニ亘リ之ヲ行フコトハ避クヘキモノナルヲ以テ其ノ實施並ニ事後ノ指導監督ニ關シテハ特ニ方面委員等ヲ督勵シ常ニ周到ナル注意ヲ拂ハシムヘキモノトス

◇地方改善應急施設費補助ニ關スル件依命通牒



厚生省發社第九三號

昭和十三年十月五日

厚生省社會局長

今次事變特ニ物資調整強化ニ依リ要改善地區民ノ生業ニ及ボシタル影響ハ相當深刻ナルモノアルニ鑑ミ先般來屢次通牒ノ次第モ有之貴縣ニ於テモ夫々應急ノ措置ヲ講ゼラレ居候處今般政府ハ十月五日附厚生省發社第五八號厚生次官通牒ノ通第二種備金ヲ支出シ地方改善應急施設ヲ講ズルコト相成候ニ付テハ別紙要綱並ニ細目御了知ノ上左記本年度國庫補助交付見込額ヲ基礎トシ速ニ貴管下要改善地區ニ對スル適切ナル計畫ヲ樹立シ至急國庫補助申請書提出相成度

地方改善應急施設補助交付見込額

内 譯

金

- 一 轉業獎勵費補助
- (イ) 轉業資金補助
- (ロ) 就職仕度金補助
- 二 協同施設費補助
- 三 失業者應急救濟費補助
- 四 指導諸費補助
- (イ) 職業指導備訓練費補助
- (ロ) 指導費補助

圓 圓 圓 圓 圓 圓 圓 圓

地方改善應急施設補助事業實施要綱

一、本事業ハ支那事變特ニ物資調整強化ノ影響ヲ蒙リ現業繼續ニ支障ヲ來シ自力ニ依ル職業轉換困難ナル要改善地區民ノ轉業ノ積極的促進、内容ノ改善ニ依ル現業ノ安定其ノ他保護救濟ノ方途ヲ講ジ地方改善ノ使命達成上遺憾ナカラシムルヲ以テ目的トス

二、本事業實施ニ當リテハ地區民ニ對シ今次物資調整ノ眞ニ避クベカラザル所以ヲ十分了得セシメ且此ノ情勢ハ相當長期ニ亘リ繼續スル見込ナルコトヲ知ラシムル等時局ニ對スル認識ヲ深カラシムルト共ニ可及的自力ニ依リ積極的ニ時局ニ善處スルノ氣風ヲ振起スル様指導ニ努ムルコト

三、本事業實施ニ當リテハ物資調整關係事務主管課、職業課、其ノ他應内關係課ト十分連絡協調セシメ職業紹介所轉業相談所等ノ一般施設ヲ活用スルト共ニ關係融和事業團體ヲ督勵シ其ノ協力活動ヲ策勵シ民間關係者等各方面トノ連絡ヲ密ニシ本事業ヲシテ十分効果アラシムル様留意スルコト

四、本國庫補助金ハ府縣ニ於テ直接本事業ヲ施行スル場合ノ經費又ハ補助費ニシテ府縣豫算計上額ニ對シ補助スルモノナルヲ以テ府縣ニ於テモ相當額ノ經費ヲ負擔セラレタキコト

市町村ヲシテ事業ヲ實施セシメ該事業費ニ對シ補助スルモノニ付テハ所要經費ヲ市町村豫算ニ計上セシムルコト、此ノ場合市町村又ハ地區ノ財政狀態其ノ他ヲ考慮シ經費ノ一部ヲ負擔セシムルモ可ナルコト

五、本事業費ノ支出方法ハ左記ニ依ルコト

(一) 轉業獎勵費補助

(イ) 轉業資金補助  
府縣ヨリ事業經營主體トナル府縣單位ノ融和事業團體ニ交付スルコト

(ロ) 就職仕度金補助  
府縣ヨリ市町村長等適當ノ機關ヲ通ジ本人ニ交付スルコト

(二) 協同施設費補助  
府縣ヨリ當該施設ニ交付スルコト

(三) 失業者應急救濟費補助  
府縣ヨリ事業經營主體トナル市町村ニ交付スルコト 但シ事情ニ依リ府縣ニ於テ直接施行スルコトヲ得

(四) 指導諸費補助

(イ) 職業指導備訓練費補助  
府縣直接施行スルコト

(ロ) 指導費補助  
右ニ同シ

六、本事業實施方法ニ關シテハ別紙「要綱細目」參照ノコト

七、本國庫補助金交付申請ニ付テハ別紙様式ニ依ル事業豫定計畫書及府縣當該豫算書ヲ添附シ速ニ申請書ヲ提出スルコト

八、本事業ヲ實施シ向十分ナラザルモノアル場合ハ地方ノ實情ニ應

シ昭和十三年度地方改善施設補助事業實施計畫ヲ考慮シ八月十一日附厚生省發社第七八號社會局長職業部長通名通牒第四項ニ依リ適宜ノ措置ヲ講ズルコト

右ノ措置ヲ講ズル場合ハ豫メ承認ヲ經ルコト

第二章 融和事業の統制並に事務

九、要改善地區ヲ對象トスル施設ハ本通牒ニ依ルモノノ外本省失業對策部ノ主管ニ保ル職業指導及内職施設ニ付關係地區民ヲ相當收容シ得ル様考慮シアルヲ以テ右施設ノ活用ニ努ムルコト

右ニ關スル具體的計畫ハ關係府縣ニ對シ別途通牒セラルル管ニ付豫メ含ミ置クコト

地方改善應急施設補助事業實施要綱細目

一、轉業獎勵費補助事業

(イ) 轉業資金補助事業

軍需産業ノ下請其ノ他股販産業等へ轉業セントスル業者(勞務轉業者ヲ除ク)ニシテ小額ノ轉業資金ヲ必要トスル者ニ對シ府縣單位ノ融和事業團體ヲシテ轉業資金ノ融通事業ヲ行ハシムルコトトシ之ガ融通資金トシテ當該團體ニ補助スルモノトス

本事業實施ニ當リテハ左記事項ニ付留意セシムルコト

- (一) 本資金ハ當該團體ノ特別會計トシテ經理スルコト
- (二) 本資金ハ轉業ニ要スル資金ニ充ツルコト
- (三) 本資金貸付ノ限度ハ一世帯平均七〇圓最高三〇〇圓トスルコト
- (四) 利率ハ年三分二厘以内トスルコト
- (五) 貸付期間ハ五ヶ年以内トスルコト

(六) 本資金貸付ニ際シテハ確實ナル人物ニシテ將來性アル職業ニ轉換セントスル者ヲ選擇スルハ勿論ナルモ其ノ取扱ヲ出來得ル限り簡易ニシ貸付條件ニ付テモ個々ノ實情ヲ考慮シ根據期間償還方法等成ルベク借受人ニ便宜ナラシムル様留意スル

四五



コト

(七) 保證方法ハ確實ナル保證人一名ヲ要スルモ止ムヲ得ザル場合ハ警察署長、市町村長、區長、町會長、方面委員等ノ調査並ニ意見ニ基キ保證人ヲ省略シ得ルコト

(八) 前各項ノ趣旨ニ依リ當該團體ニ於テ轉業資金貸付規程ヲ定ムルコト(別紙規程例參照)

(ロ) 就職仕度金補助事業

轉職者ノ就職ニ際シ服裝其ノ他簡單ナル器具等ヲ必要トスル者又ハ就職ノ爲遠隔地ニ轉住スル等ノ場合其ノ就職ヲ容易ナラシムル爲平均一人一〇圓最高二〇圓ノ仕度金ヲ給與スルコトトシ本經費ニ對シ補助スルモノトス

二、協同施設費補助事業

製紙業廢物製造者等ヲシテ軍需品、民需品ノ受託等ニ關シ其ノ配給ヲ圓滑公平ナラシムルト共ニ材料及製品ノ共同處理ヲ爲サシムル爲主トシテ協同組合ヲ組織セシメ之ガ創設費ニ對シ補助スルモノトス

本事業ハ左記ニ依リ實施スルコト

(一) 本施設ハ大體一〇〇戸以上ノ地區ニ於テ特ニ必要ト認ムル個所ヲ選定シ業者組合(任意組合)ヲ組織セシムルコト但シ該種ノ事情ニ依リ數地區ノ同業者ヲ聯合シテ一組合ヲ組織セシムルヲ適當ト認ムル場合ハ成ルベク其ノ方法ニ依ルコト

(二) 補助金ハ一組合平均三〇〇圓最高五〇〇圓トスルコト

三、失業者應急救濟費補助

年節、體格其ノ他ノ事情ニ依リ股賬產業等ニ就職不可能ニシテ生活困難ナル者ニ對シ之ガ生活費ヲ得セシムル爲市町村(事情ニ依リテハ府縣)ニ於テ簡易ナル土木工事其ノ他適當ナル事業ヲ實施スルコトトシ之ニ要スル勞力費ニ對シ補助スルモノトス

本事業實施ニ當リテハ左記事項ニ付留意セシムルコト

(一) 失業者ヲ隨時就勞セシメ得ル簡易ナル事業ヲ選定スルコトトシ短期間ニ多數ノ人員ヲ就勞セシムルガ如キ事業ハ之ヲ避クルコト

(二) 諸般ノ事情ヲ考慮シ必要ト認ムル場合ハ日數ヲ限り交替就勞セシムル等成ルベク多數ノ失業者ニ賃金ヲ得シムル機會ヲ與フル標適宜ノ措置ヲ講ズルコト

(三) 勞力費ハ一人一日平均一圓トス

(四) 本經費ハ勞力費以外ニ使用セザルコト

四、指導諸費補助事業

(イ) 職業輔導訓練費補助事業

軍需產業其ノ他股賬產業ヘノ就職ヲ容易ナラシムル代職業輔導所(要綱第九項參照)ニ入所セシムル者ニ對シ入所前府縣ニ於テ精神的訓練ヲ主トスル豫備訓練ヲ爲スコトトシ之ニ要スル經費ニ對シ補助スルモノトス

本事業ハ左記ニ依リ實施スルコト

(一) 職業輔導施設實施計畫ト關聯セシメ豫備訓練ヲ實施スルコト

(二) 一回ノ訓練期間ハ大體三日間トシ神社寺院農民道場其ノ他精神的訓練ニ適當ナル會場ヲ選定シ收容訓練ヲ爲シ職業進出

ニ對スル氣構、時局ニ對スル認識ノ徹底ニ努ムルコト

(三) 補助費內詳

會場 費(一回三日分)三〇圓

食費(同) (二七圓(一人一日一五錢六〇人分))

雜費(同) (八三圓)

被訓練者旅費(一回 分六〇圓(一人平均一圓六〇人分))

計 (一回三日六〇人分)二〇〇圓

(ロ) 指導費補助

地方改善應急施設費補助事業ノ實施ニ當リ地區民ニ時局ニ對スル認識ヲ十分徹底セシメ自覺更生ノ氣運ヲ振起セシムルト共ニ本事業ノ遂行ヲ圓滑ナラシムル爲府縣事務費(府縣職員旅費、廳費、協議會費、講演會費等)ニ對シ補助スルモノトス

何々會轉業資金貸付規程(例)

第一條 本府(縣)下要改善地區ニ居住スル者ニシテ支那事變特ニ物資調整強化ノ影響ニ依リ轉業セントスル者ニ對シ本規程ニ依リ轉業資金ヲ貸付ス

第二條 轉業資金ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シ貸付スルモノトス

一、人物確實ナル二十五歳以上ノ者ニシテ本資金ニ依リ自ラ將來性アル營業ニ轉換セントスル者

二、居住地市町村內ニ確實ナル保證人アル者但シ場合ニ依リテハ警察署長市町村長區長町會長方面委員等ノ調査推薦アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 本資金ヲ借入レントスル者ハ第二號様式ニ依リ資金借入申

第二章 融和事業の統制並に聯絡

込書ヲ提出スベシ

第四條 轉業資金ノ貸付及返済ノ方法ハ左ノ各號ニ依ル

一、轉業資金ノ貸付ハ本會ニ於テ借受人ヲ決定シ第一號様式ニ依ル借用證書ヲ徴シ現金ヲ交付ス

二、貸付金額ハ一世帯ニ付最高三百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

三、貸付金ノ利率ハ年 分 厘トス

(利率ハ年三分二厘以内ニテ適宜決定ノコト)

四、貸付額ハ振置期間ヲ一年以内トシ最長期六ヶ年間ニ於テ元利金月賦均等償還ノ方法ニ依リ之ヲ返還スルモノトス但シ借受人ノ希望ニ依リ元利金半ヶ年賦均等償還ノ方法ニ依ルコトヲ得

第五條 本資金ヲ借入レタル後使途若ハ返済ノ方法ヲ變更セントスル者ハ豫メ本會ノ承認ヲ受クベシ

第六條 本規程又ハ貸借契約ノ條項ニ違背シ若ハ不都合ノ所爲アリト認ムルトキハ何時ニテモ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

附則

本規程ハ昭和十三年 月 日ヨリ施行ス

第一號様式

印紙

轉業資金貸借契約書(例)

一、金 圓也 但シ利息年 分 厘ノコト

右金額轉業資金トシテ借用仕候事確實ナリ就テハ貸付規程ヲ遵守スルハ勿論左記各項ヲ嚴守可仕「保證人ト連帶シ」本債務ノ履行ヲ確保



致候

- 第一條 借入金ハ必ず轉業資金トシテ運用シ目的外ニ使用セザルコト
- 第二條 資金運用ニ關シテハ何時ニテモ御調査ニ應ズルコト
- 第三條 本債務ノ辨濟期ハ 年 月 日限トシ 拂トス
- 第四條 左ノ場合ニ於テハ當然期限ノ利益ヲ失ヒ債務全部ヲ一時ニ完済スルコト

一、資金ヲ目的外ニ使用シタルトキ  
 二、貴會ニ於テ不都合ナル所爲アリト認メタルトキ  
 前記各條ヲ約諾シ其ノ確證トシテ本證書差入候也

昭和 年 月 日

住所  
借主  
住所  
保證人(推薦ニ依ル場合ハ不要)

何々會長殿

第二號様式

轉業資金借入申込書(例)

私儀今回貴會貸出ニ係ル轉業資金借用仕り度候ニ付別紙調書相添  
 轉業資金貸付規程第三條ニ依リ此段及申請候也

昭和十三年 月 日

住所

何々會長殿

氏名

調書	現住	氏名	借受希望額	轉業前ノ職乘	轉業セントスル職乘	資金ノ用途	本人ノ資産	家族	方辨濟期	保證人		
縣府	市郡	村町	番地	年	月	日生	金	圓	妻何々(何歳) 長男何々(何歳) 長女何々(何歳)	収入何々月何圓 収入何々月何圓	現住所 氏名 年月日生	職業 資産

備考

推薦ニ依ル場合ハ右調書ノ確否及推薦ノ理由ヲ記載シタル推薦書ヲ添付セシムルコト

◇地方改善應急施設ノ指導幹旋ニ關スル件

發第七十六號

昭和十三年十月十一日

財團中央融和事業協會

府縣融和團體長殿

會長男爵 平沼騏一郎

現下關係地區ノ生業保護ニ關シテハ夫々應急ノ措置ヲ講セラレ居ルコト、存候處今般政府當局ニ於カレテハ今次支那事變特ニ物資調整強化ニ依リ關係地區ノ生業ニ及ボセル影響ノ相當深刻ナルモノアルニ鑑ミ之等關係者ノ轉業ノ積極的促進内容ノ改善ニ依ル現業ノ安定其ノ他ノ保護救済ヲ圖ル爲地方改善應急施設ヲ講ズベク十月五日付ヲ以テ厚生次官及厚生省社會局長ヨリ夫々通牒相成候ニ付テハ右通牒ノ趣旨ヲ體シ概ネ左記事項ニ基キ之カ實施上指導幹旋ニ萬遺憾ナキヲ期セラル、様致度此段得貴會候

追テ右厚生次官及厚生省社會局長通牒寫ハ近ク送付ノ豫定ニ有之  
 差當リ職業課社會課ニ就キ御承知相成度申添候

記

一、本施設ハ其ノ性質上支那事變特ニ物資調整強化ノ影響ヲ蒙リ保護救済ヲ要スルニ至レル者ヲ對象トセルモノナルニ付キ可及的速ニ實施セラルルハ固ヨリナルモ之ヲシテ單一一時ノ効果ニ止メズ既定諸施設ト相俟ツテ新業ノ劃期的進展ヲ期スル意圖ノ下ニ現ニ不振困難ニ陥リツ、アル産業職業中其ノ必要アルモノハ此ノ際將來性アル股販産業方面ニ全面的轉換ヲ策スル様計畫的ニ指導セラ

二、本施設ヲ實施セラル、ニ際シテハ關係地區民ノ時局認識ヲ十分徹底セシメ極力自力更生精神ヲ振作スルト共ニ進ンデ積極的ニ物資調整ニ協力スルノ精神ヲ振起スル等精神的指導ニ力ヲ注カル、コト

三、現下ノ轉業、轉職其ノ他失業ノ防止救済ニ關スル政府ノ施設ト

第二章 融和事業の統制並に聯絡

シテ商工省轉業對策部主管ニ係ル轉業對策諸施設、厚生省失業對策部主管ニ係ル職業輔導、授産及内職施設助成、預金部資金融通ノ諸施設、同社會局保護課主管ニ係ル生業保護施設等ハ本施設ト共ニ各々系統的ニ關聯シ居リ就中厚生省失業對策部、主管ニ係ル職業輔導及内職施設ニ付テハ關係地區民ヲ相當收容シ得ル様考慮セラレアルヲ以テ其ノ内容ト相互ノ關係ト十分考究シ、之等主管課ヲ始メ應内關係課、職業紹介所、轉業相談所等ノ關係機關ト緊密ニ聯絡シ地區又ハ産業ノ實情ニ應ジテ極力一般施設ノ活用ニ努メ彼此相俟ツテ本施設ノ効果ヲ大ナラシムル様組織的ニ指導セラ

四、本施設ニ關シテハ以上ノ方針ニ基キ之カ實施上尙左ノ各項ニ留意シ其ノ成果ヲ擧グルニ努ムルニト

イ、主要關係市町村ノ吏員、地區代表者(區長又ハ組合長若クハ中心人物等)等ヲ對象トスル府縣單位ノ協議會及關係地區民ヲ對象トスル一地區又ハ數地區單位ノ協議會、懇談會、座談會等ノ開催、印刷物ノ利用其ノ他ノ方法ニ依リ速ニ之カ趣旨ノ普及徹底ヲ圖ルコト右府縣單位ノ協議會ニ對シテハ本會ヨリ必要ニ依リ職員ヲ派遣スル豫定ニシテ追テ通知ノ管

ロ、轉業資金貸付ニ當リテハ適當ナル職乘ノ斡旋、轉業後ノ指導等ニ關シ併セ考慮スルト共ニ實情ニ應ジテ厚生省失業對策部主管ニ係ル生業資金ノ貸付ヲモ受ケシムル様考慮スルコト

ハ、遠隔地ニ移動ヲ要スル轉職者ニシテ家庭ノ事情等ニ依リ就職支度金ノ給與ヲ受クルモ尙就職困難ナル者ニ對シテハ厚生省失



第二編 融和事業機關並統制聯絡

業對策部主管ニ保ル遠隔地就職者保護資金ノ貸付ヲモ受ケシムル様式旋スルコト

ニ、協同施設費補助事業ヲ實施セラル、ニ際シテハ組合員タル業者ト從業員各々互讓協調ノ精神ニ則リ公正ナル工賃ヲ協定セシムル等兩者ノ對立紛議ヲ讓サザル様指導斡旋ヲ爲スコト

尙工業組合ヲ設置シ共同設備其ノ他ニ多額ノ資金ヲ要スルガ如キモノニ付テハ商工省ノ當該補助ヲ受ケシムル様指導斡旋スルコト

ホ、失業者應急救済事業ハ地區ノ實情ニ應ジ開墾、荒蕪地整理、埋立及道路用排水路ノ新設又ハ改修、護岸工事、墓地ノ整理移轉等成ルベク物資ヲ件フコト少クシテ地區ノ資源擴充、環境改善等ニ資スルカ如キ事業ヲ實施スル様協力スルコト

ハ、職業指導準備訓練ハ實施時期、被訓練者ノ選定區域等厚生省失業對策部主管ニ依リ職業指導實施計畫ト關聯計畫シ之ガ實施上經費ノ許ス限リ期間ヲ延長スルト共ニ集團勤勞其ノ他ノ訓練的行事ヲ重シ適當ナル講義ト相俟ツテ職業進出ニ關スル心構ヘノ確立、時局認識ノ徹底ニ努ムル様協力指導スルコト

右訓練實施ニ當リテハ希望ニ依リ本會幹職員ヲ派遣スル豫定ト、職業指導施設ニ入所希望アルモ家庭ノ狀況ニ依リ入所困難ナル者ニ對シテハ保護課所管生業援護資金ノ就職準備ノ爲必要ナル資金又ハ公私社會施設ニ依リ任意救護ノ方法ヲ活用相成入所ヲ容易ナラシムル様考慮スルコト

五、以上各項ノ圓滑ナル遂行ヲ期スル爲重要事業ニ支障ヲ來サザル

戶籍法施行細則附錄第一號様式に就ては、戶籍法第十八條第三號の規定の趣旨を參照し、爾今新用紙を調製するに當りては「族稱」なる文字は豫め印刷せざる様、尙「平民」の記載は之を爲さざる事

尙これは戶籍關係のみの問題にあらずして、特に各省次官會議の席上岩村司法次官より其趣旨の説明があつたに對し、關係各省共賛意を表した。

戶籍用紙ノ様式ニ關スル件

司法省  
民事局 民事甲第七二二號

昭和十三年六月十三日

司法省民事局長 大森 洪 太

地方裁判所長 御中（東京刑事ヲ除ク）

戶籍法施行細則附錄第一號様式ニ付テハ戶籍法第十八條第三號ノ規定ノ趣旨ヲ參照シ爾今新用紙ヲ調製スルニ當リテハ「族稱」ナル文字ハ豫メ印刷セザル様記載例、戶籍法第十八條第三號ニ付テハ「華族」又ハ「士族」ノ記載ハ右空欄中ニ之ヲ爲シ「平民」ノ記載ハ之ヲ爲サズ、同條第四號ニ付テハ氏名欄中ニ同様ノ空欄ヲ設ケ其ノ中ニ「平民」ト記載ス貴管内各市町村長ニ對シ御通達相成度此段依命及通牒候也

追テ爲念別紙族稱圖形添附致候尙現在戶籍用紙ニ付テハ適宜抹消ノ上使用セシムル様致度申添候

第二章 融和事業の統制並に聯絡

五〇

限リ本年度事業ノ一部繰延ヲ行フモ指導員囑託等ノ増置ヲ圖ララルト共ニ市町村融和機關、地區ノ更生委員會又ハ協同組合等ノ自發的活動ヲ策勵スル様努メラル、コト

3 戶籍用紙の樣式に關する件

從來特定の文書に族稱を記入することになつてゐたが、これは單なる因襲に基くものであつて、現在何等實益なきのみならず、融和促進上から見ても支障の多かつたことである。即ち戶籍謄本及抄本其他證明書、履歴書、入學願書、宿泊人届書等其他に於て、かゝる不用文字を記入することが、不必要にして封建的階級思想を助長せしむるのみならず、具體的に迷惑を受けつゝある向も決して尠くないのであつて、融和事業の建前から見て決して見遁すことの出ないことである。本件に關しては、昭和十三年三月融和事業關係方面連絡協議會及中堅青年研究協議會等に於ても論議された事もあり、中央融和事業協會に於ては、之に關し同年三月十六日日本會々長名を以て、内閣總理大臣、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農林、商工、逓信、鐵道、拓務、厚生各省大臣及企劃院總裁に陳情書を提出する等關係各方面に對し交渉しつゝあつたところ六月十三日付司法省大森民事局長より地方裁判所長宛に左記内容の戶籍用紙樣式に關し、通牒を發せられ、各市町村長に通達せらるゝことになつた。

（場依定ノ四第十法戸） 合ルニ規號第八第籍										（場依定ノ三條十法戸） 合ルニ規號第八第籍									
籍本										籍本									
（略）										（略）									
主										主									
出生					父					出生					父				
（略）					（略）					（略）					（略）				
母					平民					母					平民				
（略）					（略）					（略）					（略）				
出生					父					出生					父				
（略）					（略）					（略）					（略）				
母					平民					母					平民				
（略）					（略）					（略）					（略）				

第二 規程並要綱

一、規程



1 融和事業促進に関する生業資金融通に関する件

(昭和十三年版参照)

二、要 綱

1 融和促進に関する施設要綱

(昭和十年版本年鑑参照)

2 融和事業に関する産業經濟施設要綱

(本書參考編参照)

3 融和事業にする教育的方策要綱

(同前参照)

4 融和事業の総合的進展に関する要綱

(同前参照)

第二節 融和事業に関する會議

第一 融和事業行政諸會議

昭和十三年度中に於ける融和事業行政に関する會議は學務部長會議、社會課長會議、融和事業專務職員事務打合せ會、失業對策事務打合せ會の四件である。

一、學務部長會議

昭和十三年五月十九日午後一時より内務省會議室で開催された學務部長會議に於て融和事業に關しては木戸厚生大臣より左の如き訓示並に指示があつた。

訓 示 要 旨

現下ノ時局ニ於テ國民協調借和シ、舉國一致以テ時艱ノ克服ニ邁進スベキハ固ヨリ當然ノ事デアリマシテ、地方改善事業ヲ振作シ渾然一體ノ下ニ國民融和ノ實ヲ擧グルハ極メテ緊要ノコトデアリマス。去ル三月特ニ國民融和ノ促進ニ關スル訓令ヲ發シテ各位ノ努力ヲ促シタル所以モ此ニ在ルノデアリマス。各位ハ益々國民融和ノ實現ノ爲各般ノ施設ノ整備擴充ヲ圖ルト共ニ、融和ノ風潮ノ作興ニ一段ノ力ヲ致サレンコトヲ望ミマス。

指 示 事 項

地方改善事業ニ關スル件

時局下ニ於テ國民融和ノ實ヲ擧グルノ要愈々緊切ナルニ鑑ミ各位ハ當ニ關係地區ニ於ケル物心兩面ノ自覺更生ヲ策スルノミナラス凡ニル機會ニ於テ一般社會ノ啓蒙ニ最善ヲ竭シ國民融和ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラレタシ。

二、社會課長會議

昭和十三年六月二十七日厚生省會議室に於て開催せられた社會課長會議に於て融和事業に關し木戸厚生大臣より左の訓示並に指示が

あつた。

訓 示 要 旨

現時局下ニ於テ益々日本精神ノ昂揚ニ努メ全國民協調借和シ以テ時艱ノ克服ニ邁進セントスル秋國民融和ノ實ヲ擧グルハ極メテ緊要ノコトデアリマシテ去ル三月特ニ國民融和ノ促進ニ關スル訓令ヲ發シ各位ノ努力ヲ促シタル所以モ此ニ在スルノデアリマス。各位ハ時局ニ對スル認識ヲ愈々明確ニシ國民融和ノ實現ノ爲各般ノ施設ヲ一層整備擴充ヲ圖ルト共ニ國民融和ノ風潮作興ニ一段ノ力ヲ致サレンコトヲ望ム次第デアリマス。

指 示 事 項

地方改善事業ニ關スル件

現時局下ニ於テ國民融和ノ實ヲ擧グルノ要愈々緊切ナルヲ以テ各位宜シク政府ノ意圖ヲ體シ此ノ際特ニ關係地區ニ於ケル物心兩面ノ自覺更生ニ努ムルト共ニ凡ニル機會ヲ通ジ國民融和ノ趣旨ノ普及徹底ニ努メ所期ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ。

三、融和事業專務職員事務打合せ會

物資調整強化に依り融和事業關係地區方面に及ぼしたる影響の跡からざるものあるに鑑み厚生省社會局では之が對策に關し打合せのため左の通り融和事業專務職員事務打合せ會を開催した。社會局よりは山崎社會局長武島福利課長その他列席し、厚生省職業部及勞働局、陸軍省經理局、陸軍被服本廠、陸軍兵器本廠、海軍省軍需局、内務省警保局、警視廳保安部よりも關係官臨席、中央融和事業協會より

第二章 融和事業の統制並に聯絡

も四名臨席し、關係府縣よりは四十餘名出席した。

打 合 會 概 要

一、期日及會場 昭和十三年八月十六日 厚生省第二會議室

一、日 程 午前九時—九時半 社會局長訓示

九時半—十二時 社會局關係職業部關係

午後一時—二時半 陸軍省關係

陸軍被服本廠關係

陸軍兵器本廠關係

陸軍省軍需局關係

商工省臨時物資調整局一係

二時半—四時 內務省警保局關係

四時—五時 內務省警保局關係

一、指示事項

1、物資調整ノ趣旨徹底ニ關スル件

2、失業對策ニ關スル件(職業部)

3、地區ニ於ケル生業保護對策ニ關スル件

4、皮革業者ノ保護對策ニ關スル件

(イ)製革業 (ロ)製靴業 (ハ)其他皮革加工業

5、履物表製造業者ノ生業保護ニ關スル件

(イ)竹皮表製造業者 (ロ)棕栢表製造業者、麩表製造業者

6、授産施設ノ擴充並ニ内職斡旋ニ關スル件

7、新興製品ノ指導獎勵ニ關スル件



- 8、物資ノ需給調整ニ關スル法規ノ研究ニ關スル件
- 9、地方改善本年度豫算ノ執行ニ關スル件

### 四、失業對策事務打合せ

厚生省では今次事變に依る失業對策の緊要なるに鑑み左の通り失業對策事務打合せを全國五ヶ所に於て開始され、出席者は學務部長、職業課長、社會課長、社會課員、融和事業事務職員、融和團體職員等であつた。

一、期日、會場、參加區域

- 昭和十三年 厚生省 東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、茨城
- 十月十二日 栃木、長野、新潟
- 十月十四日 愛知縣廳 愛知、靜岡、山梨、石川、富山、福井、岐阜、三重
- 十月十五日 大阪府廳 京都、大阪、奈良、滋賀、和歌山、兵庫、鳥取
- 十月十八日 福岡縣廳 山口、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、沖繩、鹿児島
- 十月二十二日 宮城縣廳 北海道、青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島

一、打合せ事項

- (一) 失業對策豫算實施に關する事項
- 1、職業輔導施設に關する事項
- 2、授産内職施設に關する事項
- 3、生業援護に關する事項
- 4、地方改善應急施設に關する事項

### 協議會出席者

厚生省	社會局長 山崎巖	福利課長 武島一義	福利課員 池田常雄	會長 長男爵平沼騏一郎	常務理事 小山三郎	理事 植竹與作	理事 榊山保一	理事 下村春之助	理事 田中邦太郎	理事 井上哲男	書記 中村憲	同 酒田吉太郎	同 成澤英雄	同 一番ヶ瀬勇	同 新場恒雄	同 高泉武夫	同 中島千枝	社會事業主事 森梁香	親和會主事 土屋政一	社會事業主事 前田宇治郎	社會事業主事 植木俊助	青和會囑託 青木信二
中央融和事業協會	社會局長 木村堯	福利課長 采川普照	福利課員 安藤專哲	會長 坂本寬一	常務理事 小川百助	理事 上井致	理事 大野金三郎	理事 佐藤猪三郎	理事 堀江清	理事 津川公治	理事 和田實	理事 吉澤清平	理事 長濱庫一	理事 吉本勝太郎	理事 吉川吉治郎	理事 上村良弼	理事 外山新五	理事 長谷川寬三	理事 平手堯眞	理事 安藤寬	理事 片原健之助	
兵庫	社會事業主事 清和曾主事	社會事業主事 木村堯	社會事業主事 采川普照	社會事業主事 安藤專哲	社會事業主事 坂本寬一	社會事業主事 小川百助	社會事業主事 上井致	社會事業主事 大野金三郎	社會事業主事 佐藤猪三郎	社會事業主事 堀江清	社會事業主事 津川公治	社會事業主事 和田實	社會事業主事 吉澤清平	社會事業主事 長濱庫一	社會事業主事 吉本勝太郎	社會事業主事 吉川吉治郎	社會事業主事 上村良弼	社會事業主事 外山新五	社會事業主事 長谷川寬三	社會事業主事 平手堯眞	社會事業主事 安藤寬	社會事業主事 片原健之助
長崎	社會事業主事 清和曾主事	社會事業主事 木村堯	社會事業主事 采川普照	社會事業主事 安藤專哲	社會事業主事 坂本寬一	社會事業主事 小川百助	社會事業主事 上井致	社會事業主事 大野金三郎	社會事業主事 佐藤猪三郎	社會事業主事 堀江清	社會事業主事 津川公治	社會事業主事 和田實	社會事業主事 吉澤清平	社會事業主事 長濱庫一	社會事業主事 吉本勝太郎	社會事業主事 吉川吉治郎	社會事業主事 上村良弼	社會事業主事 外山新五	社會事業主事 長谷川寬三	社會事業主事 平手堯眞	社會事業主事 安藤寬	社會事業主事 片原健之助
群馬	社會事業主事 清和曾主事	社會事業主事 木村堯	社會事業主事 采川普照	社會事業主事 安藤專哲	社會事業主事 坂本寬一	社會事業主事 小川百助	社會事業主事 上井致	社會事業主事 大野金三郎	社會事業主事 佐藤猪三郎	社會事業主事 堀江清	社會事業主事 津川公治	社會事業主事 和田實	社會事業主事 吉澤清平	社會事業主事 長濱庫一	社會事業主事 吉本勝太郎	社會事業主事 吉川吉治郎	社會事業主事 上村良弼	社會事業主事 外山新五	社會事業主事 長谷川寬三	社會事業主事 平手堯眞	社會事業主事 安藤寬	社會事業主事 片原健之助
千葉	社會事業主事 清和曾主事	社會事業主事 木村堯	社會事業主事 采川普照	社會事業主事 安藤專哲	社會事業主事 坂本寬一	社會事業主事 小川百助	社會事業主事 上井致	社會事業主事 大野金三郎	社會事業主事 佐藤猪三郎	社會事業主事 堀江清	社會事業主事 津川公治	社會事業主事 和田實	社會事業主事 吉澤清平	社會事業主事 長濱庫一	社會事業主事 吉本勝太郎	社會事業主事 吉川吉治郎	社會事業主事 上村良弼	社會事業主事 外山新五	社會事業主事 長谷川寬三	社會事業主事 平手堯眞	社會事業主事 安藤寬	社會事業主事 片原健之助
茨城	社會事業主事 清和曾主事	社會事業主事 木村堯	社會事業主事 采川普照	社會事業主事 安藤專哲	社會事業主事 坂本寬一	社會事業主事 小川百助	社會事業主事 上井致	社會事業主事 大野金三郎	社會事業主事 佐藤猪三郎	社會事業主事 堀江清	社會事業主事 津川公治	社會事業主事 和田實	社會事業主事 吉澤清平	社會事業主事 長濱庫一	社會事業主事 吉本勝太郎	社會事業主事 吉川吉治郎	社會事業主事 上村良弼	社會事業主事 外山新五	社會事業主事 長谷川寬三	社會事業主事 平手堯眞	社會事業主事 安藤寬	社會事業主事 片原健之助
栃木	社會事業主事 清和曾主事	社會事業主事 木村堯	社會事業主事 采川普照	社會事業主事 安藤專哲	社會事業主事 坂本寬一	社會事業主事 小川百助	社會事業主事 上井致	社會事業主事 大野金三郎	社會事業主事 佐藤猪三郎	社會事業主事 堀江清	社會事業主事 津川公治	社會事業主事 和田實	社會事業主事 吉澤清平	社會事業主事 長濱庫一	社會事業主事 吉本勝太郎	社會事業主事 吉川吉治郎	社會事業主事 上村良弼	社會事業主事 外山新五	社會事業主事 長谷川寬三	社會事業主事 平手堯眞	社會事業主事 安藤寬	社會事業主事 片原健之助
奈良	社會事業主事 清和曾主事	社會事業主事 木村堯	社會事業主事 采川普照	社會事業主事 安藤專哲	社會事業主事 坂本寬一	社會事業主事 小川百助	社會事業主事 上井致	社會事業主事 大野金三郎	社會事業主事 佐藤猪三郎	社會事業主事 堀江清	社會事業主事 津川公治	社會事業主事 和田實	社會事業主事 吉澤清平	社會事業主事 長濱庫一	社會事業主事 吉本勝太郎	社會事業主事 吉川吉治郎	社會事業主事 上村良弼	社會事業主事 外山新五	社會事業主事 長谷川寬三	社會事業主事 平手堯眞	社會事業主事 安藤寬	社會事業主事 片原健之助
三重	社會事業主事 清和曾主事	社會事業主事 木村堯	社會事業主事 采川普照	社會事業主事 安藤專哲	社會事業主事 坂本寬一	社會事業主事 小川百助	社會事業主事 上井致	社會事業主事 大野金三郎	社會事業主事 佐藤猪三郎	社會事業主事 堀江清	社會事業主事 津川公治	社會事業主事 和田實	社會事業主事 吉澤清平	社會事業主事 長濱庫一	社會事業主事 吉本勝太郎	社會事業主事 吉川吉治郎	社會事業主事 上村良弼	社會事業主事 外山新五	社會事業主事 長谷川寬三	社會事業主事 平手堯眞	社會事業主事 安藤寬	社會事業主事 片原健之助
愛知	社會事業主事 清和曾主事	社會事業主事 木村堯	社會事業主事 采川普照	社會事業主事 安藤專哲	社會事業主事 坂本寬一	社會事業主事 小川百助	社會事業主事 上井致	社會事業主事 大野金三郎	社會事業主事 佐藤猪三郎	社會事業主事 堀江清	社會事業主事 津川公治	社會事業主事 和田實	社會事業主事 吉澤清平	社會事業主事 長濱庫一	社會事業主事 吉本勝太郎	社會事業主事 吉川吉治郎	社會事業主事 上村良弼	社會事業主事 外山新五	社會事業主事 長谷川寬三	社會事業主事 平手堯眞	社會事業主事 安藤寬	社會事業主事 片原健之助
靜岡	社會事業主事 清和曾主事	社會事業主事 木村堯	社會事業主事 采川普照	社會事業主事 安藤專哲	社會事業主事 坂本寬一	社會事業主事 小川百助	社會事業主事 上井致	社會事業主事 大野金三郎	社會事業主事 佐藤猪三郎	社會事業主事 堀江清	社會事業主事 津川公治	社會事業主事 和田實	社會事業主事 吉澤清平	社會事業主事 長濱庫一	社會事業主事 吉本勝太郎	社會事業主事 吉川吉治郎	社會事業主事 上村良弼	社會事業主事 外山新五	社會事業主事 長谷川寬三	社會事業主事 平手堯眞	社會事業主事 安藤寬	社會事業主事 片原健之助

- (一) 預金部資金融通に關する事項
- (二) 其の他

### 第二 融和團體諸會議

融和運動の方針を樹立し實行方策を協議決定し、兼て各融和團體の聯絡提携を圖るための全國協議會は、昭和十三年六月に開催せられ、又地方協議會も夫々各地方に於て全國會議に於て決定せる方針の徹底並に實施方法に付き協議並に聯絡に資するため開催せられ、特に本年度は物資動員強化に依る失業應急施設の實施打合の爲府縣別協議會が開催せられた。

### 一、全國的會議

#### 昭和十三年度全國融和事業協議會概況

融和事業の劃期的進展を策し以てその歴史的使命を遂行せんとする十箇年計劃は、昭和十一年を第一年次として實施せられ、既に各種の施設にその全力を傾注し來つたのであるが、第三年次の實施方針を決定し、特に支那事變勃發以來將に一年、内外の情勢益々重大なる時局に對處すべき融和事業の具體的方針を樹立せんとする全國協議會は昭和十三年六月十四、十五兩日厚生省會議室にて左の通り開催せられた。



山梨	滋賀	岐阜	長野	石川	富山	福井	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	德島	香川	愛媛
梨	賀	早	野	川	山	井	取	根	山	島	口	山	島	川	媛
屬	屬														
囑託	囑託	社會事業主事	社會事業主事	社會事業主事	社會事業主事	囑託	囑託	囑託	和敬會主事	社會事業主事補	協和會書記	社會事業主事補	社會事業主事	社會事業主事	社會事業主事
米澤虎一	高塚幸榮	鈴木鳴海	赤木宜堂	成澤初男	仲野耿人	松任參雄	山本源次	兒島眞一郎	內山賢次	山本文太郎	生松桂一	森川榮次郎	藤本誠志	福井宇之助	神田實言

秋山記	米澤虎一	高塚幸榮	鈴木鳴海	赤木宜堂	成澤初男	仲野耿人	松任參雄	山本源次	兒島眞一郎	內山賢次	山本文太郎	生松桂一	森川榮次郎	藤本誠志	福井宇之助	神田實言	藤範見誠	岩崎哲賢	長谷部豊	大西正美	山本明太郎	山本熊衛	松本熊衛
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	-------	------	------

高知	福岡	大分	熊本	鹿兒島	聖訓奉旨會理事	一如會理事	同 錄事	眞身會囑託	來 賓	內務省地方局長代理	傷兵保護院事務官	國民精神總動員中央聯盟理事	同 幹 事	修養團主幹(本會理事)	本會理事	中央教化團體聯合會幹事(本會參與)	聖訓奉旨會長代理	產業組合中央會囑託	東京手形交換所理事	農 林 省
----	----	----	----	-----	---------	-------	------	-------	-----	-----------	----------	---------------	-------	-------------	------	-------------------	----------	-----------	-----------	-------

汲田松之助	永吉清喜	田中進	眞鍋博愛	東山範明	日隈富士男	川崎與城	坂本辰之助	河上正雄	山本匡夫	橋了法	北原寅吉	伊場信一	林路一	三浦碌郎	蓮沼門三	宮地久衛	古谷敬二	伊藤末尾	山本正男	中村忠彰	丹羽四郎
-------	------	-----	------	------	-------	------	-------	------	------	-----	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------

代 議 士  
山梨縣共愛會副會長  
傷兵保護院屬  
福利課囑託  
憲兵學校教官  
傷兵保護院屬  
文部省社會教育官  
中央社會事業協會研究所主事  
拓務通譯官  
日本商工會講所

田原春次  
坂本増次郎  
佐藤篤輔  
武田行雄  
中村至道  
内田善之助  
小山 隆  
福山政一  
荒 基  
小 倉 要

協 議 題

- 一、時局に對處すべき融和事業の具體的方策樹立の件
- 二、昭和十三年度融和事業遂行上特に留意すべき點如何
- 三、紀元二千六百年記念事業に關する件(以上中央融和事業協會)
- 四、融和教育の徹底方に關する件(德島縣融和團體聯合會)
- 五、今次事變に依り打撃を蒙りたる表業者救済對策に關する件(群縣融和會)
- 六、輸入統制以來皮革原料の拂底を來し現に靴修繕業者の如き下級者の生活に著しく脅威を訴ふるに至れり、之が適正なる救済の方途如何(大阪府公道會)
- 七、「要改善地區の分散」に關する件(岐阜縣)
- 八、紀元二千六百年記念事業として全國融和團體聯合大會を敢傍町權原神宮神苑内に於て開催の件(大和同志會)

協 議 決 定 事 項

- 一、時局ニ對處スベキ融和事業ノ具體的方策  
支那事變勃發以來將ニ一年皇國內外ノ情勢ハ頗ル多事多端ニシテ前途實ニ容易ナラズ之ヲ克服シ皇國ノ大理想ヲ實現センガ爲ニハ肇國ノ大精神ヲ把握シ堅忍持久舉國一致盡忠報國ノ誠ヲ致スヲ要ス此ノ際一層新銳ノ意氣ヲ以テ國策ニ則リ融和事業ノ根本精神ヲ堅持シ既定方策ノ遂行ニ努メ尙ホ特ニ左記事項ノ實行ニ力ヲ盡シ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期ス
- 一、統後援ノ徹底ヲ期スルコト
- 二、國民精神總動員ニ際シ計畫的且強力ニ融和精神ノ普及徹底ニ努ムルコト
- 三、事變關係差別事件ノ絶滅ヲ期スルハ勿論差別言動ハ絶對ニ之ヲ爲サルノ風ヲ徹底セシムルコト
- 四、地區内ノ相剋摩擦ヲ根絶シ眞ニ一致協力ノ實ヲ舉ゲシムルコト
- 五、一層生活ノ刷新ニ努メ速ニ地區更生ノ實ヲ舉ゲシムルコト
- 六、特有産業ニ就テハ特ニ原材料ノ供給ヲ圓滑ナラシメ全國的聯合機關ノ設置及ビ之ガ生産販賣ニ關シ指導斡旋スルコト
- 七、軍需工業等ヘ積極的ニ轉換進出セシムルコト
- 八、計畫的ニ移住ヲ勵行セシムベク指導獎勵スルコト
- 九、保健衛生體位向上ヲ圖ル爲メ適切ナル指導獎勵ノ方途ヲ講ズルコト



十、融和團體ノ活動ヲ一層強化スル爲メ之ガ組織並ニ人的要素ヲ刷新充實スル等適切ナル方法ヲ講ズルコト

二、昭和十三年度融和事業進行上特ニ留意スベキ點

融和事業ノ綜合的進展要綱並ニ之ニ基テ十箇年計畫ヲ堅持シ政府ノ地方改善施設ニ即シテ益々本事業ノ遂行ニ努ムルハ勿論特ニ今般決定セル時局ニ對處スベキ融和事業ノ具體的方策ニ則リ左記各項ニ留意シ以テ所期ノ成果ヲ擧ゲンコトヲ期ス

記

一、教育教化施設ニ關スル事項

(一) 融和精神ノ普及徹底差別觀念ノ排除ニ努ムルコト

1、指導者層ニ對シテ之ガ趣旨ノ徹底ヲ圖ルベク適切ナル方法ヲ講ズルコト

2、國民精神總動員ト緊密ニ聯繫シ融和精神ノ普及ヲ期スルコト

3、事變關係差別事件ヲ始メ其ノ他差別事象ノ絶滅ヲ期スルコト

(二) 融和教育指導者ノ養成ニ努ムルコト共ニ之ガ研究機關ノ整備充實ヲ圖ル等融和教育ノ徹底ニ努ムルコト

二、自覺更生施設ニ關スル事項

(一) 指定地區ヲシテ政府ノ産業經濟施設ト相俟ツテ經濟、教育文化等全般ニ亘ル更生ヲ企圖セシムベク指導督勵ニ努ムルコト  
1、講演會、懇談會、映畫會ノ開催印刷物ノ配付等ニ依リ全地區民ノ覺醒奮起ヲ促スコト

三、統後援ノ徹底ニ關スル事項

(一) 官公署ヲ始メ各種團體ト聯絡提携シ遺漏ナキヲ期スルコト  
四、融和機關ノ整備充實ニ關スル事項

(一) 融和團體ノ活動ヲ強化スル爲メ指導者ノ養成指導員又ハ囑託ノ増置市町村融和機關及ビ地區トノ有機的聯繫ニ努ムル等之ガ組織並ニ人的要素ノ充實ヲ圖ルコト

(二) 關係市町村ニ融和機關ヲ速ニ設置セシメ十分其ノ機能ヲ發揮スル様指導督勵ニ努ムルコト

協議概要

六月十七日午前十時半開會

(議長・平沼會長) 一と四に關して説明を願ふ。

(常務) 非常時局は開關以來の時局である、此際融和事業として何を爲すべきか。

綜合的進展要綱及十ヶ年計畫其他はあるが更に、此時局に對しての事業の検討、又態度を検討するの要ありと信ずる、例へば此時局の波に乗つて啓蒙運動をするとか内外接觸の機會の多い時に融和事業等の積極的進出を爲すには如何にすべきか、統後施設に就ても同様。更に、内部自覺に就て軍需工業の盛なるに伴ひ進出の機會を作るとか、職業轉換を爲す等或は分散、滿洲移住の如き、此の機會に於て特に融和事業として實施すべきもの大なりと考へる。融和事業として無論であるが、同時に非常時局に於て、更に日本精神徹底國策に沿ふて、國策實行の一翼としての活動を考へねばならぬ諸點があると思ふ。これらに就ての具體的なお考を承りたし。

2、地區各般ニ亘ル實態ヲ調査シ之ヲ基本トシテ適正ナル更生計畫ヲ樹立實行セシムルコト

3、前項ノ指導ニ當リテハ現狀ニ照シテ職業轉換及ビ移住等ニ關スル計畫ヲ加ヘシムルコト

4、協同組合ノ設置ニ當リテハ極力法人組織トシ系統上級機關ニ加入セシメ各般ノ活動ヲ圓滑ナラシムルコト

5、共同作業場、授産場、職業輔導所等ノ運営利用ニ關シ適切ナル指導ヲ爲スコト

6、其ノ他ノ産業經濟施設ニ關シテハ實情ニ應ジ最モ緊急適切ナル事業ヲ實施セシムル様指導スルコト

7、市町村及ビ市町村融和機關ヲ始メ關係各種機關トノ聯絡ヲ緊密ニシ之ガ指導督勵ヲ受ケシムルコト共ニ一般施設ノ利用ニ努メシムルコト

(二) 自給經濟ノ徹底消費ノ節約、著ノ勵行等ニ依リ生活ノ刷新ヲ圖ラシムベク指導ヲ爲スコト

(三) 特有産業ノ改善進展ニ關シ指導督勵ヲ爲スコト

(四) 就職適格者ノ養成及ビ之ガ紹介斡旋ニ努ムル等職業ノ轉換進出ニ關シ積極的ニ指導スルコト

(五) 計畫的ニ移住ヲ獎勵スル爲メ趣旨ノ普及適格者ノ養成及ビ助成ニ努ムルコト

(六) 衛生智識ヲ普及スルコト共ニ醫療衛生施設ノ利用保健生活ノ勵行ニ努メシムル等保健衛生體位向上ニ關シ適切ナル指導ヲ爲スコト

(議長) 四は徳島縣の提出者から説明を願ひたし。

(徳島) 協議會といふよりは要望したい考から提出せるものである。教育方面に就ては積極的に働きかけつゝあり、右に就ては既に三回の教育講習會あり、地方に於ても同様努めつゝあるが、文部當局として未だ何事もして居らぬ、一例を言へば學務當局と連絡して一片の事務的に過ぎず、講習會だけで後は何ら爲すところがないといふ有様で、此の點甚だ望みが薄い、特に文部省獨自の立場で融和教育講習會、研究、根本方針の明示、指導書編纂、專任視學設置、國民融和の闡明を願はしく、之等の點より文部省に對する要望として提出せるものである。

(議長) 議題に對し質問、又意見を述べられたし。

(兵庫・内海) 大正十四年かと記憶する、全國大會の際、國策樹立すべしとの提案をしたことがある、その後融和問題解決のため國策として何か考へねばならぬと思つて提出したがその後中央融和事業協會設立があり今日に及んだ、然し今日の時局に於て現狀を以て果して國策の一翼としての運動が達成出来るかに就て、不安と疑問を持つのである。既に、政府に企畫院の設置あり、八十億貯金も國策として提唱されてゐるに拘はらず、融和事業の國策の樹立を見ない。融和問題の重要性と云ふことをいふが事實は關係者、又は關心する者のみにて國民全體は如何かと云ふに重要性を認めてゐない。

これが中央に影響しても居るかの感がある。厚生省等に於ても眞に問題を憂ひ、熱意さへあれば國策としての何らかの腹案がなければ



ばならぬ。然るに、一片の大臣の通牒、地方長官、學務部長會議の指示等に就て短いことを語られても、地方長官、學務部長は主観によつて事業を左右するが爲め問題の重要性を知らず、これがために關係者が熱意を持つて居つても事業は思ふ様に進展しない所も少なくないと思ふ、具體的第一方途としては、國策として行ふことが必要である。然らば、第四の點に就ても文部省は知らずと言ふことがなくなる。故に、先づ國策として取上げて研究を願ひたい。

次に、全國の事業従事者、團體の陣営内に於て強固なる意志により事業に當つてゐるかどうか。綜合的進展が決定されてゐるが、人により之を無視して居る者もある。事業の見方の相違、陣営の不統一のことがある。

綜合的進展に従ふならば従ふとして、又時局對處のために更に研究するの要あればそれを爲す事として、全國打て一丸として進めて行くなれば効果的なりと思ふ。

要は、國策として事業を遂行するのなればならぬと考へる。

(和歌山・備前)一、今日の融和運動は、時局の大勢に押し流されようとしてゐる事は誰も考へることである、事業、運動としてタツチして居る點を言へば、國民精神總動員と事業は深い關係がある。此點中央では種々御活動のことと思ふが、地方には明確に反映してゐない。總動員の中にハッキリした潮流を作る事が必要である。

二、事業關係で接觸の機会が多いため差別事件も頻發の傾向あり此の際善處を希望する。中央の調査の發表を乞ふ。

三、職業指導と、融和事業に就て。これら職業的進出、職業の轉

換に就て現在の豫算では足りない、根本的に研究又は方針確立の要あり。

四、貯蓄のことは、生活刷新運動としての結果として自然現れると思ふ、その内部の生活に就て。

五、移住問題に就ては融和事業の積極的進出を爲すこと、

六、思想的轉換。水平社の轉換が融和事業陣営に與へた影響に就て、根本的に考へねばならぬ。

七、融和事業は教育との關係密接不可分であるに付此點十分考慮の要あり。

八、更に時局と事業の關係は深い、それがため、前にも國策樹立の意見あり、國策確立に就ては中央が是非共その方面の研究機關を設置されたし。例へば、滿洲移住の問題が八釜しい時漸く最近に至つて視察員の派遣をしたと言ふ有様であるがこんな風では立後れの委になる。

中央は中央的指導機關として、時局の波を乗り切るために強力を要する。此際國立研究所設置、移住調査機關、各種調査機關の設置を爲し、以て根本の方策を立てられたし、日々夜々の進展に對して指導的役割を持たねば時代の大波を乗り切ることは到底出来ない、宜しく強力な事務的要素により、時局對應の研究方策を樹て地方を指示號令されたし。

(常務) 同感に存する。國民總動員について、これは統後の重大施設として行はれてゐる、融和事業としては何處までも連絡提携を要する。幸にして總動員運動に依て幾分でも認識を是正し國民全

も出席された。局長は眞に問題の理解者である。出来るだけ、此際努力致し度き考へである。

(神奈川・植木) 一の問題に就て一提案説明に於ても具體的な點もあつたので遠慮したが少し申上げたい。時局の波にのることは極めて大切なことである。最善の努力をする要あり、然し時局に溺れてはならぬ。これを乗りきつて、有効にその懐に入つて問題の貫徹に努める事が必要である。

綜合的進展の要綱により、教育教化自覺更生等を進めて行くのは無論であるが、人的關係もあること故、就中融和教育を此の機會に是非進めねばならぬと考へる。各小學校では進められて居るが、仕上は青年學校である、義務制の布かれる時に特に此の感を強くする。子を通じて父兄へと云ふは過大であるが青年を通じてならば出来る。未だ融和教育と一般教育とを二つにしての考が多い。

接觸面の擴大に就て。事件の類發は一面悲しい事であるが、それ自體接觸面が擴大したからである、これにより内秘的のものが現れたのであつて寧ろ此運動を進める上から有難いと思ふ位で更に此好機を逸す可らずと考へる。

自覺更生の事では、移民は餘りいゝ成績が上らぬのは、訓練、指導が足りないからである。或地區で、映畫と懇談をやつた時「鳥流し」と言つた者がある、訓練の必要がある、それなしに話しても、豫算をおいても移民は出来ない。

最近、地主の勢力不足を訴へる向が多い。

體の認識を深めたいと考へて居る。未だ總動員聯盟の人々の認識が浅いので、遺憾には思ふが、微力を盡してゐる、然し總動員を通じて更に働きかけたく努めて居る。事業關係にて一般地區の接觸により差別事業の惹起するあり出征勇士に對してすら斯くの如き有様であるのは誠に遺憾に念ふ。幸にして各地方の事業は諸氏の盡力により解決の道を講じられた點を感謝する、此際再度斯くの如きことのない様に希望したい。

職業指導は、此の點現在だけで満足をして居るのではないが、豫算の關係上些かの計上をした、これを楔機として全國にその進出を計りたい考へである。移住の點同感。その獎勵丈つまり話をするだけでなく、何縣何村に移住し得る者何人居るかといふ點など調査を進め、軍需工業を進める者、移住條件所有者、適格者等に就て調査の上計畫をせねばならぬと思ふが、現在の所では未だ、れまでに達してないわけである。出来れば豫算を倍加しても致したい希望である、御盡力を願ひたい。

思想的轉換に關し、水平運動は國策の線に沿つて進むと云ふ宣言をして居り、從來の行き方と異つて居る様である、吾々としては出来る丈、問題解決に協力、目的達成を希望し、ゐる。

融和教育の問題に就て。文部省が種々の施設を通じて働きかけることを希望して居るが、未だ文部省それ自身認識不十分の點があるが幸に新文相は問題に對して理解深き方故、省内に於ける理解徹底を願つてゐる。先般も、視學講習會に於ては、次官、教學官、局長



農村地帯の融和の出来て居る處は農村地區である、神奈川縣下でも、感激的な程進んだ土地もある、耕地擴大には此の機會が好機である。

消費節約、貯蓄に就て。部落の貯蓄は未だ未だ出来ると信ずる。此の時局の波につて徹底させる要あり。

銃後々援施設  
部落が小さいため施設が鈍いところあり、外は外部よりも厚いと見へるものもある。

故に一般と差なき迄に指導をせねばならぬ。更に従事者自身の生活態度が、時局對應の態度を取りつゝありや。

現狀に即した生活の刷新をせねばならぬと思ふ。  
(和歌山・岩崎) 差別事件の事

軍部内の差別事件については、平常でも軍隊内、差別事象があることを聞くが軍隊内では、内部出身の者が卑下し、相手を尊重するために差別言動を摘發する事が少いが、最近地區の者も進歩し、大膽に摘發を爲す様になつた。今日の場合差別事象のあるは悲しむべきである。

軍隊内は忍ぶとしても、第一線に於て差別言動あるといふことを聞いた、軍隊内の差別事象に對し中央は如何なる方策を持つや、軍部に對し警告を發し、今後の具體的方策、政治的方策、方針を發表願ひたし。

(常務) 和歌山のお話に就て、第一線に於て差別事象の起る事は申し様なき遺憾な事である。此の機會故、戦地にある者は内部一般

國策樹立の點、協會の側の答は明確でないが、國策を樹立すれば劃期的進展が出来よう。

銃後援護運動に就て

勤勞奉仕團につきこれまでに事例あれば知りたし。  
育英奨勵は

不十分な點あり、卒業より就職にまで進めば内部開發に益する所多大なり、研究協議會の問題、族稱廢止の件に就て經過が知れたら承りたし。

軍關係に就て。昨十二年度の總會席上九師團司令部付少將の講演を願つたが効果があつた。通婚のことは融和問題の結論であると思ふが、一般には強要出来ないと云つてゐるが、通婚の決定的方策樹立を要する。全國で通婚者の懇談會開催など如何。移民の問題は一昨年の評議員會で話もあつたが、残留家族問題に就てのお考あれば承りたし。移民の條件は生活に行き詰らぬ人としてあるが、融和事業關係では六ヶしくないか、融和事業の人事に就て人を得ることを考へてもよいと思ふ。

(常務) 肇國の觀念を基礎として居る。軍隊も、一般教育も國民精神も一致して居る。特に國體觀念を中心として進んで行きたい。總動員の學國一致和協一心亦同じ考である。職業の問題に就て職業から轉出のみといふのではない。融和事業は國策である。勤勞奉仕團同感、新生活運動等に就て研究中だが勤勞奉仕團に中心を置く必要あり。

の考で行つてゐるのでなく、國民として征つて居るのに、差別のあるは許す可らず。此の時局に於て特に類發したので、先頃陸軍省に出頭し事實を述べた。學國一致團結の場合に、差別に苦しむ内部の出身者あることの遺憾な點を述べ、軍當事者からは理解ある回答を得た。

一、残念なことは宿營地に於て一般の者が「内部者だ」と言つたこと、

斯る事は軍の士氣に關係することであつて、重大なことであると述べた。教育總監部本部長にも面談したが、そのお話には、あなた方が心配せんでもいゝ程やつてゐるが、軍隊に來るまでに差別意識を持つて來て居る、これは困つたものと言はれた。入營前に於て意識免除の責は吾々にあるが、軍隊に於ては深い理解を以て當られたしと願つた。

尚、和歌山縣の事例も傳へたが、各地方軍隊は混合して居るために偶斯ることのあるは残念であると語られた。

憲兵學校に於ては中村至道氏が大半の時間を割いて此の問題を講じて居られ、その方には理解がある。

(福井・中野) 時局に對し、事業の中に二つの考があるかと思ふ。時局を正確に認識して時局に乗じたいと思つて居る。如何に認識するかは非常に大切なことで、中央は決定的の考を發表されたい。職業問題に就て、職業を棄てるといふ丈でなく、人的資源の點より考へて、現在の職業國策が樹立されれば、融和事業の大半が包まれると思ふ。

族稱問題に就ては司法省通牒が出てゐないから遠慮をしたいが、先般司法次官と懇談、問題は民事局に托されて居り民事局長から研究の結果をきいた。戸籍謄本の問題、それには左記明記として、左記には族稱の事など書いてある、戸籍法の改正は不可能であるが、平民は書かなくてもよし、華士族は書かねばならぬことになつてゐる。法を廢することは出来ないが「族稱」の欄を取つていゝ。憲兵學校長の意見も「族稱」欄を取る點であらう。其他文部省關係の入學願もあり、その他宿帳身元證明等關係が多々あるので司法次官が中心となり、各省次官會議に提出努力を願つて居る。但しこれは未だ通牒は出て居ないのであるから此の時機め御承知願ひたし。

對策又機關は持たぬ、総合的進展要綱によつてゆきたい。移住残留家族の事も大切であるが、助成金で幾何かの助成が出来れば幸と考へて居る。従前は後顧の憂なき云々のことがあつたが現在では緩和されて居る。人事は後繼者の點であるが十分考慮研究致したい。

(栃木・長瀨) 勢力奉仕團の例を申述る。

農繁期に於て地區出身の遺家族に就て再検討の必要あり、遺憾な點あり、佐野町の一地區で實施して居る。

六月一〇日一〇日まで奉仕分擔表を作製してやつてゐる。九人の出征軍人があり九班に分ち各班長受持で、遺家族の様子を



視て、收穫其他必要の時に班員を向ける。

九戸所有土地十二町八反、奉仕延人員九十八人、

一町歩を七人七分弱で、地区のみの奉仕班ではいけないと思ふが

未だ町全體には出来て居ない、

その要綱は1、努力除を補ふ、2、班長制、3、臨機の處置を

行ふ事の三つである。

(群馬・安藤) 國民運動と融和運動の根本的問題に就て疑問があるらしいが、これは此協會で確定しておいては如何。

融和運動者として明確な考を持たねばならぬ。

個人の立場と見解を異にしよう。

尚、本議題に就ては議長指名の委員に於て研究することとされたし。

(議長) 委員附託の動議あり賛成ありや、(賛成の聲あり)起立を

乞ふ。(大部分起立)

多数に付委員附託に決します、委員は本席にお任せになりますか

追て委員の數及氏名に就ては報告します。

山崎社會局長、議長席に着く、

(議長) 午前に引續協議進行、

委員附託につき委員氏名發表、

中島、森、前田、植木、内海、安藤(寛)、小川、吉川、安藤(専)、

高塚、山本、内山、森川、福井、藤籠、長谷部、渡田、眞鍋、日

限、河上

(議長) 便宜上 二、五、六を一括協議したし。

(事務) 二の説明

十三年度の事業施行上特に留意すべき點如何。

既定方針實行は無難であるが特に此際力を注ぐべき點、効果的な

もの、千載一遇の機會に於て、大體、第一議題の主旨に基き何を

爲すべきかを承りたし。

(議長) 五の提出者の説明ありたし、

(群馬・小川) 表業者としたが表には棕櫚、藁もあるが此處では竹

の皮の原料のことを指したものの、

主として高崎市を中心とし四十の間屋があり、その下に二千名程

の製造業者、その他小遣取程度までも加へれば更に多数に上る従

業者あり、従前は高崎市として相當の生産額を示し、生糸に匹敵

する程の物産であつた。その後種々經營上、困難はあつたが差迫

りはしなかつた。然るに事變後の輸入統制のため業の繼續不可能

となり、生活を脅かされるに至る。現業者の投資技術等の點より

考へると職業轉換は困難である。一部は軍需工場に入つた者はあ

るが、大多数の人々に取つて職業轉換は困難である。内部の製造

方法組織等の改良指導をして來たが。

大阪地方の原料輸入者等と共に陳情の話もあり共々に陳情もした

が、業者の行動内意を考へると腑に落ちぬ點もある、此際論を轉

じて弱と爲すの意味で、業者仲間の統制、團結を爲すに至つた。

此際強力なる組合の組織を持ちたく考へるが、現在のところ國家

的統制に對して一地方の問題としては如何ともし難し、内部の關

係深き此の問題を全國的に纏りを持ち將來の見通し、指導のため

日本皮革の相場 (百斤)

一	一一六圓
二	一一四圓
三	一一四圓
四	一一四圓
五	三七〇圓

直接修繕工に就て見るに、

半皮 三〇錢が九〇錢となり、カ、ト 一二錢が四〇錢となり

品物も手に入らず、原料が手に入らず、其日稼ぎの者は前金拂は

出來ないため千數百戸の者が失業の状態で、生活困難してゐる、

此點注意を拂つて心配して居る。

都市として輕視すべからず、種々協議等をして居るが、營業者に

も理解を與へ、生活に困らない様にしたと考へてゐる。

若し此状態長引くとせば深く憂慮する、今朝の新聞には多少緩和

するとあつたが、此點に就て御高見拜聴したし。

(議長) 何れも重要と信する故各方面の意見を承りたし。

(京都・森) 大阪の第六に就て京都の實狀を申上げる。

市内の靴工は、營業者九八、職人二二五名、大阪の様に、原料沸

底、事變前に比し二、乃至三倍になる、更に事例を述べる。軍部

の靴を一手に引受けて造つて居る、

或資本家が二萬四千圓で工場を造り軍部の材料で靴製造を爲し、

従業員二二五名中、地區七、八十名、夜業等の關係で一日、五圓

乃至八圓の收入あり、十日一度位の休業あるも一般に比して收入

がよい。

軍部の仕事は材料全部を供給して、仕事だけをするといふことに

に機關の設置を希望する次第である。

(議長) 六に就ての説明ありたし、

(大阪府・前田) 今時事變國策遂行上輸入、統制の結果、皮革も此

に關ることになり、國內の皮革缺乏、一般は革業界、加工業間に

影響し原料高騰、深刻化し憂慮すべき現狀となりつゝあり、

騰貴の狀況、

皮革

百斤 一四五圓 (事變前)

昨年十一月 一七五圓

本年 一一一圓

(取引停止状態)

支那皮革

四、 二一五圓

五、 四二六圓

支那皮革

三、 一四〇圓 (事變前)

四、 一六〇圓

五、 三三〇圓

滿洲(底)

六月、 八〇圓

二、 一、五〇圓

三、 三、〇〇圓

四、 六、〇〇圓



なつて居る、業者の言によれば原料暴騰の結果六大都市の人々が陳情中の如く、暴利取締の點も、考へて居る由きいて居る、輸入統制緩和、暴利取締の必要がある。

(豫備) 軍の方で全部するか

(善) 全部材料は供給、但機械は持たねばならぬ  
資本家は餘り儲からないが働く人は助かる。

(義務) 右に就て

主務省と豫め交渉の経過を述べる。

軍需工業に直接必要なもの、統制緩和は比較的許可され易い。神戸でベルトの輸入が許された例あり、輸出貿易の材料になるものも許可される。支那貿易(直ぐとは言はないが)により北支産業開發の點よりしてその方のもも出来る速に緩和の意圖と考へる、然し、國策を破る様なことは遠慮せねばならぬが、軍需關係のものは出来易いからその範圍で善處する様にしたい。

竹の皮に就て。事變前棕櫚の皮陳情團では竹の皮の輸入をされるに困ると云つた例ある、が現在の所竹の皮輸入により棕櫚に關係少いかと思ふ。竹皮は支那が最良で殊に河南省が産地であるが河南省は戰禍の中心であるから最上のものは許可があつても出来ないが、戰火納まれば輸入の見込がある。

各地共業者が困難して居るから統制機關が出来業者間の利益の争奪など止める等の道を講ずる必要あり。個々の組合、團體の陳情は困るが全國的の組織が出来れば幸である主務省も言ふ。皮革暴騰に就て業者の困難を思ふ。此の原料も大部分、支那である(最

の生活影響僅少。

(義務) 高知縣は如何

(高知・永吉) 群馬縣のお話の様に、竹皮を材料とする業者が増して来た、二九二三人ある、然し事變以來の統制のため失業状態にある、縣内婦人(貧しい)の仕事であり工賃一日五、六十錢、主人の働と大差ないが、事變のため仕事が出来ないため直接大影響してゐる、其數二十四ヶ部落あり、大甲が此事業に従つて居る、輸入緩和に就ても考慮願ひたく、多數者の職業轉換は不可能である。

(義務) 他にありや

(愛知・長谷川) 群馬と似た状態である、

地区代表者の主務省訪問、大臣並文官に面會の際、個々の陳情でなく、聯合會様のものが必要とのこと故組合結成に奔走中、特に協會には直接願ひしたし、

(兵庫・内海) 皮革の點で申上げる

皮革製造は六地區、悲喜交々至る状態。軍部指定工場あり、工場が増加せるあり、他は陳情を爲し、統制緩和希望中のところもあり、統制により惠まれたるものもある。

牛皮(原料)大阪と關係深く、大阪のものは大約播州より送る。皮に三、四通りあり、軍靴に就ては師團の關係上、地區の人が凡てを配給を受けて何萬足を請負ふて従業者を集め製造中のものあり、差當り靴製造業者の生活の膏をなし、特産として、縣内に膠の製造地區四五ヶ所あり、原料騰貴のため利益を得たと聞いて居る。靴修繕業者も縣下に數少く履物表業者も少し、内職程度、

上は歐光各國から来るが)可成支那滿洲品を使用する様にして、支那の産業開發は近い將來に於て出来よう、それらのことを考慮に入れて對策を講ぜられたし。

(大阪) 昭和十三年度事業遂行上、都市融和事業は欠けて居るが、大阪府では皮革の問題が起つてある、これを放棄すれば如何なることになるかも知れぬ。幸に業者との連絡を取つて進んでゐる事と商工、大蔵省が多少輸入緩和をする模様より多少材料の市場に現れて来たかに聞く、然し商人の事故價格は漸次高くなるので、引いて生活上の脅威を與へる事となる、現在、最少限一人前の必要材料を調査中である。

斯様なことで都市融和事業の最先の問題となつてゐることを申上げる。

(豫備) 御意見發表ありたし。

(義務) 埼玉・和歌山にお尋ねする、棕櫚と竹の皮との競争はないか

(埼玉・安藤) 山形縣の糞表の爲めに壓倒されたといふことはあつたが、縣下の棕櫚表と、竹皮草履との關係に就ては聞かぬ。然し此の問題(議題)に就ては業者への影響を考へ、原料の問題に就ては埼玉縣は尊き思召を以て補助を爲して居る關係からその影響に就て相當決意はしてゐるが、事變後、零細な業者は没落し、事變の關係でいかゞはしい業者の整理が行はれ、従事員が洗練され、比較的經營が榮になつた。棕櫚の方は市價騰貴した爲め結果に於て良好の状況である。

(和歌山・藤籠) 棕櫚表材料を分配する位の事で、比較的地區民

棕櫚製造なし。

(福岡・眞鍋) 業者一三九四人 主業一四六 副業一二四八  
材料二割—四割騰貴、

靴・營業者七六、従業者一七五、原料五割騰貴、一、六〇錢の材料が四、五〇になり、十八割騰貴 日當 七〇錢から工賃一割高、修繕が多くなつた。修繕

一、一〇—二、五〇になつた。(前皮)

一、六〇—三、〇〇 (前後皮)

六五—七五 (ゴム)

修繕が多くなるが、原料高く賣行が悪い。

(義務) 皮革、竹の皮に就ては承つたが、十三年の事業の點に就て御意見承りたし。

(眞身會・橋) 一と關連するが軍隊に於ても不詳事惹起したと聞くのは遺憾である。

事變後退役軍人と共に講演を願つてゐるが、各地での効果は非常に大なるものあり。  
「軍隊内の教育、在郷に於ても上官に對しては尊敬の態度で居るかから」、在郷軍人會の關係では問題に對して熱意を披瀝した例がある。

本年は特に中央協會より相當具體案をもつて、軍隊内の講演をする様に願へれば幸に思ふ。先刻總監部のお話があつたが、更に軍の迫力ある昨今故單なる懇談でなく、軍隊内に於て具體的に進まされる様希望する。



(常務) 先日懇談を爲し、最後に出来れば命令、(態度言動の)を願つたが、それに就ては考へて居るが逆効果を來した事例あり、内秘的になつた弊あり、適當に考慮を致したい。出来るならば命令も希望しておいた次第である。

尙、竹の皮は内地産もあるが支那皮が細工、出来上りよきため支那から買入れた。其れまでは棄て、あつたものが、日本商人がせり上げたのであつた。其故之を全國的の統制が出来れば極めて安價にも買入れられる、此點等に就て御研究ありたし。

(兵庫・内海) 時間の關係上第二、五、六 委員附託にしては如何  
(議長) 動議あり、如何  
賛成の聲あり)

(議長) 一括協議に致します、委員氏名及數は、議長一任にされるや  
(議長) 然らば第一委員會と同様に願ひたし。  
(議長) 第七に就て

(岐阜・高塚) 現在の地區民は精神的經濟的に悩みつゝあり、之が救済には分散が可なりと考へる、方法としては、移住、移民の方法もあるが先づ、その精神氣運を作ることが必要。縣では長柄川の工事の際七十戸の内、四十戸を分散して効果を得、残三十戸も地區として見ず、一般社會事業の對象として考へらるゝ様になつた。

分散に就て適當の奨励をしたと思ふが、中央地方に適當の方法

歸つて分村計畫を立てた  
十五戸の残りの家族の救済問題に就て悩んでゐる。

(兵庫・木村) 協會の積極的の考を承つたが、社會局の御意見承りたし。經費に關係があるから、地方改善施設費を地區分散のため用ひてよいか如何  
効果的ならば大乗の見地より事務的見方にのみ囚はれず、當局の答を願ひたい、

(武島・福利課長) 地方改善費(大地區、小地區整理)で、移轉にまて考へてゐなかつたと承知してゐるが、全國的協議會の意見一致とすれば十分豫算の方面に就て考へて見たいと思ふ。

(常務) 滿洲移住に就て、此際お願ひし、滿洲警備員を五名選拔し農民講道館に入學せしめ、本年八名希望者あり許可を願ひ出てたところ、三人は入學しない電報、手紙も返事なし、結局五人依頼した、二人は二晩目に逃走行方不明、一人は他の學生と同居出来ぬ疾病あり、學校より断れた。

他二人に對して地區代表として名譽恢復のために訓戒したが、一名は歸郷  
現在に壹名のみ、

これは非常に良い條件であつたが誠に残念である。移住精神の涵養十分訓練をして貰ひたし、而して中堅人物の講習等にて十分訓練心構へを作り體格もよいものを推薦願ひたい、今年は豫め目星をつけて願ひたし。

(武島) 併せてお願ひしたし。

第二章 融和事業の統制並に聯絡

實例ありや、分散に關して移民が必要であり、根本的に調査研究移民對策を立てられれば幸と思ふ、地方として理解を深めてゆくならば相當の効果があらうと思ふ。

(議長) 之に對し意見あれば腹藏なく述べられたし。  
(常務) 分散のことは、  
効果的なこと同感である。町村長に於て熱心なる人もあつた、一般的の理解、地區側の勧誘をされたのを聴く。

これは望ましいことながらそれ程の町村長を得るは稀である。それまでに行く機運を望まねばならぬ。都市地區などで全部を分散することは困難なるが小地區に於ては望ましいことである。

以上は主として内地的地であるが、移住は大きな分散である、これをする上に於て自然でなければならぬ、それには、滿洲に移住して家族を招致する等のことはいゝ方法である。

其の他非常災害(希望すべきではないが高知縣や瀬戸内海にあつた如き)の際出来るだけ縣並融和團體が應急的に之を爲す様に致されたし、河川改修の立退(廣島縣)の如き、出来る丈分散する様に考へておく位にまで準備をしてかゝらねばならぬと考へる。その他移住、職業進出を小地區の問題は更めて研究の上考慮致したいと考へる。

(滋賀) 岐阜縣提出の件に就て  
伊香立村の一中堅人物の努力を申上げる、義勇軍五名分村計畫を立てた。  
國民高等學校に修業

地區中堅青年を推薦されて政府の委託生として國民高等學校二〇名講道館一〇名の内出て來た者僅に半數で意外に思つた僅か三十名の青年すら得られないのを意外に思つた次第である。

推薦不適當な點お話があつたが、中堅青年を養成することが大切であると信じ、期待してゐるがこれが今年の狀態の如き今後斯くの如きことのない様に願ひたし。

中央鞭撻の御意見も承るが、地方に於て右様の事情では困るから他のことに就ても御熱意の御活躍あると信ずるが、將來かゝることがない様御心構へが願ひたし。

(和歌山) 只今福利課長よりお示しを願つて汗顔の至りである、特にお願ひ致したいのは、地方改善事務多忙にて、従事員數少いため徹底を欠く如きことがあるのではないかと考へる、追ひ廻はされる状態である。

人的養成と、更に増員の方法を願ふと云ふ風に事業は倍加してゐるが人員は不足である、此の點御高慮願ひたし。

(兵庫・内海) 小地區分散の意か大地區も含めての意か承りたし。  
(常務) 警備員、兵庫縣のは逃走しないと思ふが  
移民に就て海外進出の状態を調査、  
三百餘のうち、四十五地區の合計

少年義勇軍 五  
商工業 五

朝鮮 五  
滿洲 七



小地區分散に就て、文化の高低を調べると、播州方面が、滿洲方面商工、官公吏

北日本方面、少年義勇軍、農業移民はなし

一方、宣傳しながら地區民が応募しないのは如何の理由であるか、單に事業完成の故の移住といふのでなく、

地區民の要望を研究した上で獎勵の必要あり、分散の中に滿洲も可ならんともあつたが提案者の意圖を承りたし。

(龍阜) 小地區多く小地區對象として考へて居る。

(兵庫) 貧困なる故に分散させるや、土地所有者迄も含めての意

か

(龍阜) 大體分散した者は日傭労働が多く農業經營をしてゐない

(兵庫) 地區全體をしたか。

(龍阜) 全體を目ざしたが三十戸残つた。

(龍阜) 重要の問題だが、融和事業の故でなく、部落民の幸福を考へねばならぬ

従而、融和事業の遂行の技術として斯かるものもあると云ふ範圍でないか。

(龍阜・安藤) 一八〇戸からの地區から出た分散案が議決された。

動けぬ者が残つた。大宮町中に分散した。富士郡方面は全體に分散主義である、七ヶの中二ヶ一ヶ年五戸に就て助成を希望されたが經費が要る、

國民高等學校と中堅青年結構であるが如何にして選抜するかに就

て相當餘裕のある家からでないか選抜出来ぬ。

一ヶ年訓練はよいが、先づ滿洲へ送つて後から招致するがよいかと考へる。或る地區での質問で、滿洲移住可なりだが、結局此地區はどうなるかと。

融和事業の觀點から此の地區はどうなるかと言はれたので、此の地區が欲しいか祖先の土地は欲しいか醜い土地を存続する必要ありや。生存資源が乏しい所を残す必要ありやと反問した。

その地區から義勇軍二人、他に二名あつた、政府が地區に補助を與へる理由はどこにあるか根本の問題に至ると考へさせられる。

要は地區の事情に即して決定すべきであらうかと思ふが此點課長より承りたし。

(龍阜) 逆に教へられねばならないが、私個人の考とすれば、地區で分散し得る状態にある者は分散する、出来ない者は環境を改良してやる、分散だけの方針であつてはいけないのではないか、

地區をよくして一般と内部にと云ふことは從來通り二、三男としては滿洲へ移住させると云ふ様に考へては如何。

(龍野・鈴木) 融和事業の一つの對象とすることは反對である、これは、一般と内部との融和であるから、一般教化、内部自覺によつて融和點を見出すことが日本の融和問題であると信ずる。

滿洲移民は、國策としての移民であつて、分散のための移民ではない。

(龍野) 従前にも話があり差控へたが、滿洲移住は國策に反して

すべきではないこと無論である。

して見、が、事實として昨年十名の農業移民中、移民地の指對員が妻帯し歸つた時部落の人を送らない様にと言つたので意外に感じた。相當強い考を團長宛で書送つた。此の第二の點に就て納得行く様に話さねば移民は出来ぬ。精神的の問題と共に、經濟的問題も片付け、

經濟更生の出來て居る所、部落の生活の程度の高い所に移民が多く、反對の土地に移民が出ない。經濟更生の合理化運動をしてゆき、客觀的狀態をよくして行かねばならぬと考へる。

(龍野) 時間経過したから此程度にしたいと思ふ、提出者の主旨もあり、委員會に於ても意見も出ると思ふが岐阜縣よろしきや。

三と八を一括して願ひたし。

(龍野) 記念事業に就て廣島縣より提案、協會一任となつて居たので提出した。

二六〇〇年は間近になつた。

これを中心として何等かの仕事をやり遂げて見ようといふので考へて見た。考へた事項はお手許へ、

一覽の上は正意見を發表されたし、

(龍野) 引續き吉川氏に

(大和・吉川) 記念奉祝のために各種團體が奈良で種々の催を計畫してゐる。此の機會に於て融和事業を國民運動として最も強化する上に於て奈良大會を催して欲しい。

(龍野) 協會案は未だ練つてはないと思ふが、此機會に意見を承りよき案と致したい。

國策に外れたことはすべきでない。

地區民故條件緩和  
貧しいから行く

といふことは移住問題から言へば考へねばならぬことである。その意味からして地區の人々がその村民として國民として移住適格者でなければ送る可らず適格者ならば是非送るべきである。要は國策に沿ふて進むべきであるから融和事業の方から特別扱は考慮すべきである。

(龍野・安藤) 勿論國策の線に沿ふて行つてゐる。

貧乏の點では地區民は貧しい、  
貧しいからといふ點は變りはない、

分村計畫に就て、一部落、一村、一部を目指してゐるものもあるが其の點は如何。

(龍野) 地區民への特別の助成は、滿洲移住は五族協和の精神であり特に貧しいから送るといふのでなく、他の條件が適當である者へ、先方に往くための補助である。分村計畫に就ても、分村計畫自體如何なる者でも持つて行くのでなく適格者のみを送ると云ふのが主旨である。

(龍野・日隈) 關係地區の人口緩和の點で獎勵したが応募しない。單なる講演會では足りないかと考へた。

從來の重壓により傍觀的進出的でない、そのため消極的態度ではいけないことを納得行く様に話して見た、又折角進出しても先方で差別があるのではないかと不安もあつたので、その點も話



(議長) 案、朗讀、説明

(京都・森) 第二 融和機關設置の點可なるも、經費の點の考慮のこと。協同組合の件

相當數ないと効果がない

義務教育未了者ありや

(議長) 市町村融和機關に就ては長野徳島の如きは實行してゐる助成金の有無を問はず實行したい、出来ればそれを眼中に置かず進みたい。

協同組合の出来たところ、義務教育未了の全部の例はないが、所により一割二割の處あり、都市は少いが、地方に多い。

(藤井・仲野) 融和機關設置

1、全國より優良施設集め

2、記念會館、社會事業團體との提携

3、全國遊説

4、功勞者大會、中堅講習會の充實

(山梨・坂本) 聯合の意味は何か、團體は何つありや。

(議長) 全國三八ヶ團體あり、此外聖訓奉旨會、眞身會、一如會は友誼團體として三團體あり。

(山梨) 自分には了解出来ぬ點あり。

融和事業協會の過去を検討し過去の功績大なるものがあるが、町村國民融和の問題一般の啓蒙と地區の自覺とにより教育は御勸語によれば目的を達成すると信ずる。

軍部、文部省への啓蒙、

一般に對しての考を是正してゆく必要があるか、協會は表面的に働かず内面的、隱忍的に働くのでなければならぬ、全世界が融和である、この大目的の中に折込んで行かねばならぬ。提出の議題は賛成であるが、地區といふ點だけを考へずに大きな意味での融和を意味したい。

(福岡・眞鍋) 慰靈祭、功勞者表彰、會長の祭文

(長野・成澤) 京都と熊本縣の意見があつたが、長野縣では義務教育不履行者殆んどなし、長野縣下進學状況から見ると、

昭和七、八、九の三ヶ年は劣つてゐたが十、十一、十二は一般に比して劣つて居らぬ、經濟的に學校に行けぬ者があつたとしても町村で放棄してをらないと思ふ。本調査の事業を擧げぬがよい。一般の受け印象も悪し。十分研究の上に願ひたし。

(議長) 先刻申落したから附加へる。

現在は六年迄であるが、青年學校の義務制が布かれた場合に一人の受けない者もない様にしたといふ意味も含めてゐる。長野縣は初等教育は先進の縣であるが他には相當ある。不具者もあるが、貧しいための者も相當數ありと信ずる、中退相當あり、教育を受ける間に長期欠席者あり、一人の未教育なき様にといふ意味で提出したが更に美しい案に致したいから研究を願ひたい。

(京都・森) 京都府地區在住者の要望を参考に申上げる。融和運動の精神基調となつて居る五ヶ條御誓文を建碑として桃山御陵に建てさせて戴きたいと云ふ熱望あり、記念事業審議中参考とされ

たし。

(兵庫・内海) 協會では完全な調査ではないがとのお話であるが適切でないと思ふ。兵庫縣は義務教育不履行者は不具者以外は絶無に近いと思ふ。萬一ありとすれば小學校獎勵と矛盾するから撤回しては如何。記念事業に就て委員附託として可決の意志なりや

(議長) 記念事業は重大な問題故委員で十分研究願ひたし、更に短時日で出来るかどうか就て時期場所等に就て審議を願ひ度、實行には準備委員會を必要とする、委員會で準備委員會に於て決定されては如何かと思ふ。

(兵庫・内海) 委員に附託して審議されたし。

(福岡・安藤) 記念事業が所謂記念事業の波に乗つた感がある。断然爲すべしとするや

(議長) なすべし」との希望はあるが協議會として諸君の意見によるから内心としては是非實行したし。

(和歌山・藤尾) 委員附託、

委員會にて義務教育の件は撤回に願ふ、他の點は融和事業にエポックを劃するものを欲し

融和問題か深い問題に進めないのは、基礎的調査が無いからである。研究所の設立を希望する。大がかりなものが困難とすれば、融和教育研究所、指導員養成所等を希望する。

(議長) 時間の點もあるから、協會の私案も便宜上提出したのであるから尙相當審議の上成案を得たいと考へるので委員會に附託したい。

第二章 融和事業の統制並に聯絡

第二章 融和事業の統制並に聯絡

(議長) 委員會は前に依頼した委員に於て審議を願ひたし。 第二日 (十五日)

前田委員長より

委員會の報告(別項の決定事項)を爲す。二千六百年記念事業は今後一ヶ月考究の上發表を願ふことになつた。

奈良權原にて大會の件は委員會に於て奈良縣の方へ申込んだ。

(附録)

緊急協議會決定事項

昭和十二年十月三十日開催セル緊急全國融和事業協議會ニ於テ決定セラレタルモノナリ

宣 言

融和事業ノ本旨ハ一視同仁ノ 救世ヲ奉體シ一君萬民ノ國體ニ稽  
國民融和ノ實ヲ擧グルニ在リ是レ實ニ現下ノ時局ニ鑑ミ洵ニ喫緊  
ノ要務タリ政府ハ今回國民精神總動員運動ヲ起シ舉國一致態々盡忠  
報國ノ精神ヲ振作シ以テ時艱ノ克服ニ邁進セントス吾等亦茲ニ本運  
動ニ参加ス乃深ク自己ノ責任ニ顧ミ和協心ヲ一ニシ實踐躬行益々融  
和精神ノ昂揚ニ努ムルト共ニ大ニ自覺ヲ喚起シ不屈不撓更生ニ邁進  
シ以テ國民一體ノ成果ヲ擧ゲ 皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期ス  
昭和十二年十月三十日

全國融和事業協議會

現下ノ時局ニ鑑ミ融和事業進行上採ルヘキ方策如何

決 議



農ニ決定セル融和事業ノ綜合的進展要綱並ニ之ニ基ク十ヶ年計畫ヲ遂行スベキハ勿論ナルモ特ニ時局ニ對スル明確ナル認識ニ立脚シ就中左記各項ノ實行ニ努メ以テ所期ノ目的ヲ達成センコトヲ期ス

記

- 一、時局下ニ於ケル國民一體ノ精神ヲ強化シ之ガ持續ニ努ムルコト
- 二、出動將兵ヘノ感謝及統後ノ後援ニ當リ融和及精神ノ發揚ニ萬遺漏ナキヲ期スルコト
- 三、地區全般ニ亘リ特ニ左記事項ニ關シ之カ指導督勵ニ努ムルコト
  - 1、堅忍持久、自力更生ノ精神ヲ一層強調スルト共ニ一致協力ノ實ヲ擧グルコト
  - 2、勤儉力行ノ精神ヲ強調シ自給經濟ノ徹底、冗費ノ節約、貯蓄ノ獎勵等生活ノ刷新ニ努ムルコト
  - 3、資源ノ開發產業ノ進展ヲ圖リ以テ生産力ノ維持増進ニ努ムルコト
  - 4、協同組織ノ擴充強化ニ努メ相互扶助ノ精神ニ基ク各般ノ活動ヲ圓滑ナラシムルコト
  - 5、時局關係ヲ考慮シ職業ノ轉換ヲ圖ル等適切ナル指導斡旋ヲナスコト

二、地方別協議會

全國融和事業協議會に於て決定せる事項の趣旨を普及し且つ具體的事項に關し打合せの爲中央融和事業協會に催を以て次の通り地方別協議會が開催された。

地方別	開催地	期日	出席者
關東地方	宇都宮市	昭和十三年七月九日十日	二四名
中部地方	長野市	同 十三日 十四日	三三名
近畿地方	京都市	同 十六日 十七日	四〇名
中國地方	鳥取市	同 十五日 十六日	二九名
四國地方	松山市	同 十八日 十九日	二四名
九州地方	大分市	同 二十一日 二十二日	三一名

二、協議事項

- (一) 皮革ノ使用制限等非常政策遂行ニ對應スル應急施設ニ關スル件(緊急提出)
  - (二) 生活刷新ニ關スル件
  - (三) 職業進出ニ關スル件
  - (四) 移住ノ指導獎勵ニ關スル件
  - (五) 融和及精神ノ普及徹底ニ關スル件
- (以上中央融和事業協會提出)
- 一、事業ノ影響ニ對スル具體的方策(東京府提出)
  - 一、小市街地ニ於ケル融和事業ニ關スル件(靜岡縣提出)
  - 一、精神更生ノ統制聯絡ニ關スル件(鳥取縣提出)
  - 一、地區指導員設置ニ關スル件(廣島縣共鳴會提出)
  - 一、地區ノ經濟更生ト負債整理組合ニ關スル件(高知縣提出)
  - 一、其他地方改善施設補助増額ニ關スル件



一、關係ナキ町村ニ於ケル啓蒙教化ヲ強調セシムベキ具體的方策如何(德島縣提出)

一、地方改善指導員專託設置ニ關スル件(愛媛縣提出)

一、宗教家ノ活動ニ關スル件(福岡縣提出)

一、市町村融和團體ノ活動ニ關スル件(同)

一、融和教育研究指定校ニ關スル件(同)

尚、中央融和事業協會提出協議事項中(二)(三)(四)(五)に關しては左の具體的要項に就て協議された。

一、生活刷新ニ關スル要項

- 一、生活用品、生産用品ノ増産ニ努ムル等自給經濟ヲ擴充セシムルコト
- 二、婚葬禮ノ簡易化、節酒節煙ノ勵行其ノ他冗費ノ節約ニ努メシムルコト
- 三、廢品ノ利用、代用品ノ愛用等ニ努メシムルコト
- 四、收支ノ記帳ヲ獎勵シ進シ豫算生活ヲ實行セシムルコト
- 五、規律アル生活ヲナサシムルト共ニ時間ノ活用ニ努メシムルコト
- 六、前各項ニ依リ生活ノ緊縮合理化ヲ圖リ一層各種ノ貯金ヲ勵行セシムルコト
- 七、共同生活率仕生活ノ實ヲ擧ゲシムル指導ヲ爲スコト
- 八、保健衛生ニ留意シ體位向上ヲ圖ラシムルコト
- 九、時局ノ推移ニ即應シテ適切ナル指導ヲ爲スコト

二、職業ノ進出ニ關スル要項

一、趣旨ノ普及ニ努ムルコト

第二章 融和事業の統制並に聯絡

- 二、地區ノ求職狀況及ビ各方面ノ求人狀況等ヲ審ニスルコト
  - 三、地區ノ實情ニ應ジ職業進出計畫ヲ樹立セシムルコト
  - 四、鍛鍊の行事ヲ中心トスル講習會ノ開催其ノ他ノ方法ニ依リ適格者ノ養成ニ努ムルコト
  - 五、技術教育ニ關スル講習會ノ開催、委託養成等職業ノ輔導及ビ授産ニ關スル施設ヲ講ジ適當ナル職業ヲ得シムルコト
  - 六、職業紹介機關ヲ始メ關係各種機關トノ聯絡ヲ緊密ニシ之ガ斡旋ニ努ムルコト
- 三、移住ノ指導獎勵ニ關スル要項
- 一、講演會、懇談會、印刷物等ニ依リ趣旨ノ普及ニ努ムルコト
  - 二、地區ノ實情ニ應ジ移住計畫ヲ樹立セシムルコト
  - 三、鍛鍊の行事ヲ中心トスル講習會ノ開催及ビ適當ナル機關ニ委託スル等適格者ノ養成ニ努ムルコト
  - 四、一般獎勵施設ニ依ラシムル外特ニ獎勵助成ノ方法ヲ講ズルコト
  - 五、滿蒙開拓青少年義勇軍ニ付テモ極力参加ヲ勸奨スルコト
  - 六、關係各種機關トノ聯絡ヲ緊密ニシ之ガ斡旋ニ努ムルコト
- 四、融和及精神ノ普及徹底ニ關スル要項
- 一、神社祭祀ヲ通ジ融和及精神ノ普及徹底ノ方法ヲ講ズルコト
  - 二、諸會合、印刷物等ニ依リ極力融和及精神ヲ強調スルコト
  - 三、指導者層ニ對シ特ニ之ガ趣旨ノ徹底ヲ圖ルベク講習會、協議會ノ開催其ノ他適切ナル方法ヲ講ズルコト
  - 四、國民精神總動員運動ヲ通ジ適切ナル普及方法ヲ講ズルコト
  - 五、事業關係差別事件ノ絶滅ヲ期スルハ勿論其ノ他特別事象ハ絕對



ニ之ヲ爲サザルノ風ヲ徹底セシムルコト  
六、市町村融和機關ノ積極的活動ヲ促スベク絶ヘズ指導督勵ニ努ムルコト

十一月十日 和歌山  
十一月十二日 群馬  
十一月二十四日 東京

### 三、府縣別協議會

政府によつて實施せられることになつた地方改善應急施設に對し中央融和事業協會に於ては本施設の重要性に鑑み之が趣旨の徹底並に實施上の打合を行ふため各府縣又は融和團體と共同して府縣に於て直接指導斡旋に當るべき者並關係地區代表者等を會同し左の通り地方改善應急施設府縣別協議會を開催し、中央融和事業協會より夫々職員を派遣した。

開催期日	開催府縣
昭和十三年	
十月二十七日	三重、富山、福岡、愛知
十月二十八日	栃木、石川、兵庫、佐賀
十月二十九日	岐阜、福井、岡山、徳島、長崎、高知
十月三十一日	新潟、廣島、熊本
十一月一日	京都
十一月二日	山梨、大阪、山口、香川、茨城、鹿児島
十一月四日	埼玉、千葉、神奈川、愛媛、大分
十一月五日	鳥取
十一月九日	和歌山

## 第三編 融和事業行政

### 概説

明治天皇は維新の初め五事を御誓約遊ばされ、其の中に「一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし」と宣せられ、尋で明治四年八月太政官布告を以て國民の一部に對する從來の差別が撤廢せられたのである。  
然るに久しきに亘る封建制度の餘弊容易に革まらず、今日尙陋習に捉はれたる不合理なる差別觀念殘存し國民の間に渾然融和を缺くもの、あることは洵に聖代の恨事と言はなければならぬ。

政府は斯かる陋習に基因する不合理なる差別事象を根絶し、國民融和の實を擧げ一視同仁の聖旨に副ひ奉るべく地方廳と共に各般の方策を實施しつゝある。  
即ち明治四十年頃より内務省に於ては各種の調査と改善施設とに着手するに至り一面地方廳に通牒して地區の實狀調査及改善に着手すべきことを促し、或は主務大臣より地方長官に訓示し、或は成績顯著なる改善團體及篤志者を選奨し獎勵金助成金を交付して益々其の成績を擧げること努め、或は

本事務に關係ある各地方の官吏吏員及篤志者を集めて實況を聞き、意見を交換し、協議を遂げ、或は社會事業調査會に諮問して其の答申を求め、或は關係省及地方廳に通牒を發する等直接間接に事業促進に努め、地方廳に於ても政府の獎勵と相俟つて郡市役所町村役場警察署等を督勵して改善機關を設けしめ、其の活動を促し講習會巡回講話會の開催事業相談移住獎勵其他生活の改善向上に努めつゝあつたが、大正九年度初めて國庫豫算に五萬圓の地方改善費が計上せられ、又内務省に社會局の新設せらるゝに及び、本事業に關しても一層力を用ひらるゝ様になつたのである。大正十二年八月廿八日内務大臣は初めて地方廳に訓令を發し、國民相愛の實績を擧ぐるに違算なきを要望し、又更に社會事業調査會に諮問し昭和二年十二月「融和促進に關する施設要綱」の答申を得、尋で昭和三年四月廿九日重ねて訓令を發し、事業實施上特に留意すべき事項を掲げて遺憾なきを期せしめたのである。

爾來前記「融和促進に關する施設要綱」と訓令に基き各種施設の擴充を圖り、本事業の目的達成に努めて來たのであつたが、昭和七、八、九、十の四ヶ年度間に於て當時連年に亘



る經濟界の不況に依り、疲弊せる地區民の生活安定を圖るべく地方改善應急施設を實施せられた。本施設の實施は就勞の機會を與へ産業の開發環境の改善等により生活向上に資する所尠くなかつたのであるが、之に伴ひ所謂自力更生の氣運の勃興を見るに至つたのである。

政府は此の機運に察し過去に於ける地方改善施設の實績に顧み、從來の施設の擴充を圖ると共に、更に必要なる施設を計畫し昭和十一年度以降に於て産業の開發經濟の振興教育教化の普及、環境の改善、融和機關の整備等融和事業の積極的綜合的進展方策を計畫實施し現在に至つてゐる。

昭和十二年七月支那事變勃發と共に戰時國內體制強化せられ、國內の相剋摩擦を免除し、眞に舉國一致の實を擧ぐるに於て融和問題は特に重視せらるゝに至り偶々厚生省新設に依り新たに本事業を主管することゝなつた厚生大臣は昭和十三年三月十四日地方廳に訓令し、時局に處して遺憾なきを要望し、更に支那事變に伴ふ物資動員強化の影響に鑑み政府は一般的轉失業對策の外特に昭和十三年度に於て第二豫備金より地方改善應急施設費として六十七萬八千八百圓を支出し、不振産業の従事者にして、自力により轉業轉職困難なる者に對し、轉業資金の貸付就職仕度金の給與、協同施設の獎勵、失業者應急救濟、職業指導豫備訓練等の諸施設を獎勵し非常時局下に於ける生活安定を圖ると共に融和の促進を圖るべく中

央地方相呼應し官民協力の下に本事業の目的達成に努めた。此の間に於ける國庫豫算に就いて見るに、大正九年度以降社會情勢の推移に伴ひ融和問題も愈々重要視せられ逐年施設の擴充を圖り漸次増額せらるゝに至つたが、之を各年度別に見れば次の如くである。

大正九年度	五〇、〇〇〇圓
大正十年度	一一〇、〇〇〇圓
大正十一年度	二一〇、〇〇〇圓
大正十二年度	四九一、〇〇〇圓
大正十三年度	五二二、五〇〇圓
大正十四年度	五五四、〇〇〇圓
大正十五年度	五八五、五〇〇圓
昭和二年度	六一七、〇〇〇圓
昭和三年度	六一七、〇〇〇圓
昭和四年度	六四八、六〇〇圓
昭和五年度	五八八、七〇八圓
昭和六年度	五二七、二〇四圓
昭和七年度	一、九七四、四八四圓
(内地方改善應急施設費(時局匡救關係))	
昭和八年度	一、三七四、四八四圓
(内地方改善應急施設費(時局匡救關係))	
昭和九年度	一、七九四、四八四圓
(内地方改善應急施設費(時局匡救關係))	
地方改善地區應急救濟施設費(風水害關係)	一一〇〇、〇〇〇圓
地方改善地區應急救濟施設費(時局匡救關係)	六八〇、〇〇〇圓

### 第一章 政府の施設

政府の施設につき昭和十四年度豫算を基礎として其の概要を述ぶるに次の如くである。

#### 第一節 昭和十四年度豫算及施設計畫

第一 昭和十四年度豫算	一、六三一、三八九圓
(内譯)	
地方改善費總額	一七二、五七六圓
地區整理費	一八七、五八五圓
育英獎勵費	一六四、八〇〇圓
地方改善融和機關獎勵費	七〇九、五二三圓
地方改善施設費補助	一五八、八〇〇圓
地方改善應急施設費補助	二二五、七五〇圓
地方改善早害救濟應急施設費	一一、三五五圓
其他	

#### 第二 昭和十四年度施設計畫

##### 一、地區整理

以上昭和十四年度迄の國庫豫算總支出額は一千九百四萬八千九百十九圓に達するのであるが、之等の經費は夫々關係府縣に配付し、又地方に於ても府縣費市町村費其の他地元負擔等を支出し、地區整理、教育教化施設、融和機關獎勵、産業經濟施設、社會施設等に充當せられてゐるのである。



地區は從來概ね限定せる地域内に年々増加する人口を包容し住宅密集、道路狹隘、上下水不備等環境の極めて不良にして、之が整理改善を急務とするものが尠くない、而して其の戸数の比較的多い地區の整理に就ては相當多額の經費を要するものがある、是等の集團地區に對しては特に高率の國庫補助金を交付して改善の十全を期せんとするものである。本事業は第二次計畫として昭和八年度より十ヶ年計畫を以て二十三府縣二十三ヶ所に對して實施しつゝあるもので、本年度は其の第七年次に屬するのである。

【施設内容】 昭和八年度より十ヶ年計畫を以て二十三府縣一府縣一ヶ所に付實施せんとする。事業費總額二、二七〇、五八二圓、國庫補助見込總額一、七〇二、九三五圓、(本年度分一七二、五七六圓)

二、青英獎勵

向學の志を有し而も資力薄弱なるため高等小學、中等並高等專門教育を受ける事の出来ない者を獎勵して修學の機會を得せしめんとするものである。

【施設内容】 高等小學校三、五〇〇人、一人一〇圓、三五、〇〇〇圓、中等學校二八三人、一人二八三圓餘、八〇、一六四圓、專門學校一四〇人、一人五一六圓餘、七二、四二二圓、合計一八七、五八五圓

三、地方改善融和機關獎勵

(3) 産業經濟施設獎勵

經濟更生計畫の樹立實行、協同組合の活動等と相俟つて地區經濟の改善向上を促進するため生産資源の開發、副業の獎勵、其他各個の地區に最も適合する産業經濟に關する各般の施設を實施せしむることとし、之が施設の獎勵助成を爲すものである。

(一) 教育教化施設補助

二七、五〇〇圓

(1) 中堅人物養成費補助

地區の物心兩面に亘る自覺更生全般に關する指導的中堅人物を養成する爲、青壯年を選抜して中央又は地方融和團體主催或は府縣及地方融和團體合同主催の下に短期講習會を開催せしめ、受講者の旅費、食費の實費に對し補助するものである。

(2) 融和教育指導者養成費補助

融和教育に關する指導者を養成すると共に學校教職員等に對し融和問題を理解せしむるため地方融和團體主催、或は府縣及地方融和團體合同主催の下に府縣融和教育擔任者、各種中等學校、小學校、青年學校教職員若しくは市町村吏員等に對する融和教育に關する講習會を開催せしめ、之等受講者の旅費、食費の實費に對し補助するものである。

(三) 環境改善施設費補助

二二五、〇〇〇圓

第一章 政府の施設

融和事業の目的を徹底するには官公の施設のみを以てしては充分ではなく、民間に於ける融和團體の活動に俟つべきものが多い。故に從來存在する之等機關の獎勵助成を圖り其の活動を促すと共に、更に團體の設置を獎勵して融和促進に資する所あらんとするものである。而して本年度に於て獎勵せる團體は府縣區域以上のもの四十二團體である。

【施設内容】 中央及地方融和機關に對する獎勵金 一六四、八〇〇圓

四、地方改善施設費補助

本施設費補助は産業經濟、教育教化、環境改善、市町村融和機關、其他の施設等に分れ前各項の施設と相俟つて改善の實を擧げんとするのであるが其の内容は次の如くである。

(一) 産業經濟施設費補助

三四一、五〇〇圓

(1) 協同組合設置費補助

經濟更生の實行機關として活動せしむる爲、農事實行組合、日傭労働者組合、生産者の組合等を設置せしめ、之が創設費に對し補助するものである。

(2) 共同作業場、授産場、職業補導所等設置補助

經濟更生計畫の樹立實行、協同組合の活動と相俟つて、産業經濟に關する共同作業等を容易ならしめ、収入を増加せしむるため共同作業場、授産場、職業補導所等を設置せしめ、之が設置費に對し補助するものである。

業を施行せんとするものである。

(四) 市町村融和機關設置費補助

三、七五〇圓

融和事業の徹底を期する爲、之が執行機關として地區所在市町村にして、未だ融和機關の設置なきものに對し、其の設置を獎勵し、之が設置に要する經費に對し補助するものである。

(五) 其他地方改善施設に對する補助

一一一、七七三圓

融和事業事務職員の設置及前各項以外の施設にして文化施設、教育教化施設、社會事業、保健衛生、産業經濟其他地區の改善向上並融和促進に資する各般の施設に對し補助するものである。

五、地方改善應急施設費補助

物資動員計畫強化の地區に及ぼした影響に鑑み、地區不服産業従事者にして自力により轉業轉職不可能なる者に對し、仕度金の給與、協同施設獎勵、職業補導豫備訓練等を実施せんとするものであつて、府縣の直接事業費或は補助事業費に對し補助せんとするものであるが其の内容は次の如くである。

(一) 轉業獎勵費補助

六〇、〇〇〇圓

轉職者の就職に際し、服裝其他簡單なる器具を必要とする者、又は就職の爲遠隔地に轉住する等の場合の仕度金とし



て給與せんとするものである。

(二) 協同施設費補助

六六、〇〇〇圓

軍需品民需品等の受注配給其他材料製品等の共同處理に便ならしむる爲、協同施設を講ぜしめ、其の創設費に對し補助せんとするものである。

(三) 指導諸費補助

三二一、八〇〇圓

(1) 職業輔導費補助  
股販産業への就職を容易ならしむる爲、職業輔導所に入所せしむる者に對し、精神的訓練を主とする豫備訓練を爲すこととし、之に對し補助せんとするものである。

(2) 指導費補助

應急施設に要する府縣事務費に對し補助せんとするものである。

六、地方改善早急救濟應急施設費

昭和十四年度の甚大なる旱災被害に對し内務、農林兩省の所管に於て全般的に應急救濟事業を實施したるも要改善地區の實情に鑑み特に簡易土木事業、出稼仕度金、生業援護(副

業獎勵)等の施設を實施せんとするものである。

第二節 昭和十三年度

施設事業

昭和十三年度の地方改善事業概算は總額百九十二萬五千九百三十圓であつて、其の施設内容は次の如くである。

第一地區整理

政府は大正九年以來府縣の地方改善施設に對して、補助金を交付し來つたが、要改善地區に對しての府縣の施設のみでは充分なる効果を收め難きを以て、大正十二年以來、其の中施設の最も急を認められ、且つ相當多額の經費を要するもの二十府縣二十ヶ所を選び、之に國費を交付し、十ヶ年計畫を以て實施したのであつたが、昭和七年度を以て全部の完成を見たので更に第二次計畫として昭和八年度以降十ヶ年計畫を以て二十三府縣二十三ヶ所を選び左表の通り實施しつゝ、あるもので昭和十三年度末現在の狀況は次の通りである。

地區整理十ヶ年計畫一覽表(第二次計畫)

(府縣)	(地區名)	(事業繼續年度)	(起債の有無)	(總經費)	(主たる事業)	(備考)
京都	京都市下京區東七條	自昭和八年三月年	起債	四三〇、〇〇〇	道路改修、下水改修、欄梁架設	實施中
大阪	泉南郡鳴瀧村	同	ナシ	一〇九、六〇一	同	側溝築造
神奈川	足柄下郡酒匂村酒匂字南市場山玉原字中	同	ナシ	一六、〇〇一	同	墓地修理、住宅改修移轉
兵庫	西宮市芝地區	十二年	起債	四二〇、五九九	道路、下水改修、地區擴張、住宅移轉改修、上水道布設、欄梁架設	實施中
群馬	群馬縣倉賀野町倉賀野	八年	同	一一、五〇〇	道路改修及改修、住宅改修	完成
奈良	奈良市東ノ坂町	同	同	一八二、一八四	道路改修、下水改修、上水道新設、住宅地造成	同
三重	桑名郡深谷村第四區	八年	同	(決算)一一二、八一六	道路改修、下水改修、上水道新設	同
愛知	海部郡津島町字初日町	同	ナシ	(決算)二二、三五三	道路改修、下水改修、側溝改修	同
静岡	濱松市福地町	同	ナシ	(決算)一〇、〇〇〇	道路新設改修、下水道、設改修	同
滋賀	蒲生郡武佐村大字南野	十八年	ナシ	(決算)三三、〇〇〇	同	同
岐阜	大野郡高山町大字合崎三福寺	十八年	ナシ	二七、一八四	住宅改修、上水道新設	同
長野	上田市柳原區	同	起債	四〇、八〇〇	住宅改修、新設、墓地移轉、共同浴場新設、道路改修、上水道敷設	同
福井	三方郡耳村南市	同	ナシ	二四、〇〇〇	道路新設改修、下水道新設改修	同
鳥取	岩美郡字倍野村大字麻生	八年	ナシ	(決算)二〇、二〇〇	道路、下水新設、修、住宅、移轉及整理	同
岡山	御津郡横井村大字富原	十二年	起債	七〇、四八三	道路、下水新設改修、住宅地造成、家屋移轉、上水道新設、公會堂、共同浴場、授産場新設	同



廣島	廣島市尾長町	同同	十年	三ヶ年	同	一三九、一一五	住宅地擴張、住宅移轉改築、水道新設改修、下水道新設改修	完成
山口	佐波郡石田村渡區	同同	同	同	ナシ	三〇、〇〇〇	道路、下水新設改修、住宅移轉改築、住宅地擴張	同
和歌山	和歌山市岡町區	同同	八年	二ヶ年	起債	(決算)四六、五〇四	道路新設改修、下水道新設改修	同
徳島	勝浦郡小松島町字中郷	同同	八年	三ヶ年	同	(決算)三三、五九八	道路改修、下水改修	同
香川	香川郡鷺田村上馬場堀角	同同	八年	同	起債	(決算)五五、一〇九	道路新設改修、下水道新設改修	同
愛媛	温泉郡石井村大字朝生田	同同	八年	二ヶ年	同	(決算)一七、二六四	道路新設改修、橋梁架設	同
高知	安藝郡野根村東町	同同	八年	三ヶ年	ナシ	(決算)一〇、七〇〇	道路改修、下水改修、住宅移轉改築	同
福岡	福岡市西門通區松園區金平區	同同	十二年	五ヶ年	起債	四二九、四〇〇	道路新設改修、下水道新設改修	同
計	二三地區							

### 第二 育英獎勵

政府は大正十二年度以降學業成績優良にして修學の資力乏しき者に對し、國庫より學費を給して中等學校以上に修學せしむるの方途を講じてゐる。尙昭和十二年度より高等小學校修學獎勵の途を啓き、中央融和事業協會を通じ府縣融和團體をして獎勵金を交付せしめてゐる。昭和十三年度の施行狀況は左の如くである。

中等學校以上分  
高等小學校分

一五七、五八二圓  
三〇、〇〇〇圓

### 第三 地方改善融和機關獎勵

政府は大正十三年度より融和團體の擴充強化を圖り其の活動を促進する爲め國庫より獎勵金を交付してゐるが昭和十三年度の獎勵額は十六萬四千八百圓で獎勵團體は次の四十二團體である。



府	種	別	總額	資金	國庫	補助	人員	給	就
茨城	木	城	二,000	二,000			三		
栃木	馬	木	三,000	三,000			八		
群馬	玉	馬	四,000	四,000			三		
千代田	葉	玉	三,000	三,000			八		
東京	京	葉	三,000	三,000			八		
神奈川	川	山	二,000	二,000			二		
新潟	山	山	二,000	二,000			二		
富山	山	山	二,000	二,000			二		
石川	川	山	二,000	二,000			二		
福井	井	山	二,000	二,000			二		
山梨	梨	山	二,000	二,000			二		
長野	野	山	二,000	二,000			二		
岐阜	岐	山	二,000	二,000			二		
靜岡	岡	山	二,000	二,000			二		
愛知	知	山	三,000	三,000			九		
三重	重	山	三,000	三,000			九		
滋賀	賀	山	三,000	三,000			九		
京都	都	山	六,000	六,000			二		
大阪	阪	山	九,000	九,000			二		
奈良	良	山	六,000	六,000			二		
和歌山	山	山	四,000	四,000			二		
鳥取	取	山	三,000	三,000			二		
島根	根	山	三,000	三,000			二		
岡山	山	山	六,000	六,000			二		
廣島	山	山	六,000	六,000			二		
山口	口	山	四,000	四,000			二		
徳島	島	山	四,000	四,000			二		
香川	川	山	二,000	二,000			二		
愛媛	媛	山	六,000	六,000			二		
高知	知	山	四,000	四,000			二		
福岡	岡	山	七,000	七,000			四		
佐賀	賀	山	二,000	二,000			一		
長崎	崎	山	二,000	二,000			一		
熊本	本	山	三,000	三,000			一		
大分	分	山	二,000	二,000			一		
鹿兒島	島	山	二,000	二,000			一		
計			一六五,六九九	一四五,〇〇〇			八四		


府 種 別  
總額 資金 國庫 補助 人員 給 就

昭和十三年











昭和十三年度府縣

府縣別	産業經濟施設費補助		教育
	事業費	補助額	
茨城	四、一八八	三、一八五	二
栃馬	三、九六三	七、一六〇	二
群馬	二七、三九四	一六、三三三	九
埼玉	一九、二八八	一四、五三三	二
千葉	四、四四〇	一、九八五	二
東京	三、三〇一	二、六八五	二
神奈川	三、三三二	二、四〇〇	六
新潟	三、五三三	二、三〇五	二
富山	五、六〇一	三、五三〇	一
石川	二、八九〇	一、九四三	二
福井	五〇三	四八五	二
山梨	一、三三〇	一、〇六五	二
長野	二、〇六四	九、九三五	二
岐阜	八〇〇	六七〇	二
静岡	一三、九三三	五、九八五	二
愛知	七、四四三	四、九三〇	二
三重	三三、一八八	二二、八四五	五
滋賀	二二、三三三	七、四三〇	四
京都	二七、五〇〇	二、九二〇	二
大阪	三三、三九〇	一九、八〇一	二
兵庫	八、六八八	八、七七七	二
奈良	一三、九九五	一〇、三三三	二
和歌山	二〇、〇七一	二二、八七五	二
鳥取	一四、六〇六	九、一五〇	六
島根	八、五九八	五、一〇〇	二
岡山	三三、七三三	一九、八六五	二
広島	五、三三一	三〇、八四五	二
山口	二四、六九	七、二九〇	六
徳島	一一、二七六	七、八七〇	四
香川	四、九七五	三、四九五	二
愛媛	四、五九九	二四、九九五	二
高知	二七、六五五	一四、三三三	二
福岡	五、四三三	三、四八五	二
佐賀	四、九七六	一、二七五	一
長崎	一、八六八	一、二七五	二
熊本	二二、三三八	三、八三五	二
大分	六、八八五	三、二二〇	二
鹿児島	七、九四〇	三、九三〇	三
計	六八、三三〇	三三、六四三	二九







昭和十三年度に於て獎勵したる融和團體名

府縣	團體名	府縣	團體名	府縣	團體名
東京	財團 中央融和事業協會	茨城	茨城縣社會事業協會融和部	廣島	廣島縣共鳴會
東京	財團 東京府社會事業協會融和部	栃木	下野 昭厚生會	山口	山口縣一心會
東京	財團 聖訓奉旨會	三重	財團 三重縣厚生會	奈良	大和同志會
京都	京都府親和會	愛知	愛知縣社會事業協會融和部	愛媛	愛媛縣善鄰會
同	本派本願寺一如會	靜岡	靜岡縣社會事業協會融和部	香川	讃岐昭善會
同	大谷派本願寺眞身會	山梨	山梨縣共愛會	和歌山	和歌山縣同和會
大阪	大阪府公道會	滋賀	滋賀縣昭愛會	德島	德島縣融和團體聯合會
兵庫	兵庫縣清和會	岐阜	岐阜縣社會事業協會融和部	高知	高知縣公道會
神奈川	神奈川縣青和會	長野	長野縣同仁會	福岡	福岡縣親善會
長崎	長崎縣誠心會	福井	福井縣親和會	佐賀	佐賀縣社會事業協會融和部
新潟	新潟縣社會事業協會融和部	石川	石川縣融和事業協會	大分	大分縣親和會
埼玉	埼玉縣社會事業協會融和部	富山	富山縣融和會	熊本	熊本縣親和會
群馬	群馬縣融和會	鳥取	鳥取縣一心會	鹿兒島	鹿兒島縣社會事業協會融和部
千葉	千葉縣社會事業協會融和部	岡山	岡山縣融和會	計	四十二團體

第四 地方改善施設費補助

政府は大正九年度以降府縣の地方改善費に對し之に同額迄の國庫補助金を交付し中央地方相策應し融和の促進を圖つて來たのであるが、昭和十一年度より産業經濟、教育教化、環境改善、市町村融和機關設置、其の他の施設を一般に強化し

本事業の総合的進展を圖るべく國庫より關係府縣に對し補助金を交付してゐるが昭和十三年度交付額は別表の通りである。

次に昭和十三年度に於ては物資動員の強化に依り關係地區に及ぼしたる影響の重大なるに鑑み地方改善應急施設を實施せられたが本年度に於ける實施狀況は別表の通りである。



### 第五 地方専務職員

政府は大正十年以降融和事業の指導獎勵の實を擧ぐる爲め、京都、大阪、兵庫、奈良、三重、滋賀、岡山、廣島、和歌山、愛媛、高知、福岡の十二府縣に専務職員を設置せられたのであるが、昭和四年度以降其の資格ある者に對しては地方待遇職員に依る社會事業主事は社又會事業主事補と爲し、其の待遇を改善し、一層其の活動を促したのである。

更に昭和十一年度に於て埼玉、群馬、栃木、愛知、靜岡、岐阜、長野、富山、鳥取、島根、山口、徳島、香川、大分、熊本、鹿児島に設置せられ合計二十八府縣となつたのである。(昭和十三年度に於て新潟縣にも設置せられ合計二十九府縣となつた)

現在の本職員は左の通りである。

府縣	職名	氏名
京都府	社會事業主事	森 梁
大阪府	同	河上 正
兵庫縣	同	木 村
埼玉縣	同	小見 懸
群馬縣	同	小川 懸
栃木縣	社會事業主事補	長濱 庫
		一助 成

## 第二章 府縣の施設

昭和十三年度に於ける府縣の融和事業施設は、十ヶ年計劃に基く第三年次として所定の各種施設が施行された。即ちその産業經濟施設に於ては協同組合の設置、共同作業場、授産場、職業補導施設を、教育教化施設に於ては中堅人物の養成融和教育指導者の養成施設、其他環境改善施設、市町村融和機關設置並に其他施設に對して各々計画的業績が齎されたのである。

以上の改善施設費補助の外、各府縣に於ては府縣直營の各施設、或は各府縣下の融和團體補助等各般の施設が行はれた。更に昭和十四年度に於ける豫算並事業計劃に於ては、十ヶ年計劃第四年次として適切なる具體的施設計劃が樹立されてゐる。

次に本年度に於て特筆すべきことは物資動員計畫強化の影響に依り地方改善應急施設が計畫されたことである。即ち地區内の不販産業従事者に對し轉業轉職の爲め、轉業資金貸付、就職仕度金の給與、協同施設獎勵、失業者應急救済、職業補導豫備訓練等が計畫されたことである。

府縣	職名	氏名
新潟縣	社會事業主事補	成澤 初男
奈良縣	同	吉本 勝太郎
三重縣	社會事業主事	長井 徳次郎
愛知縣	同	宮田 太郎
靜岡縣	同	郷間 源一
滋賀縣	社會事業主事補	三輪 利夫
岐阜縣	同	木 藤 岩
長野縣	同	山本 仙之助
富山縣	社會事業主事	牧田 春太郎
鳥取縣	同	藤田 正美
島根縣	社會事業主事補	黒田 鐵雄
岡山縣	同	木村 鐵雄
廣島縣	社會事業主事	神田 實英
山口縣	同	藤 範 見
徳島縣	同	長谷 部 卓
香川縣	社會事業主事補	加藤 井 之
愛媛縣	社會事業主事	福井 宇 之
高知縣	社會事業主事補	汲田 松 之
福岡縣	社會事業主事	青野 俊
大分縣	同	東山 範
熊本縣	同	内田 征
鹿児島縣	同	小 征

## 第一節 昭和十四年度豫算及事業計劃

### 第一 昭和十四年度豫算

項目	金額
昭和十四年度府縣融和事業豫算	二、二二〇、八一六圓
地方改善施設費總額	一、八八三、六五〇圓
〔内 譯〕	
直營事業費	五一、五三七圓
改善施設補助費	一、八三二、一一三圓
産業經濟施設費	六一五、三八六圓
協同組合設置費	四、九九五圓
共同作業場授産場職業補導所設置費	三四六、八八五圓
産業經濟施設費	二五三、五〇六圓
教育教化施設費	四九、九二三圓
中堅人物養成費	二五、一〇二圓
融和教育指導者養成費	二四、八二一圓
環境改善施設補助費	二九四、二三〇圓
市町村融和機關設置補助費	一〇、七九〇圓







第三編 融和事業行政

長崎	三,000	一,000	500	1,000	2,000	3,000	3,500
熊本	3,000	2,850	600	1,300	5,600	3,000	1,050
大分	1,000	2,100	500	1,000	4,500	1,100	5,800
鹿兒島	1,900	3,300	600	1,000	4,000	3,600	4,300
計	22,465	27,145	3,660	10,000	109,430	109,640	139,440

昭和十四年度府縣地方改善施設補助負擔額調

府縣別	事業數	豫算額	内			市町村其他負擔額
			國庫負擔額	府縣負擔額	融和團體負擔額	
府	23	12,618	8,590	11,330	400	1,298
茨城	71	22,438	11,450	2,540	100	8,348
栃木	37	26,578	16,005	3,065	100	7,508
群馬	77	32,014	21,618	5,378	200	4,818
千代田	15	7,019	4,040	990	200	1,989
東京	35	29,370	17,145	11,225	100	5,245
神奈川	36	15,407	6,990	2,760	400	2,583
新潟	18	8,283	4,675	865	100	2,960
富山	20	10,630	5,840	1,630	200	2,960
石川	13	6,560	4,290	945	100	1,430
福井	5	5,752	4,245	1,261	100	246
山梨	1	3,110	2,745	365	100	150
長野	7	33,705	14,647	3,677	300	150
岐阜	21	25,883	4,769	3,703	100	163
靜岡	0	36,400	11,906	3,316	100	217

愛三滋京大兵奈和島島岡廣山德香愛高福佐長熊大鹿

知重	19	87	64,430	13,995	5,515	440	44,480
賀重	71	87	86,194	28,775	10,583	400	41,258
都賀	71	71	61,034	23,213	8,733	400	28,688
阪都	90	90	50,869	31,950	9,580	900	8,539
良庫	66	66	128,814	61,660	18,170	100	48,984
山取	171	171	326,197	103,280	51,150	100	71,767
根取	90	90	62,705	31,080	12,860	300	18,465
山根	115	115	73,315	32,303	9,763	889	30,360
島山	56	56	24,857	15,650	3,440	300	5,467
島山	44	44	17,528	8,840	3,780	100	3,858
廣島	149	149	58,384	30,765	6,345	100	21,274
山口	74	74	67,164	32,895	9,645	400	23,224
川島	57	57	33,880	13,990	7,690	100	12,100
愛媛	28	28	25,818	15,845	2,985	400	6,588
高知	94	94	15,757	8,040	2,605	500	4,612
福岡	65	65	64,751	33,957	8,077	200	19,757
佐賀	104	104	37,265	28,435	1,925	500	6,405
熊本	17	17	75,490	52,215	12,875	400	10,000
大分	22	22	9,838	3,444	736	200	5,458
熊本	22	22	6,190	3,720	690	100	1,780
鹿兒島	21	21	13,335	9,219	1,529	100	3,437
分島	21	21	13,050	7,070	1,210	100	4,770
島分	21	21	14,006	8,015	1,585	100	4,406

第二章 府縣の施設



昭和十四年度府縣地方改善應急施設補助費

府種	縣種	別	就職仕度金補助	協同施設費	職業輔導豫備訓練費	指導費	合計
茨城	茨城	木城	七六〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	二、六六〇
栃木	栃木	馬場	九一〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	三、一〇〇
群馬	群馬	玉川	一、六三〇	一、九三〇	二、〇〇〇	一、三〇〇	五、〇六〇
千代田	千代田	葉野	二、〇八〇	一、八五〇	四〇〇	七〇〇	五、〇三〇
東京	東京	京葉	七五〇	二、八〇〇	二〇〇	五〇〇	四、二五〇
神奈川	神奈川	川崎	七三〇	一、五〇〇	四〇〇	七〇〇	四、六〇〇
新潟	新潟	新潟	二、〇〇〇	一、九〇〇	三〇〇	五〇〇	三、三三〇
富山	富山	山崎	七五〇	二、〇〇〇	二〇〇	五〇〇	三、四五〇
石川	石川	石川	七〇〇	一、六八〇	二〇〇	五〇〇	二、四七〇
福井	福井	井川	七〇〇	一、九九三	二〇〇	五〇〇	三、三九三
山梨	山梨	山梨	七〇〇	一、二〇〇	二〇〇	五〇〇	二、一〇〇
長野	長野	長野	七〇〇	一、二〇〇	二〇〇	五〇〇	二、一〇〇
岐阜	岐阜	岐阜	六四〇	一、二〇〇	二〇〇	五〇〇	二、一四〇
静岡	静岡	静岡	一、七三〇	四、〇五四	二〇〇	五〇〇	五、七八四
愛知	愛知	岡崎	七五〇	二、〇二五	二〇〇	五〇〇	三、四七五
三重	三重	三重	一、〇五〇	一、五〇七五	二〇〇	五〇〇	一、六、八二五
京都	京都	京都	一、四二五	一、一、三三七	二〇〇	五〇〇	一、三、九二七
大阪	大阪	大阪	二、四二〇	三、九〇〇	四〇〇	七〇〇	七、四二〇
兵庫	兵庫	兵庫	二、八一三	二、八〇〇	四〇〇	七〇〇	六、七一三
大坂	大坂	大坂	五、〇〇〇	三〇、四三六	六〇〇	九一〇	三六、九四六
兵衛	兵衛	兵衛	四、六四〇	三、二七〇	六〇〇	七七〇	九、二八〇
合計							

府種	縣種	別	昭和三十四年度府縣地方改善應急施設補助費補助額	府縣負擔額	市町村其ノ他負擔額
茨城	茨城	木城	二、六七〇	二、四〇〇	六、一七〇
栃木	栃木	馬場	二、七四七	一〇、九一七	一五、一八一
群馬	群馬	玉川	一、七〇〇	二、二五〇	四、九七〇
千代田	千代田	葉野	一、二一四	一、二〇〇	三、一四〇
東京	東京	京葉	三、七八〇	二、四〇〇	六、八九〇
神奈川	神奈川	川崎	一、九〇〇	二、四〇〇	七、六四〇
新潟	新潟	新潟	二、〇一〇	二、四〇〇	五、三三〇
富山	富山	山崎	九九〇	二、三五〇	四、一四〇
石川	石川	石川	一、八七〇	三、五五〇	六、五二〇
福井	福井	井川	二、二五〇	二、三一一〇	五、六六〇
山梨	山梨	山梨	三、〇九〇	二、七〇〇	六、八九〇
長野	長野	長野	二、二五〇	二、三一一〇	五、六六〇
岐阜	岐阜	岐阜	一、八七〇	二、三一一〇	四、二四〇
静岡	静岡	静岡	二、〇一〇	二、七〇〇	二、四六〇
愛知	愛知	岡崎	二、二五〇	二、三一一〇	二、四六〇
三重	三重	三重	一、〇五〇	一、五〇七五	二、九一〇
京都	京都	京都	一、四二五	一、一、三三七	二、四六〇
大阪	大阪	大阪	二、四二〇	三、九〇〇	六、六六〇
兵庫	兵庫	兵庫	二、八一三	二、八〇〇	五、六六〇
大坂	大坂	大坂	五、〇〇〇	三〇、四三六	三六、九四六
兵衛	兵衛	兵衛	四、六四〇	三、二七〇	九、二八〇
合計			六〇、五三九	一三、八〇五	一三、七、一六六

昭和三十四年度府縣地方改善應急施設補助費補助額

府種 縣種 別

就職仕度金補助 協同施設費 職業輔導豫備訓練費 指導費 合計

市町村其ノ他負擔額



島根	島根	鳥取	和歌山	奈良	奈良	兵衛	大坂	京都	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	馬場	木	
七	八	一六	一七一	一一	二九	九	八	七	三	四	六	一〇	四	四	五	五	七	七	一〇	四	四	一	五	六	七	八
三、一四	四、九七〇	一五、一八一	六、一七〇	九、二八〇	三六、九四六	六、七一一	七、四二〇	一三、九二七	一六、八二五	三、四七五	五、七八四	二、五四〇	二、一一〇	三、三九三	二、四七〇	三、三五〇	三、三三八	四、六〇〇	四、二五〇	五、〇三〇	五、〇六〇	三、一一〇	三、一〇〇	五、〇六〇	五、〇六〇	三、一一〇
二、八一〇	四、四〇〇	五、五六〇	六、一七〇	八、四四〇	八、〇五〇	五、六一〇	五、九二〇	三、五四〇	三、五五〇	二、九五〇	二、九三〇	二、五四〇	二、一一〇	二、六〇〇	一、九九〇	二、六五〇	二、九三〇	三、四六〇	二、六五〇	四、九八〇	四、三三〇	三、一一〇	三、一一〇	四、三三〇	四、三三〇	三、一一〇
三〇四	一一〇	一、八五四	八四〇	二〇六〇	七〇三	八八五	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
四五〇	七、七六七	二六、八三六	四〇〇	一、五〇〇	九、五〇二	一三、二七五	五二五	二、八五四	七、七六七	四、五〇〇	二、八五四	七、七六七	四、五〇〇	二、八五四	七、七六七	四、五〇〇	二、八五四	七、七六七	四、五〇〇	二、八五四	七、七六七	四、五〇〇	二、八五四	七、七六七	四、五〇〇	二、八五四

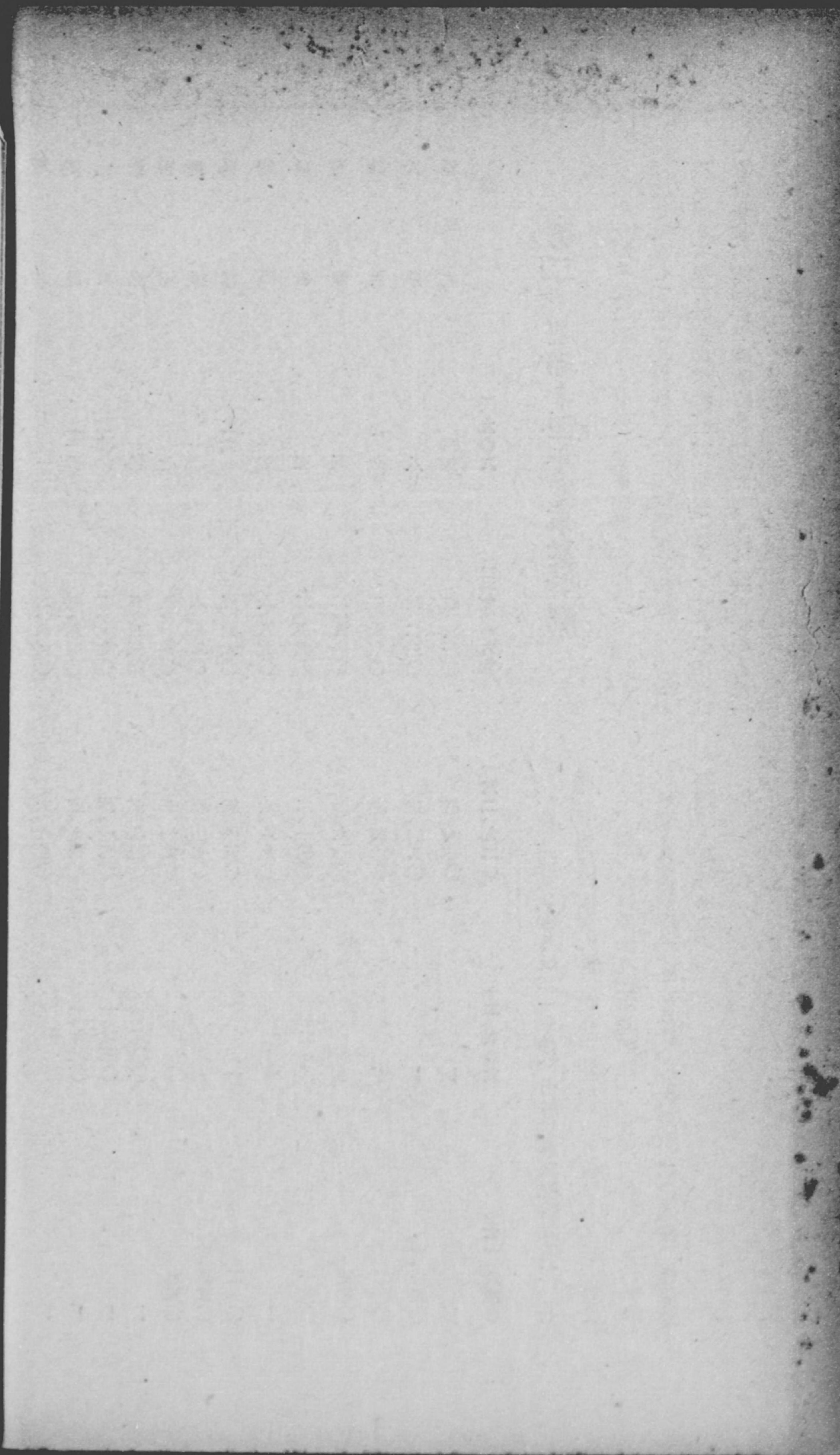
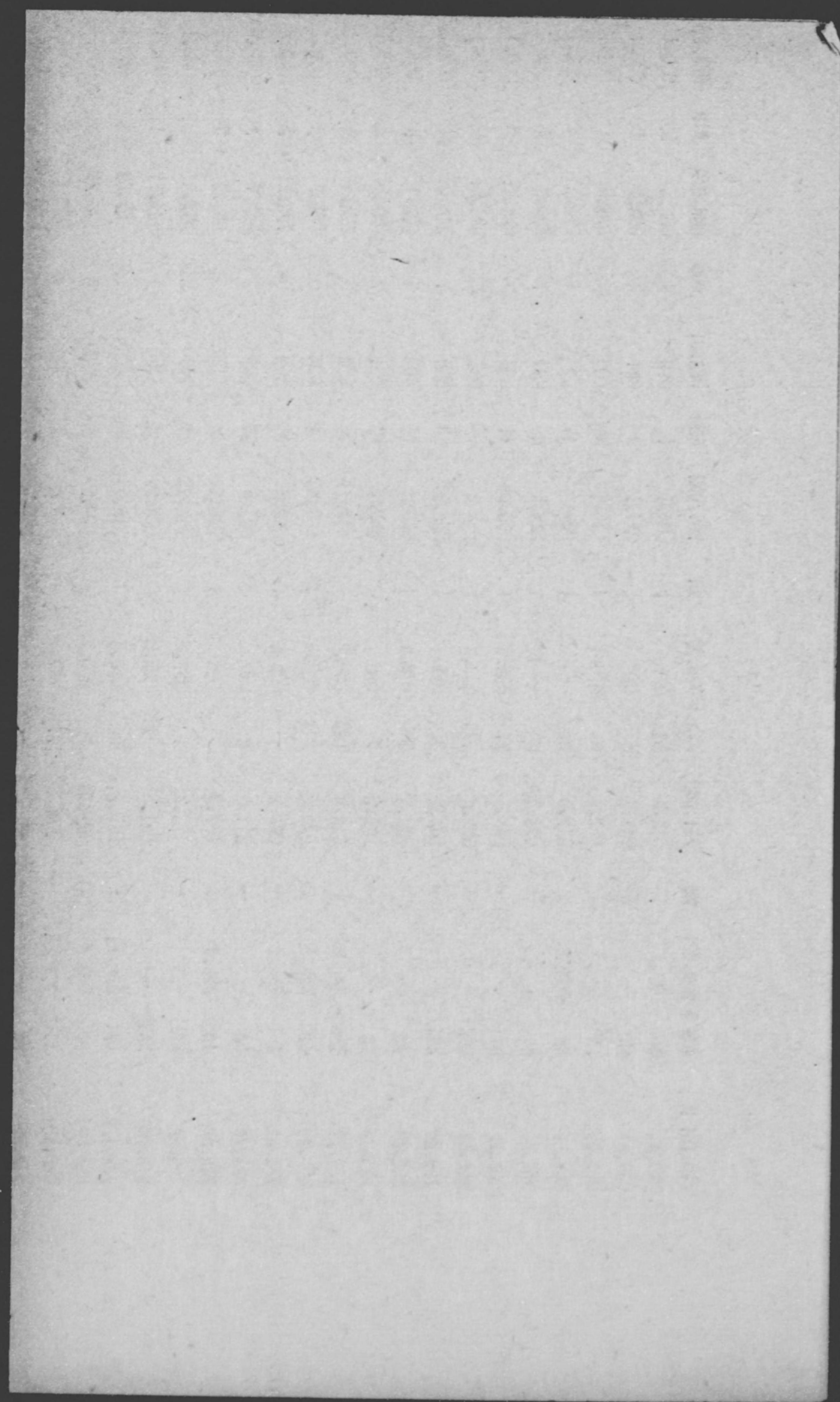
### 第二 昭和十四年度事業計画

昭和十四年度に於ける府縣の事業計画は總計四、四〇八件で之を大別して地方改善施設と地方改善應急施設とに分れる。而して地方改善施設總計二、五四〇件で、これが内譯は直營事業四四〇件、産業經濟施設九七九件、教育教化施設一

計	鹿兒島	大分	熊本	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山形	廣島
一、九〇六	四四	八	七	五	五	一五	二六一	一〇	七	一〇	二四〇	二二〇	一
二二、一六六	三、六一〇	四、二三〇	三、六〇〇	二、九一〇	二、四六〇	六、八九〇	五、六六〇	六、五二〇	四、一四〇	五、三三〇	五、三七〇	七、六四〇	六、八九〇
一五二、九二〇	三、六一〇	三、〇八〇	三、四〇〇	二、六一〇	二、一〇〇	六、八九〇	五、四七〇	五、〇七〇	三、一九〇	四、八三〇	四、一二〇	五、七四〇	六、八九〇
二二、六〇六	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
七二、六四〇	一、一五〇	二〇〇	三〇〇	一五〇	一五〇	二一〇	一、四五〇	九五〇	一	一	一	一	一

八六件、環境改善施設二一三件、市町村融和機關設置二〇七件、其他施設四四七件、融和團體補助三九件其他三五件である。地方改善應急施設事業總計一、八六八件で、之が内譯は就職仕度金補助一、五六五件、協同施設二〇八件、指導諸施設三八件である。







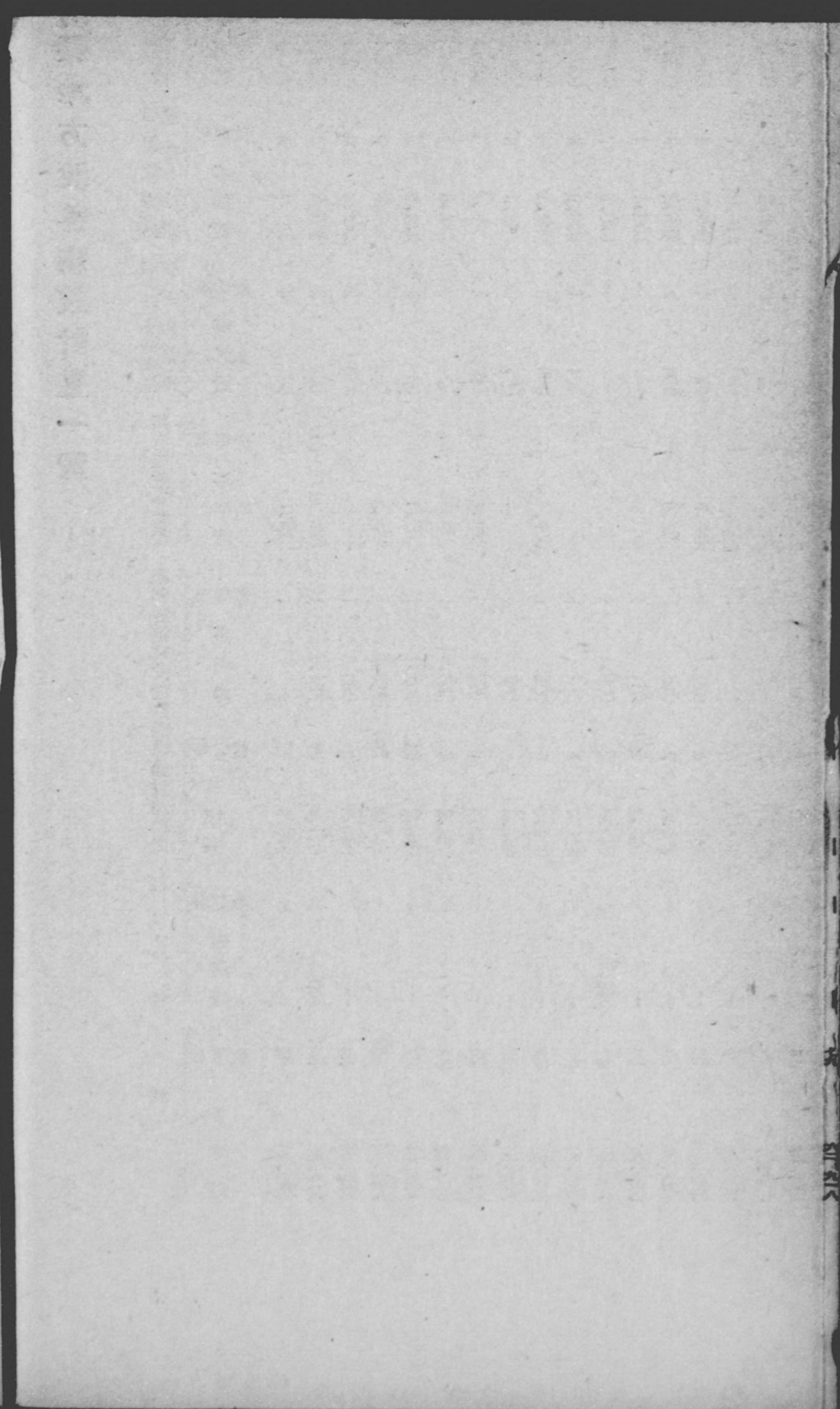
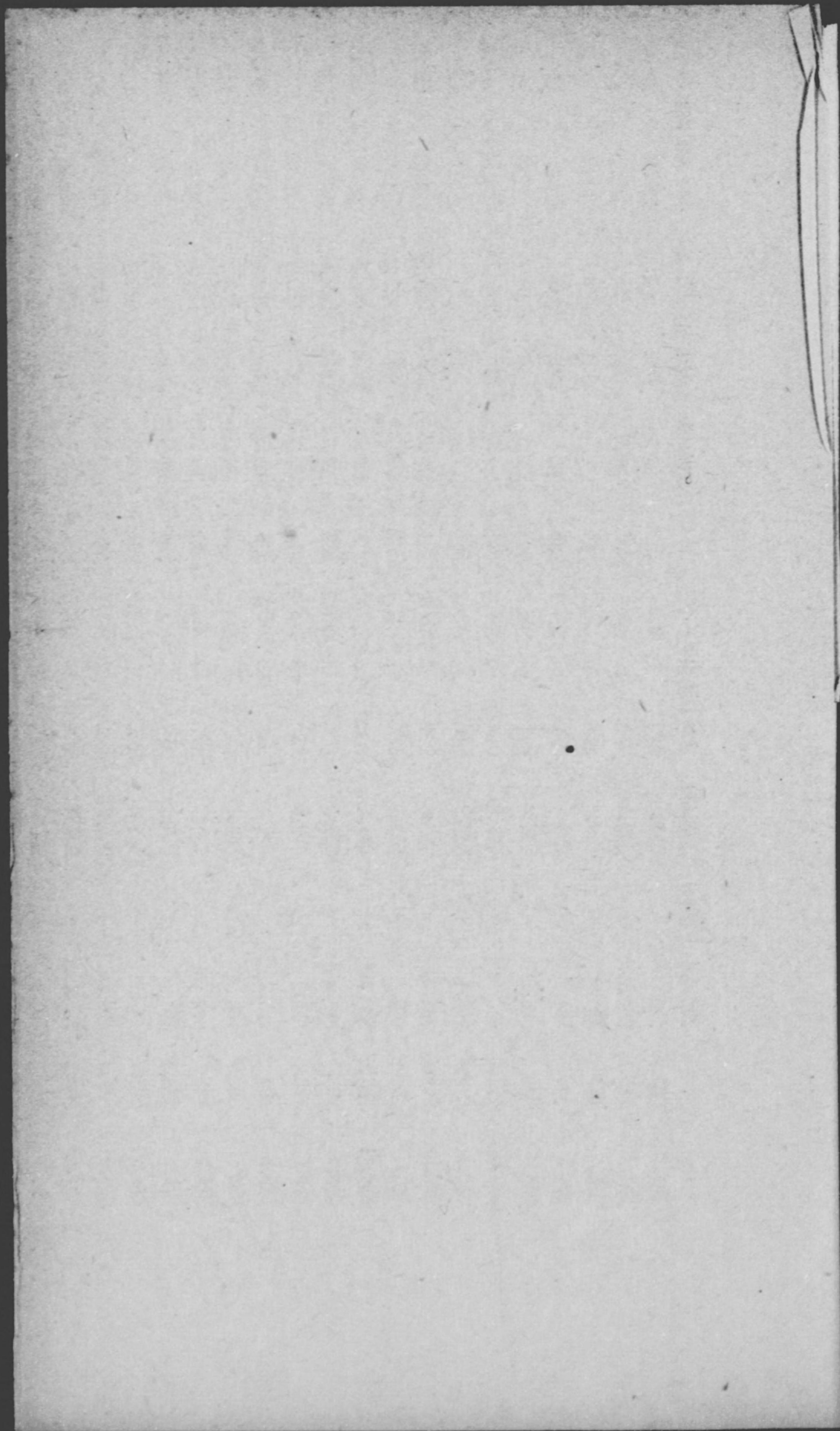
府 種 別	直營事業費		產業經濟施設費		教育費
	事業數	費	事業數	費	
茨城	1	300	8	7,620	4
栃馬	1	300	3	2,730	4
群馬	3	3,480	5	35,470	2
千葉	1	300	5	18,870	3
東京	1	300	5	1,800	4
神奈川	1	300	7	3,350	4
新潟	2	3,740	2	2,980	4
富山	1	700	0	0	4
石川	1	700	5	5,570	2
福井	1	700	3	3,420	2
山梨	1	700	3	1,990	2
長野	1	700	3	3,420	2
岐阜	1	700	5	10,770	2
靜岡	1	700	7	45,260	2
愛知	1	700	7	3,350	2
三重	1	700	7	3,350	2
滋賀	1	700	7	3,350	2
京都	1	700	7	3,350	2
大阪	1	700	7	3,350	2
兵庫	1	700	7	3,350	2
奈良	1	700	7	3,350	2
和歌山	1	700	7	3,350	2
鳥取	1	700	7	3,350	2
島根	1	700	7	3,350	2
岡山	1	700	7	3,350	2
廣島	1	700	7	3,350	2
山口	1	700	7	3,350	2
徳島	1	700	7	3,350	2
香川	1	700	7	3,350	2
愛媛	1	700	7	3,350	2
高知	1	700	7	3,350	2
福岡	1	700	7	3,350	2
佐賀	1	700	7	3,350	2
長門	1	700	7	3,350	2
熊本	1	700	7	3,350	2
大分	1	700	7	3,350	2
鹿兒島	1	700	7	3,350	2
計	100	3,740	99	625,860	186

昭和十四年度府























大	兵	奈	和	鳥	島	岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	鹿
計	兒	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌	歌
阪	庫	良	山	取	根	山	島	口	川	知	岡	賀	崎	本	分	島	計	
二	三	二	一	同	同	一	二	二	一	一	一	一	一	三	一	二	二	
六〇〇	六〇〇	七五〇	七五〇	九〇〇	二,〇〇〇	七〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	三,〇〇〇	
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一四,〇〇〇	
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	四,〇〇〇	
一	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六,〇〇〇	
六	六	一	一	同	同	一	二	二	一	一	一	一	一	二	一	一	六	
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	三,〇〇〇	
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	九,〇〇〇	
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	九,〇〇〇	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六,〇〇〇	
府下一圓				戶數六,九四四戶	戶數二〇,七四四戶	縣下一圓			縣下一圓					縣下一圓	戶數八,四四四戶	戶數五,四〇四戶	戶數二〇四戶	
人口五,〇〇〇人				人口九,〇〇〇人	人口五,二〇〇人				人口五,二〇〇人					人口四,五五五人	人口二,九三四人			



三、昭和十四年度府縣環境改善施設

府種	縣別	事業種別	事業費	補助額	府補助額	縣補助額	其他	計
茨城	茨城	環境改善施設	2,260	1,800	460	0	0	2,260
栃木	栃木	環境改善施設	3,420	3,040	380	0	0	3,420
群馬	群馬	環境改善施設	2,700	2,320	380	0	0	2,700
埼玉	埼玉	環境改善施設	5,000	4,620	380	0	0	5,000
千葉	千葉	環境改善施設	2,700	2,320	380	0	0	2,700
東京	東京	環境改善施設	2,700	2,320	380	0	0	2,700
神奈川	神奈川	環境改善施設	3,500	3,120	380	0	0	3,500
新潟	新潟	環境改善施設	1,900	1,520	380	0	0	1,900
富山	富山	環境改善施設	2,300	1,920	380	0	0	2,300
石川	石川	環境改善施設	2,300	1,920	380	0	0	2,300
福井	福井	環境改善施設	1,600	1,220	380	0	0	1,600
山梨	山梨	環境改善施設	4,300	3,920	380	0	0	4,300
長野	長野	環境改善施設	2,600	2,220	380	0	0	2,600
岐阜	岐阜	環境改善施設	3,800	3,420	380	0	0	3,800
愛知	愛知	環境改善施設	4,600	4,220	380	0	0	4,600
三重	三重	環境改善施設	2,800	2,420	380	0	0	2,800
滋賀	滋賀	環境改善施設	9,200	8,820	380	0	0	9,200
京都	京都	環境改善施設	10,800	10,420	380	0	0	10,800
大阪	大阪	環境改善施設	3,300	2,920	380	0	0	3,300
奈良	奈良	環境改善施設	2,200	1,820	380	0	0	2,200
和歌山	和歌山	環境改善施設	2,400	2,020	380	0	0	2,400
鳥取	鳥取	環境改善施設	6,500	6,120	380	0	0	6,500
島根	島根	環境改善施設	3,800	3,420	380	0	0	3,800
岡山	岡山	環境改善施設	9,300	8,920	380	0	0	9,300
広島	広島	環境改善施設	5,000	4,620	380	0	0	5,000
山口	山口	環境改善施設	6,700	6,320	380	0	0	6,700
徳島	徳島	環境改善施設	7,600	7,220	380	0	0	7,600
香川	香川	環境改善施設	1,900	1,520	380	0	0	1,900
愛媛	愛媛	環境改善施設	3,500	3,120	380	0	0	3,500
高知	高知	環境改善施設	3,300	2,920	380	0	0	3,300
福岡	福岡	環境改善施設	3,700	3,320	380	0	0	3,700
佐賀	佐賀	環境改善施設	3,800	3,420	380	0	0	3,800
長崎	長崎	環境改善施設	2,600	2,220	380	0	0	2,600
熊本	熊本	環境改善施設	4,100	3,720	380	0	0	4,100
大分	大分	環境改善施設	4,900	4,520	380	0	0	4,900
鹿兒島	鹿兒島	環境改善施設	3,300	2,920	380	0	0	3,300
計			382,300	348,900	33,400	0	0	382,300



府縣環境改善、市町村融和機關設置並其他施設費算並計畫

善施設補助

項目	市町村融和機關設置補助		其他施設補助	
	地	區	地	區
補助額	1,000	2,000	1,000	2,000
負擔額	1,000	2,000	1,000	2,000
戶數	10	20	10	20
人口	100	200	100	200
事業數	1	2	1	2
事業費	100	200	100	200
補助額	1,000	2,000	1,000	2,000
負擔額	1,000	2,000	1,000	2,000
戶數	10	20	10	20
人口	100	200	100	200
事業數	1	2	1	2
事業費	100	200	100	200
補助額	1,000	2,000	1,000	2,000
負擔額	1,000	2,000	1,000	2,000
戶數	10	20	10	20
人口	100	200	100	200
事業數	1	2	1	2
事業費	100	200	100	200



昭和十四年度府縣地方改善應急施設計畫

府種 茨城 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 靜岡 愛知 三重 京都 奈良 大阪 兵庫 和歌山 徳島 香川 高松 愛媛 高知 福岡 佐賀 熊本 鹿兒島 沖縄 府縣別

第二章 府縣の施設

府種	事業數	事業費	國庫補助	府縣費	其ノ他
茨城	三六	七六〇	七六〇	一〇	一〇
群馬	一〇	九一〇	九一〇	〇	〇
埼玉	一〇	一、六三〇	一、六三〇	〇	〇
千葉	四〇	二、〇八〇	二、〇八〇	〇	〇
東京	一〇	二、〇〇〇	一、五六〇	四四〇	〇
神奈川	一〇	七五〇	七五〇	〇	〇
新潟	一〇	七三〇	七三〇	〇	〇
富山	一〇	七五〇	七五〇	〇	〇
石川	一〇	七九〇	七九〇	〇	〇
福井	一〇	七〇〇	七〇〇	〇	〇
山梨	一〇	七〇〇	七〇〇	〇	〇
長野	一〇	七〇〇	七〇〇	〇	〇
岐阜	一〇	七〇〇	七〇〇	〇	〇
靜岡	一〇	六四〇	六四〇	〇	〇
愛知	一〇	七三〇	七三〇	〇	〇
三重	一〇	七五〇	七五〇	〇	〇
京都	一〇	一、〇五〇	一、〇五〇	〇	〇
奈良	一〇	一、四二五	一、四二五	〇	〇
大阪	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇
兵庫	一〇	二、八二〇	二、八二〇	〇	〇
和歌山	一〇	二、一〇〇	二、一〇〇	〇	〇
徳島	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇
香川	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇
高松	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇
愛媛	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇
高知	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇
福岡	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇
佐賀	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇
熊本	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇
鹿兒島	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇
沖縄	一〇	二、四二〇	二、四二〇	〇	〇

就職仕度金補助事業

府種	事業數	事業費	國庫補助	府縣費	其ノ他
茨城	一八	一、二〇〇	一、二〇〇	〇	〇
群馬	四	一、五〇〇	一、五〇〇	〇	〇
埼玉	四	一、九三〇	一、八〇〇	一三〇	〇
千葉	四	一、八五〇	一、八〇〇	五〇	〇
東京	三	二、八〇〇	二、八〇〇	〇	〇
神奈川	三	一、五〇〇	一、五〇〇	〇	〇
新潟	四	一、九〇〇	一、九〇〇	〇	〇
富山	四	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇	〇
石川	四	一、六八〇	一、六八〇	〇	〇
福井	三	一、九九三	一、九九三	〇	〇
山梨	二	一、二〇〇	一、二〇〇	〇	〇
長野	二	一、二〇〇	一、二〇〇	〇	〇
岐阜	四	一、二〇〇	一、二〇〇	〇	〇
靜岡	二	一、二〇〇	一、二〇〇	〇	〇
愛知	六	一、二〇〇	一、二〇〇	〇	〇
三重	二	二、〇二五	二、〇二五	〇	〇
京都	二	一、五〇〇	一、五〇〇	〇	〇
奈良	二	一、八〇〇	一、八〇〇	〇	〇
大阪	五	一、三三七	一、三三七	〇	〇
兵庫	六	二、八〇〇	二、八〇〇	〇	〇
和歌山	八	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇
徳島	二	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇
香川	二	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇
高松	二	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇
愛媛	二	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇
高知	二	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇
福岡	二	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇
佐賀	二	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇
熊本	二	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇
鹿兒島	二	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇
沖縄	二	二、四〇〇	二、四〇〇	〇	〇

協同施設費補助

九九



府	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	石川	福井	山梨	岐阜	静岡	愛知	三重	京都	大阪
事業数	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
事業費	四〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	二〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
内 國庫補助	四〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
府縣費																	
其 他																	
事業数	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
事業費	七〇〇	七〇〇	一、二五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	七〇〇	七〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
内 國庫補助	七〇〇	七〇〇	九〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	七〇〇	七〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
府縣費			二二五														
其 他																	

大	兵	奈	和	鳥	島	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	鹿
事業数	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
事業費	五、〇〇〇	四、六四〇	二、六七〇	二、七四七	一、七〇〇	一、二一四	三、七八〇	一、九〇〇	一、八七〇	一、八九〇	一、八七〇	一、八九〇	一、八七〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇
内 國庫補助	四、二五〇	四、六四〇	二、六七〇	二、〇六〇	一、七〇〇	九一〇	二、八四〇	一、四二〇	一、八七〇	一、八九〇	一、八七〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇
府縣費																	
其 他																	
事業数	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
事業費	四、五〇〇	四、六四〇	二、六七〇	二、〇六〇	一、七〇〇	九一〇	二、八四〇	一、四二〇	一、八七〇	一、八九〇	一、八七〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇
内 國庫補助	四、二五〇	四、六四〇	二、六七〇	二、〇六〇	一、七〇〇	九一〇	二、八四〇	一、四二〇	一、八七〇	一、八九〇	一、八七〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇
府縣費																	
其 他																	







京都府親和會  
大阪府公道會  
兵庫縣清和會  
大和同志會  
和歌山縣同和會  
岡山縣協和會  
廣島縣共鳴會  
山口縣一心會

二五七三  
九八三五  
一〇、八二四  
九、九一七

二、三九三  
四、七五〇  
三、五〇〇  
七、九二五  
一、三三三  
九、六三〇  
四、五三〇

德島縣融和團體聯合會  
讚岐昭善會  
愛媛縣善鄰會  
高知縣公道會  
福岡縣親善會  
熊本縣昭善會  
大分縣親和會  
鹿兒島縣社會事業協會

四、八三〇  
五、八一  
六、二五七  
一二、二四五  
六、七二六  
四、六九〇

七三〇  
三、九六〇  
一、六五〇  
三、二〇〇  
四、四〇〇  
一、一二七  
六四〇  
一八〇

昭和十三年度府縣融和事業施設施行狀況

改善施設補助事業

融和團體補助事業

府縣種別  
茨城 栃馬 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山

府縣種別	直營事業數	事業數	決算額	國庫負擔	府縣負擔	融和團體負擔	市町村其他負擔	事業費	補助額
茨城	1	1	8,290	5,800	1,370	100	909	1	1,874
栃馬	1	1	3,870	2,350	2,400	7,940	1	1	1
群馬	1	1	3,921	1,895	4,515	11,501	1	1	1
埼玉	1	1	3,431	1,899	5,699	5,533	5,995	1	2,000
千葉	2	2	8,300	3,000	1,015	3,355	1,100	1	1,100
東京	1	1	18,808	9,199	9,619	1,100	8,264	1	1
神奈川	3	3	15,632	6,462	2,103	6,738	1,100	1	1,100
新潟	3	3	6,887	4,735	95	1,248	5,763	1	900
富山	3	3	23,500	7,775	2,126	3,339	3,339	1	3,339







昭和十三年度府縣產業經濟施設施行狀況

協同組合設置

共同作業場產場  
職業輔導所設置

產業經濟施設

計

別	協同組合設置			共同作業場產場 職業輔導所設置			產業經濟施設			計
	事業數	決算額	內譯	事業數	決算額	內譯	事業數	決算額	內譯	
一	一	九〇	一〇〇	一	七〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二	二	一〇〇	一〇〇	二	一〇〇	一〇〇	二	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三	三	一〇〇	一〇〇	三	一〇〇	一〇〇	三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四	四	一〇〇	一〇〇	四	一〇〇	一〇〇	四	一〇〇	一〇〇	一〇〇
五	五	一〇〇	一〇〇	五	一〇〇	一〇〇	五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
六	六	一〇〇	一〇〇	六	一〇〇	一〇〇	六	一〇〇	一〇〇	一〇〇
七	七	一〇〇	一〇〇	七	一〇〇	一〇〇	七	一〇〇	一〇〇	一〇〇
八	八	一〇〇	一〇〇	八	一〇〇	一〇〇	八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
九	九	一〇〇	一〇〇	九	一〇〇	一〇〇	九	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十	十	一〇〇	一〇〇	十	一〇〇	一〇〇	十	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十一	十一	一〇〇	一〇〇	十一	一〇〇	一〇〇	十一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十二	十二	一〇〇	一〇〇	十二	一〇〇	一〇〇	十二	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十三	十三	一〇〇	一〇〇	十三	一〇〇	一〇〇	十三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十四	十四	一〇〇	一〇〇	十四	一〇〇	一〇〇	十四	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十五	十五	一〇〇	一〇〇	十五	一〇〇	一〇〇	十五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十六	十六	一〇〇	一〇〇	十六	一〇〇	一〇〇	十六	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十七	十七	一〇〇	一〇〇	十七	一〇〇	一〇〇	十七	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十八	十八	一〇〇	一〇〇	十八	一〇〇	一〇〇	十八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十九	十九	一〇〇	一〇〇	十九	一〇〇	一〇〇	十九	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十	二十	一〇〇	一〇〇	二十	一〇〇	一〇〇	二十	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十一	二十一	一〇〇	一〇〇	二十一	一〇〇	一〇〇	二十一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十二	二十二	一〇〇	一〇〇	二十二	一〇〇	一〇〇	二十二	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十三	二十三	一〇〇	一〇〇	二十三	一〇〇	一〇〇	二十三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十四	二十四	一〇〇	一〇〇	二十四	一〇〇	一〇〇	二十四	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十五	二十五	一〇〇	一〇〇	二十五	一〇〇	一〇〇	二十五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十六	二十六	一〇〇	一〇〇	二十六	一〇〇	一〇〇	二十六	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十七	二十七	一〇〇	一〇〇	二十七	一〇〇	一〇〇	二十七	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十八	二十八	一〇〇	一〇〇	二十八	一〇〇	一〇〇	二十八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十九	二十九	一〇〇	一〇〇	二十九	一〇〇	一〇〇	二十九	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十	三十	一〇〇	一〇〇	三十	一〇〇	一〇〇	三十	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十一	三十一	一〇〇	一〇〇	三十一	一〇〇	一〇〇	三十一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十二	三十二	一〇〇	一〇〇	三十二	一〇〇	一〇〇	三十二	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十三	三十三	一〇〇	一〇〇	三十三	一〇〇	一〇〇	三十三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十四	三十四	一〇〇	一〇〇	三十四	一〇〇	一〇〇	三十四	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十五	三十五	一〇〇	一〇〇	三十五	一〇〇	一〇〇	三十五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十六	三十六	一〇〇	一〇〇	三十六	一〇〇	一〇〇	三十六	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十七	三十七	一〇〇	一〇〇	三十七	一〇〇	一〇〇	三十七	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十八	三十八	一〇〇	一〇〇	三十八	一〇〇	一〇〇	三十八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十九	三十九	一〇〇	一〇〇	三十九	一〇〇	一〇〇	三十九	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十	四十	一〇〇	一〇〇	四十	一〇〇	一〇〇	四十	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十一	四十一	一〇〇	一〇〇	四十一	一〇〇	一〇〇	四十一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十二	四十二	一〇〇	一〇〇	四十二	一〇〇	一〇〇	四十二	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十三	四十三	一〇〇	一〇〇	四十三	一〇〇	一〇〇	四十三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十四	四十四	一〇〇	一〇〇	四十四	一〇〇	一〇〇	四十四	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十五	四十五	一〇〇	一〇〇	四十五	一〇〇	一〇〇	四十五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十六	四十六	一〇〇	一〇〇	四十六	一〇〇	一〇〇	四十六	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十七	四十七	一〇〇	一〇〇	四十七	一〇〇	一〇〇	四十七	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十八	四十八	一〇〇	一〇〇	四十八	一〇〇	一〇〇	四十八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十九	四十九	一〇〇	一〇〇	四十九	一〇〇	一〇〇	四十九	一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十	五十	一〇〇	一〇〇	五十	一〇〇	一〇〇	五十	一〇〇	一〇〇	一〇〇







府縣名	種別	數	類	額	決	負國庫	負府縣	融和團	融和團	負其市町村	負其市町村
石川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長野	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
岐阜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
靜岡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛知	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三重	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
滋賀	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
京都	一府	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大阪	一府	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兵庫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
奈良	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和歌山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鳥取	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島根	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
廣島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山梨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
德島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
香川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛媛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高松	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福岡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

府縣名	種別	數	類	額	決	負國庫	負府縣	融和團	融和團	負其市町村	負其市町村
茨城	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
群馬	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千葉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東京	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
富山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

昭和十三年度府縣教育教化施設施行狀況

中堅人物養成費

融和教育指導者養成

計

府縣名	種別	數	類	額	決	負國庫	負府縣	融和團	融和團	負其市町村	負其市町村
福岡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐賀	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大分	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿兒島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一



府縣名	種別	數	額	決	内	課	内	課	其他施設補助
石川	環境改善施設補助	1	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
福井	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
山梨	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
長野	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
岐阜	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
静岡	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
愛知	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三重	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
滋賀	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
京都	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
大阪	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
兵庫	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
奈良	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
和歌山	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鳥取	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
島根	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
岡山	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
広島	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
山口	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
香川	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
愛媛	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
高知	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
福岡	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

府縣名	種別	數	額	決	内	課	内	課	其他施設補助
茨城	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
栃木	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
群馬	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
埼玉	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
千葉	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
東京	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
神奈川	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
新潟	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
富山	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

環境改善施設補助

市町村融和機關設置費補助

其他施設補助

昭和十三年府縣環境改善施設補助市町村融和機關補助及其他設施補助施行狀況

府縣名	種別	數	額	決	内	課	内	課	其他施設補助
佐賀	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
長崎	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
熊本	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
大分	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鹿兒島	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	環境改善施設補助	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000







昭和十三年

一、轉業獎勵

轉業資金補助

事	業	數	決	補	府	其
業	事	額	庫	縣	他	其
事	業	額	助	費	他	其
業	事	額	助	費	他	其
茨城	一	二,000	二,000			
栃馬	一	二,000	二,000			
群馬	一	三,000	三,000			
千葉	一	三,000	三,000			
東京	一	三,000	三,000			
神奈川	一	三,000	三,000			
新潟	一	三,000	三,000			
富山	一	三,000	三,000			
石川	一	三,000	三,000			
福井	一	三,000	三,000			
山梨	一	三,000	三,000			
長野	一	三,000	三,000			
岐阜	一	三,000	三,000			
靜岡	一	三,000	三,000			
愛知	一	三,000	三,000			
京都	一	三,000	三,000			
大阪	一	三,000	三,000			
兵庫	一	三,000	三,000			
奈良	一	三,000	三,000			
和歌山	一	三,000	三,000			
鳥取	一	三,000	三,000			
島根	一	三,000	三,000			
廣島	一	三,000	三,000			
山口	一	三,000	三,000			
德島	一	三,000	三,000			
香川	一	三,000	三,000			
愛媛	一	三,000	三,000			
高知	一	三,000	三,000			
福岡	一	三,000	三,000			
佐賀	一	三,000	三,000			
長崎	一	三,000	三,000			
熊本	一	三,000	三,000			
大分	一	三,000	三,000			
鹿兒島	一	三,000	三,000			
計	一	三,000	三,000			







奈兵大京愛靜長山福石富新神東千埼群枳茨 府  
 奈 縣

良庫阪都知岡野奈井川山濁川京葉玉馬木城 種

第二章 府縣の施設

府縣	事業數	決算額	國庫補助	府縣費	其他	戸數	人口	利用者及
茨城	四	一、〇一九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四〇〇	一、七〇〇	二七七
枳	一	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、九八一	九、九〇五	一五〇
群	三	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、九八一	九、九〇五	一五〇
埼	五〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、九八一	九、九〇五	一五〇
千	八	一、五五〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	三、一四一	二、一八七	一五〇
東	四	一、六〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	五、一四二	二、七四二	一五〇
神	三	一、五〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、六五	五、二四	一五〇
新	三	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
富	三	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
石	三	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
福	三	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
山	三	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
長	五	一、四八二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
靜	七	二、三七一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
岡	一	四、三〇二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
知	七	二、九七九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
都	一	六、一五八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
阪	〇	三、二八二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
庫	一	六、四七四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇
良	六	二、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇	七、六四	一五〇

二、協同施設費補助事業



府縣	種別	事業數	決算額	内		戸數	人口	被救濟者數
				國庫補助	府縣費			
群馬	馬	1	10,679	10,230	449	558	3,500	1
茨城	木	1	6,812	4,780	2,032	1	1	1
栃木	城	1	4,713	3,600	1,113	1	1	1
鹿嶋	分	3	2,650	1,500	1,150	182	922	1
大宮	本	5	3,350	1,500	1,850	160	2,902	1
熊谷	崎	6	2,000	1,800	200	1	1	1
長崎	崎	3	1,200	1,000	200	294	1,000	1
佐賀	賀	3	1,350	1,200	150	1	1	1
福岡	賀	3	1,200	1,000	200	1	1	1
高知	賀	1	6,751	2,700	3,551	1,929	713	1
愛媛	賀	1	2,116	2,100	16	1	1	1
香川	賀	9	5,649	2,400	3,249	978	692	1
徳島	賀	5	1,840	1,500	340	1	1	1
山形	賀	1	2,100	2,100	0	1	1	1
廣島	賀	8	3,650	1,800	1,850	1	1	1
島根	賀	7	1,800	1,800	0	1	1	1
鳥取	賀	6	1,500	1,500	0	1	1	1
和歌山	賀	6	2,250	1,800	450	1	1	1
奈良	賀	6	1,800	1,800	0	1	1	1
兵庫	賀	3	4,421	3,400	1,021	1	1	1
大阪	賀	3	6,035	3,300	2,735	1	1	1
京都	賀	1	1,741	1,500	241	1	1	1
愛知	賀	8	4,924	4,500	424	1	1	1
静岡	賀	2	1,197	1,100	97	1	1	1
長野	賀	2	1,314	1,100	214	1	1	1
山梨	賀	1	2,983	2,700	283	1	1	1
石川	賀	4	4,576	3,200	1,376	1	1	1
富山	賀	3	4,592	3,100	1,492	1	1	1
新潟	賀	6	5,188	3,800	1,388	1	1	1
神奈川	賀	8	4,857	3,500	1,357	1	1	1
東京	賀	25	4,221	3,400	821	1	1	1
千葉	賀	1	1,340	1,300	40	1	1	1
埼玉	賀	8	1,400	1,300	100	1	1	1

第二章 府縣の施設

一一三

府縣	種別	事業數	決算額	内		戸數	人口	被救濟者數
				國庫補助	府縣費			
群馬	馬	1	10,679	10,230	449	558	3,500	1
茨城	木	1	6,812	4,780	2,032	1	1	1
栃木	城	1	4,713	3,600	1,113	1	1	1
鹿嶋	分	3	2,650	1,500	1,150	182	922	1
大宮	本	5	3,350	1,500	1,850	160	2,902	1
熊谷	崎	6	2,000	1,800	200	1	1	1
長崎	崎	3	1,200	1,000	200	294	1,000	1
佐賀	賀	3	1,350	1,200	150	1	1	1
福岡	賀	3	1,200	1,000	200	1	1	1
高知	賀	1	6,751	2,700	3,551	1,929	713	1
愛媛	賀	1	2,116	2,100	16	1	1	1
香川	賀	9	5,649	2,400	3,249	978	692	1
徳島	賀	5	1,840	1,500	340	1	1	1
山形	賀	1	2,100	2,100	0	1	1	1
廣島	賀	8	3,650	1,800	1,850	1	1	1
島根	賀	7	1,800	1,800	0	1	1	1
鳥取	賀	6	1,500	1,500	0	1	1	1
和歌山	賀	6	2,250	1,800	450	1	1	1
奈良	賀	6	1,800	1,800	0	1	1	1
兵庫	賀	3	4,421	3,400	1,021	1	1	1
大阪	賀	3	6,035	3,300	2,735	1	1	1
京都	賀	1	1,741	1,500	241	1	1	1
愛知	賀	8	4,924	4,500	424	1	1	1
静岡	賀	2	1,197	1,100	97	1	1	1
長野	賀	2	1,314	1,100	214	1	1	1
山梨	賀	1	2,983	2,700	283	1	1	1
石川	賀	4	4,576	3,200	1,376	1	1	1
富山	賀	3	4,592	3,100	1,492	1	1	1
新潟	賀	6	5,188	3,800	1,388	1	1	1
神奈川	賀	8	4,857	3,500	1,357	1	1	1
東京	賀	25	4,221	3,400	821	1	1	1
千葉	賀	1	1,340	1,300	40	1	1	1
埼玉	賀	8	1,400	1,300	100	1	1	1

第三章 融和事業行政

一一二















### 融和事業行政統計表

第一表 地方改善費支出額調 (自大正九年度至昭和十三年度)

年度	地方改善費支出額調							計
	地區整理費	育英獎勵費	地方改善機關獎勵費	地方改善施設補助費	地方改善應急施設費	地方改善地區應急救濟施設費	計	
大正九年度	1,000						1,000	1,000
同十年								
同十一年								
同十二年								
同十三年								
同十四年								
同十五年								
同十六年								
同十七年								
同十八年								
同十九年								
同二十年								
同二十一年								
同二十二年								
同二十三年								
同二十四年								
同二十五年								
同二十六年								
同二十七年								
同二十八年								
同二十九年								
同三十年								
同三十一年								
同三十二年								
同三十三年								
計	1,000						1,000	1,000

第二表 地方改善施設費補助交付額調 (自大正九年度至昭和十三年度)

府縣別	年度別													計	
	自大正九年度至昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	合計			
山形	9,500	1,000	1,000	7,000	5,000	4,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
茨城	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
栃木	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
群馬	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
埼玉	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
千葉	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
東京	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
神奈川	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
新潟	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
富山	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
石川	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
福井	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
山梨	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
長野	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
岐阜	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
静岡	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000



愛知	三,四,五〇〇	八,五〇〇	四,九〇〇	三,四九〇	三,三三三	二,八三三	三,三三三	二,九二二	二,七七八	一〇,八七七	二,七五五	一,一〇〇	六,七五五
三重	六,六〇六	一〇,六六六	二,三三三	二,三三三	二,二二二	二,二二二	二,二二二	二,二二二	二,二二二	二,二二二	二,二二二	二,二二二	二,二二二
滋賀	九,三三三	一,一八二	九,九九九	七,三三三	五,八八八	七,七七七	六,九九九	七,三三三	七,三三三	二,九九九	二,九九九	二,九九九	二,九九九
京都	三〇,〇三三	三,一四四	一,一四四	一,〇〇〇	九,八八八	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇
大阪	一六,四九九	三,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三
兵庫	一六,八八八	二,六六六	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
奈良	三九,四七七	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三
和歌山	七,三三三	七,三三三	七,三三三	七,三三三	七,三三三	七,三三三	七,三三三	七,三三三	七,三三三	七,三三三	七,三三三	七,三三三	七,三三三
鳥取	三,六六六	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三	一,七三三
島根	一〇,五五五	八,八八八	八,八八八	八,八八八	八,八八八	八,八八八	八,八八八	八,八八八	八,八八八	八,八八八	八,八八八	八,八八八	八,八八八
岡山	九,六六六	七,八八八	七,八八八	七,八八八	七,八八八	七,八八八	七,八八八	七,八八八	七,八八八	七,八八八	七,八八八	七,八八八	七,八八八
広島	七,七三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三
山口	一〇,八八八	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六
徳島	一〇,二九九	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六
香川	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
愛媛	三,七三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
高知	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
福岡	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
佐賀	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
長崎	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
熊本	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
大分	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
鹿児島	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
計	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇

第三表 各年度別新規育英獎勵狀況調 (昭和十四年三月末現在)

學校別	年度別	六昭年度和	七昭年度和	八昭年度和	九昭年度和	十昭年度和	十一昭年度和	十二昭年度和	十三昭年度和	十四昭年度和	十五昭年度和	計
中等學校	六昭年度和	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九
專門學校程度以上	六昭年度和	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
計	六昭年度和	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
學校別	年度別	六昭年度和	七昭年度和	八昭年度和	九昭年度和	十昭年度和	十一昭年度和	十二昭年度和	十三昭年度和	十四昭年度和	十五昭年度和	計
中等學校	六昭年度和	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九	二,一九九
專門學校程度以上	六昭年度和	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
計	六昭年度和	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇

各年度別卒業者調 (昭和十四年三月末現在)

學校別	年度別	六昭年度和	七昭年度和	八昭年度和	九昭年度和	十昭年度和	十一昭年度和	十二昭年度和	十三昭年度和	十四昭年度和	十五昭年度和	計
中等學校	六昭年度和	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
專門學校程度以上	六昭年度和	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
計	六昭年度和	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七











府縣名	昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度		昭和十一年度		昭和十二年度	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
京 都	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
大 阪	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
兵 庫	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
和 歌 山	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
鳥 取	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
島 根	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
山 形	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
靜 岡	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
愛 知	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
三 重	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
茨 城	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
千 葉	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
群 馬	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
埼 玉	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
兵 庫	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
大 阪	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
京 都	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

第六表 低利資金貸付事業中融和生業資金貸付状況

府縣名	昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度		昭和十一年度		昭和十二年度	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
三 重	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
滋 賀	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
大 阪	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
兵 庫	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
和 歌 山	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
鳥 取	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
島 根	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
山 形	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
廣 島	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
山 口	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
香 川	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
愛 媛	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
高 知	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
長 門	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
佐 賀	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
熊 本	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
大 分	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
宮 崎	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88
鹿 兒 島	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

第三編 融和事業行政



# 第四編 融和運動

## 概説

昭和十三年度の融和運動は融和事業完成十箇年計畫の第三年次として遂行されたが、此の間特筆すべきことは、物資調整の強化に據る地方改善應急施設の實施に協力すると共に時局に對應する融和運動の展開に努めた事であつた。

即ち同年六月全國融和事業協議會を開催し、昭和十三年度融和事業遂行上特に留意すべき點に就て審議の結果具體的事項を決定し、同時に「時局に對處すべき融和事業の具體的方策」が決定され、更に十四年三月開催の中堅青年研究協議大會に於ては「新東亞建設の國策に即應し地區更生上採るべき方策」が決定された。

本年度の融和事業は以上の會議に於て決定されたる方針に基いて自覺更生施設、教育教化施設、時局對策施設其他各種施設が實施されたのであるが、十三年七月以後の物資調整の強化に依り融和事業關係地區に及ぼせる影響に鑑み、政府では地方改善應急施設を實施せられ、之に對應して中央融和事業協會では、地方別協議會を開催し趣旨の徹底に努めたので

あつた。其他時局に對處する各種の施設が實施されると共に、時局に即應する融和運動の具體的方針の研究も屢々行はれた。

## 第一章 融和團體諸會議並協議要項

拾ヶ年計畫第三年次たる昭和十三年度に於ける融和事業の實施方針、時局對策施設の徹底に關する中央融和事業協會主催の全國協議會、地方別協議會は第二編所載の通りであるが府縣融和團體等に於ては夫々府縣下融和運動進展の爲、總會又は大會を二一回役員會三四回其他の會合二五回計八〇回を開催してゐる。協議内容を觀るに時局下に於ける融和運動の實踐方針に關する事項が著るしく多數を占め劃期的な傾向と見られる。

### 融和團體諸會議

團體名	總會並大會	役員會	其他ノ會合	計
下野昭和會	1	1	1	1
群馬縣融和會	4	3	2	18
埼玉縣社會事業協會	1	1	1	1
東京府社會事業協會	1	1	1	1
神奈川縣青年會	1	1	1	1
富山縣融和會	1	1	1	1
石川縣融和事業協會	1	1	1	1
福井縣親和會	1	1	1	1
山梨縣共愛會	1	1	1	1
長野縣同仁會	1	1	1	1
靜岡縣社會事業協會	1	1	1	1
三重縣厚生會	1	1	1	1
滋賀縣昭和會	1	1	1	1
大阪府公道會	1	1	1	1
兵庫縣清和會	1	1	1	1
大和同志會	1	1	1	1
和歌山縣同和會	1	1	1	1

### 第一章 融和團體諸會議並協議要項

轉業資金補助、就職仕度金補助、共同施設費補助、失業者應急救済費補助、職業輔導豫備訓練講習會ニ關スル件

融和促進上教育教化施設ノ運営、市町村融和機關ノ活動強化ニ關スル件

時局下最モ適切ナル融和事業實施方針ニツキ協議、地方改善應急施設ノ重要性ニ鑑ミ之レガ實施上ノ事務打合

事業計畫豫算決算事業打合

時局下ニ於ケル融和精神普及徹底、差別事象ノ絶滅、轉業資金貸付ニ關シ一發會計ヨリ繰入ノ件

豫算決算事業計畫協議

時局下ニ於ケル融和促進ノ適當ナル方策、地區ノ自覺更生ノ方途ニツキ協議

物資統制ニ因ル對策、失業者救済、轉業資金貸付ノ件協議優良地區觀察ノ件指導事務分擔ノ件

豫算決算事業計畫事業方針ニ就キ趣旨ノ徹底並事業遂行上ノ協議、物資動員ノ影響ヲ受ケタル業者救済ニ關スル件

更生計畫ニ對スル打合協議

豫算決算事業計畫協議

豫算決算事業計畫協議

事業促進ニ關スル協議

融和運動ヲ活潑ナラシムルタメ一層地區民ノ自覺ヲ促スコト地區更生上全縣的聯絡ヲ圖リ更生運動統一機關ヲ整備シ之ガ擴大強化ヲ圖ルコト

轉業資金貸付ニ關スル件、労働者實費宿泊所設置ニ關スル協議豫算決算事業計畫協議

長期建設下ニ於ケル融和運動ノ具體的方策協議











